

ISSN0549-365X

日本経済政策学会編

国際化時代の経済ルール

日本経済政策学会年報XLV

1996



日本経済政策学会編
勁草書房発売

日本經濟政策学会編

国際化時代の経済ルール

日本經濟政策学会年報XLIV

1996



日本經濟政策学会編
勁草書房発売

本年度共通論題

『国際化時代の経済ルール』

日本経済政策学会は、第五十二回大会を平成七年五月十三日(土)、十四日(日)の二日間にわたって、東京大学経済学部(本郷)において開催した。

第五十二回大会の共通論題は、次の主旨から「国際化時代の経済ルール」となった。現在、企業活動のグローバリゼーションが急速に進むなかで、貿易・直接投資に関する制度、政府規制、独占禁止法、知的財産制度等が国際的な調和を求められ、従来のGATT体制からウルグアイ・ラウンド後のWTO体制、政府規制の緩和と国際協調、独占禁止法の国際統一、知識的財産制度におけるTRIP協定等に関する議論が盛んである。プログラム委員会はこれらの企業行動を律する法律や協定を「経済ルール」と呼び、共通論題として経済ルールの国際的統一・協調に関する現在の問題と今後のあり方について議論することを提案した。テーマは、本部 各部会の了承を得て、最終的に「国際化時代の経済ルール」に決定した。この共通論題に関して重要な三つのサブ・テーマが選定された。

(一) 國際的調和への課題

(1) 國際化時代における日本の課題

(2) 國際化時代における政府規制のあり方

第一のサブ・テーマでは上記の主旨を国際的な観点に立って総合的に論じ、第二のサブ・テーマではおもに日本の課題を論じ、第三のサブ・テーマでは規制緩和に焦点をあてて論じていただくことにした。共通論題の報告者は、このやや難しい問題を的確に分析し、示唆に富む報告をしていただいた。座長の加藤寛教授および新野幸次郎教授から「いまや経済ルールばかりでなく社会、政治のルールの国際的協調も必要になってる」という指摘が印象的であった。

準共通論題としては特にテーマを設けずに、自由論題報告として寄せられたものから共通論題と深く関連する報告を選択し、「経済ルールの形成」(三報告)と「経済ルールの国際化」(四報告)に分けて報告いただいた。いずれも共通論題を補う内容の報告が行われた。

自由論題については、例年にも増して多数の報告希望があった。上記の準共通論題を含めて五十一の報告希望があり、大會校の利用可能な教室スペースを考慮して三十五報告だけに限定せざるを得なかつた。報告を強く希望された方で当方からお断わりした方には深くお詫びを申し上げたい。なお、近年報告希望が多いため、報告をお断りする場合には次のルールに従つてることを明記し、会員諸氏のご理解をいただきたい（このうち⑥は厳格に守られていく）。

①昨年度の発表者、②既に他学会で発表した報告、③他学会での発表のほうが適当と判断されるもの、④応募締切期限を過ぎて応募したもの、⑤報告要旨を提出期限内に提出しなかつたもの。
今年は日本経済政策学会大会五十周年記念事業の最後として、学会賞受賞者を選定して授与式を行うとともに、五十周年記念論集（日本経済政策学会編『日本の社会経済システム—二十一世紀にむけての展望—』有斐閣）を刊行した。五十周年記念論集の購入代金をお支払いいただいた会員にはすでに本を郵送したが、まだ購入代金を学会本部に郵送していない会員は、学会会員全員の購入をお願いしておりますので、是非お支払いいただくようお願い申し上げます。
少ないスタッフにもかかわらず、一日間の大会を大過なく終えることができたことは、野尻武敏会長をはじめ、座長を努めてくださった先生方、報告者、予定討論者、大会参加者の皆様のご協力の賜物である。厚くお礼申し上げます。

一九九五年九月

第五十二回全国大会プログラム委員会

目 次	
本年度共通論題『国際化時代の経済ルール』	第五十二回全国大会プログラム委員会 1
〈会長講演〉	
もう一つの第三の道	野尻武敏 8
〈共通論題〉	
国際的調和への課題	碓氷尊 18
——レジーム分析の視野から——	
国際化時代における日本の課題	根岸哲 29
国際化時代の政府規制のあり方	鶴田俊正 39
——公正・効率的かつ透明な制度の創設が課題——	
コメント	若杉隆平 49
コメント	江崎光男 52
コメント	小林逸太 55
総括	新加藤幸次郎 58 新野幸次郎 58
〈準共通論題〉	
制度とルールの「進化」	中村秀一 60
——新オーストリア学派の視座から——	

非市場経済活動における経済評価のルールづくり

——テンマーク、スイス、日本の比較検討をめどして——

グローバル・ルールと国際意志決定システムの問題

永 安 幸 正 74

国際経済政策としての経済制裁

首 藤 信 彦 78

日米経済関係と日本の官僚機構

飯 島 大 邦 82

グローバル・ルールと国際意志決定システムの問題

永 安 幸 正 74

国際化時代に対応した米取引の経済ルール

——米先物市場再創設を視野に入れて——

岸 本 裕 一 86

わが国におけるデフレギヤップの大きさについて

——経済白書を批判する——

丹 羽 春 喜 91

日米摩擦と日本型資本主義の変容

山 田 榮 作 95

経済構造変化と地域合併

若 井 具 宣 101

経済学における価値観の位置

浦 上 博 達 105

——第五十一回大会テーマを受けて——

経済政策の方法論

吉 野 文 雄 113

重複世代モデルによる安全保障支出の分析

菊 地 均 109

不確実性を伴う経済改革への社会的評価

久 下 沼 仁 筍 117

経済発展論の検証

安 場 保 吉 121

——東南アジアについて——

地域統合と国際分業

木 木 南 莉 章 125

近代工業発展と国際経済政策調整

木 木 南 莉 章 125

東南アジアの経済発展と都市環境監査

影 山 優 一 129

地域間所得格差と都市化

仲 上 健 一 133

——アラブ地域における事例研究——

加 藤 一 誠 137

会計基準の国際的調和化

豊 田 光 雄 141

——国際会計基準（IAS）導入をめぐるわが国の対応——

渡 邊 真 治 151

組合交渉形態の計量分析

塙 原 康 博 146

教育バウチャードについて：経済分析と財政分析

尾 張 豊 156

日本型企業間システムの政策課題

村 上 亨 160

「十世紀・胎動する競争の変容	木下武人	164
寡占市場と遊休生産能力	竹中康治	169
メント・シーキング再考：規制緩和と圧力団体	中村まづる	177
I BMは市場を独占したか	小川敏明	181
——反トラスト法と競争政策——		
商店街の競争構造と規制の計量分析	細野助博	185
一九九〇年代のイギリス産業政策	阿部望	189
——その特徴と有効性——		
イギリス石炭産業の再建策と将来像	野村宗訓	193
——ヨネルギー分野の自由化推進との関連における——		
高度情報化社会における企業責任と産業政策	鈴木博	198
経済開放化の中国と東欧の労働力移動問題	山本太一	203
——社会主义経済転換過程の意図せざる結果——		
環境と貿易——中国の経済発展と環境に対する企業の認識・対応	荒山裕行	208
国際化時代のリサイル事業と経済ルール	稻場紀久雄	213
——やがてはんと古紙を例として——		

環境・経済統合勘定体系（SEA）の展開	有吉範敏	217
——SEA完全体系の基本構造——		
環境管理・監査の国際的システム化と産業体制	福岡克也	225
□ モンペールと環境政策	今井敷田貴博国志弘	229
〈書評〉		
富川公男著『政策科学の基礎』	新野幸次郎	234
丹羽春喜著『経済体制と経済政策』	五井一雄	236
家本博一著『ヨーロッパ「脱社会主義」への道』	香川敏幸	238
学会記事		
Summary		
Public Regulation in Turmoil	Mitsuo Sasaki	iv
—Dose deregulation accomplish international harmonization of rules?—		xiii
学年紹介（英文）		240

めぐらの第三の道

野尻武敏
（大阪学院大学）



一 國極からの第三の道

経済秩序実験の世纪

110世紀の余すところ数年、われわれは今日、この世纪がどんな世纪だったかを総括する位置にある。めぐらの前のはじだが、アーヴィング・マッタ（A. Irving Mact）は「諸秩序実験の世纪」（Jahrhundert der Ordinungs-experimente）と特徴づけた（一）。今は実験のその結果を出揃ひたようである。

最近の特記すべき関連の出来事は、なんといっても共産体制の崩壊だらう。今世纪の初めに生まれ世纪の中葉には完全に世界を一分する勢力にまで成育したソ連邦が、八〇年代末から急に倒壊を始め、九一年暮れには名実ともに姿を消して、七四年の歴史の幕を閉じた。旧共産圏のもう一つの大國、中国は、まだマルクス＝レーニン主義の旗こそ降らしてはいないが、九一年秋から掲げている「社会主義市場経済」の旗印は、共産経済体制との公然の訣別を意味する。マルクス＝レーニン主義の共産体制の興亡、いわば110世紀最大の実験の一つだったといってよい。

いはるれば、自由主義の勝利を示すもののが、八九年夏、東欧革命の幕が切って落される頃、米国の大ランク・フクヤ（F. Fukuyama）は「自由民主主義」の勝利と「歴史の終わり」を説いて、注目を浴びた（二）。共産全体主義の崩壊をもつて、自由民主主義に対抗できる本格的な体制構想はなくなり、変転の歴史は終わる、というわけである。しかし、自由主義は、勝利どころか、遠の昔に瓦解しているのであるまい。ケインズ（J.M. Keynes）が「自由放任の終焉」（The End of Laissez-faire）を告げたのは一九一六年のことであったが、ほどなく世界を襲う大恐慌によつてそれは現実となつた。いやむしろ、今世紀最大の出来事は、共産主義の興亡だけでなく、近代を代表した体制構想があい次いで崩れ去つたといふにある、といわねばなるまい。レッセフェール自由主義は三〇年代に崩れ、その混乱のなかで興隆してきた左右の全体主義も、右の全体主義（ファシズム）は第一次大戦をもつて、左の全体主義（共産主義）は冷戦の果てに崩壊し去つた、と捉えねばきであらう。現実はすでに第三の道を動いているのである。

第三の道

今日のいわゆる自由主義諸国の現実を見るがよい。ポリシー・マックスの総需要調整策、広範な社会保障、総合的な経済計画等、これらはもともと社会主義に出自をもつものである。実際、自由主義の西欧諸国で社会主義政党が政権の座に加わり始めるのは戦間期にまで遡り、じつに今日にいたるまでそれら先進諸国の現実は、自由主義の所産というより自由主義と社会主義のいわば合併なのである。この点だけからしても、旧共産圏の今日の市場経済化も、行きつくところがまゝたくの自由市場経済ではありえないことは明白だらう。自由主義か社会主義か、資本主義か共産主義かといった、まだ残る二者択一的な議論をよそに、現実は確実に第三の道を辿っているのである。

これに対応して、体制思想もすっかり姿を変えてきた。自由主義も社会主義も、110世紀後半には、古典的な装いを完全に捨てて、前者は新自由主義（Neoliberalismus）で、後者は自由社会主義（Freiheitlicher Sozialismus）に脱皮し、両者の區たりは質というより程度の差に過ぎなくなつてゐる。古典社会主義を固守してきたマルクス＝レーニン主義の内部からも、

自由社会主義に傾斜する新マルクス主義 (Neomarxismus) の体制構想が提出された。そして、現実と思想のいうした動かのなかに、最適混合体制に向けての両極体制の接近を見いだす体制収斂説 (Konvergenztheorie) も登場してあた。

これらはみな第三の道を志向するものである。あるいは全てが「第三の道」(der dritte Weg) を掲げたわけではない。それを掲げたのは、ノーベ (W. Röpke) やルストウ (A. Rüstow) のよつた新自由主義者、それビシク (O. Sik) やコクタ (J. Kosta) のような新マルクス主義者であり、後者は六〇年代から、前者は十九世紀から二十世紀の「第三の道」(der dritte Weg) を掲げたわけではない。だが、「第三の道」こそ標準はしなかつたが、西欧社会主義の主流となつた自由社会主義の戦後の体制思想が自覺的に第三の混合体制を志向するものであったことは、いに強調されてもよし。そしてティンバーベン (J. Tinbergen) やカルブレイ (J.K. Galbraith) やソローキン (P. Sorokin) は代表される体制収斂説は、最適混合体制への体制収斂の歴史動向を確定するにいたる。第三の道の議論を補強する役割を果たしてあた。

が、それのかつては明らかなるに、そのばかりとして注目されたのは社会経済のマクロの調整方式であり、総じてそれをめぐって左右「両極からの第三の道」が提示されたわけである。

II めぐら第三の道

ハリスや、比較的最近に浮上しておたむの、めぐら第三の道の議論がある。マクロの調整方式とマクロとミクロの間のいわばメゾの組織化を中心に第三の体制方向が目指される議論であり、すでにローレンス (D. Lawrence) のよみどりの方向で「第三の道」を掲げるも出でてきている。思想系譜としてははるか以前に遡るものもあるが、ソウェニシオやナボのクロード・ラ・ド・アンドレ並んで八〇年代からの目立つてくる動きである。そして、今日展開される関連の議論を大別すれば、①民主調和社会での利益諸団体の形成と結ぶもの（多元民主主義論）、②人間の回復を求めてヨーロッパの回復を図るものの（新ヨーロッパ論）、③めぐら第三の体制原理として各種の自助組織に注目するもの（新自助組織論）などがある。

論）などがある。

新民主主義論

平等の権利と結社の自由が保障される自由民主制のもとにあっては、人々はやがて利害によって集団をなし、組織を固めて要求力を強め、権利の名のもとに要求を重ねていくが、他方、票を気にする政党国家は、こうして簇生する利益諸団体の増大する諸要求にたいして抑えがきかず次々にその仕事を拡大していくがわかるをえなくなる。つまり、国家機能は増大しながら国家権威は縮小し、国の財政は逼迫していくことになる。

こうした事態にたいし、利益諸団体を切り崩すのではなくて、それがおしな組み込んだ体制方向を選ぶのがいふ。ネオ・ブルーラリズム (Neopluralismus) やネオ・ノーポラリズム (Neokorporatismus) のグループである。前者は六〇年代から後者は七〇年代から浮上していく。

(1) ネオ・ブルーラリズム ガルブレンハイの「対抗力」の理論もそれに属するが、ネオ・ブルーラリズムを代表するものとしては、ルイ・シモン・ローベンシュタイン (K. Loewenstein) の所説や、エフランケル (E. Fraenkel) の「弁証法的民主主義」(Dialektische Demokratie) が著名である。この民主体制においては、ワイヤール民主主義のナチズムによる否定が考えられ、その基本の社会編成方式は、政治過程や経済過程への諸集団の「参加」の方式となる。

(2) ネオ・ノーポラリズム いの参加民主主義といふ点ではネオ・ノーポラリズムも同じである。いにじる、大衆一政党一議会とは別の道筋で政策意思形成への諸団体（この場合は職能代表）の参加の方式が考えられる。が、いにじる、諸団体の間に対立よりも協調を期待する姿勢が強い。そしてそうした職能代表制の思想は、西欧から北欧の第一次世界大戦後の各国の協調方式の実験とも結びあう。例えば、戦後フランスの「協調経済」(économie concertée)、オランダの「社会経済評議会」(Sozial-Economische Road)、オーストリアの「物価賃金問題同権委員会」(Partiästische Komission für Preis und Lohnfragen)、西ドイツの「協調行動」(Konzertierte Aktion) などがそれである。

なお、このネオ・コーポラティズムは、第一次世界大戦後のドイツのレーク運動やイタリアのファシズムに見られたかつのコーポラティズムとは異なる。ここでは自由民主制社会での利益諸団体の形成とその要求力の伸長が背景となつており、ショミッター(Ph. C. Schmitter)によれば、それは、かつての上からの「国家コーポラティズム」とは違つて、下からの自由な「社会コーポラティズム」の性格をもつものである⁽⁶⁾。

新コミュニティ論

しかし、参加民主主義のこうした諸方式においては、構成諸団体がもっぱら権利と自利の要求に動かされるが故り、フレンケルも確認したように、期待できることはせいぜい、「妥協」である。これにたいし、新しいコミュニティ論の視角は異なる。ここでは、ゲマインシャフトリヒな広義のコミュニティの形成と拡大に新しい方向が求められる。現実には、消費者運動や市民運動やボランティア活動や各種のサークルなど、自由な、そしてしばしばインフォーマルな連帯形成に、積極的な評価が与えられるのである。

このグループに共通して見られるのは、経済合理主義ないし効率主義の支配する近代産業社会や市場社会、あるいはそのもとで官僚化していく管理機構、それらにたいする厳しい批判的態度である。このグループの発言が目立つてるのは七〇年代後半から、それも多くは八〇年代に入つてからである。

(1) ネットワーキング論　これを代表するものの一つに、リップナック(J. Lipnack) やスタンプス(J. Stamps)などによる「ネットワーキング論」がある⁽⁷⁾。ここにネットワーキングとは、「既存の組織への所属や職業上の地位や居住地域の差異をこえて」、目的や価値観を同じくする人々が自由に「人間的な連繋をつくっていく活動」である。このネットワークは、官僚的な階層組織とは対照的な、自由な個人の個々人のヨコの連繋である。ここでは個々人がそれぞれ自立するとともに相互に依存しあうことになるが、そのさい共有される目的や価値観は多様であり、そのため各種各様のネットワークが形成され、重なりあい、ネットワークのネットワーク(メタ・ネットワーク)も生まれてくることにもなる。

このようなネットワークは、行政とは別のいろいろでわがわがな問題を自ら提起しその解決策を既存の体制の外に求めるような人々によって、すでに広範に形成されている。そして近代合理主義とは異質の精神の導かれるそうしたネットワークの形成こそ、リップナックやスタンプスによれば、未来社会の予兆なのである。新しい時代は、こうしたネットワークの拡大によって官僚的な管理社会が越えられていく時代となるであろうが、この「脱官僚機構の時代」は、大古、人類が定着し階層化していくまでの「前階層社会の時代」となにか類似のものをもつことになる。

(2) ボランティア論　同様の論旨をとくにボランティア活動にかんして展開しているものに金子郁容の議論がある⁽⁸⁾。金子によれば、ボランティアは、人と人の間に「つながりをつけるプロセス」、自発性を基礎に心の通いあう「関係形成のプロセス」であり、こうしたボランティアには新しい社会の形成を促進する大きな可能性が期待できる。近代は個が独立して人間の相互依存性が低下する一方、市場の論理が支配していくなかでやがて産業・金融・行政等に、巨大なシステムが生まれ、人々の行動様式がそれらによって規定されるようになつてきたが、これにたいして、ボランティアは、今日のこの「巨大システムの鉄の檻」にひとつの「窓」を開ける可能性が期待されるからである。

そこに支配するのは市場の論理ではなくて、古代の「贈与制」と基本的に同じものである。そして歴史的に見ても、実はこの方が人間関係の「本流」に属する。カール・ポラニイ(K. Polanyi)も説いたとおり、経済はかつては共同体に「埋め込まれ」ていたのであり、経済が前面に立ち市場関係が支配していく「市場社会」は近代の特殊な產物にほかならないのである。その市場社会の「巨大システムの鉄の檻」に窓を開け人間本来の共同体的な交わりを回復していく働き、ボランティアはこうした働きをもつていて、というわけである。

新自助組織論

以上と重なるが、利益団体とコミュニティの双方の性質をもつ組織、したがつてゲゼルシャフト的かつゲマインシャフト的な組織体の機能に注目するものとして、自助組織をめぐる議論がある。中間組織論としてはこれが最も古いが、ここでも

新しい展開が見られる。

(1) 協同組合論 今日、代表的なものに協同組合論の新しい展開があり、先にあげたローレンスの中間組織論に立った「第三の道」の提唱もこの線上の議論である。

協同組合は人々の自発的な連帶による自助組織である。人がそれに加わるのは、単独では得られないなんらかの利益が得られるからであり、その意味ではゲセルシャフト的な組織であるが、協同組合は、それだけにとどまるのではないといふに特色をもつ。それは同時に、互いに助けあうゲマインシャフトリヒなひとつのコミュニティである。先の「ネットワーキング」のグループも、彼らの主張する人間的なネットワークの重要な事例の一つに協同組合をあげているが、これもそうしたところからくる。

そしてこのような協同組合の活動は、今日、多くの国ですでにかなりのウェイトを占めしており、明らかに一つのセクターを形成している。富沢賢治は、EUにおいて慣用されている「社会経済」(social economy)をこれに当てている。市場経済とも公経済とも異なる社会的な経済だというわけである⁽¹⁰⁾。そこで、この新しい協同組合論において望まれる社会編成は、私的セクター、公的セクター、社会的セクターがそれぞれに適した機能をはたしていく、相互補完的な三者構成の体系となるべく。

(2) ネギュラシオン学派 協同組合的な組織の拡大に新しい道を見いだそうとするものには、このほかにも最近では、「ネギュラシオン学派」がある⁽¹¹⁾。

このグループの代表の一人であるリップレッタ (A. Lipietz)によれば、彼らの運動は、これまで左右のいずれにも存在した生産効率第一のフォード主義、そのあとで疎外された人々——抑圧された人たち、人権を侵害された人たち、搾取された人たち——を結集し解放しようとする運動なのである。そしてその道は、私的と公的、市場と計画のどちらでもなく、その中間に人々が自律的に連帯する「第三のセクター」を拡げていく方向のほかにはありえない、と考えられる。だからま

たその組織は、協同組合の形をとるに至る。そこには、「自律性と連帯性」の原理が存在し、有用なサービスを求めるものが投資し社会的に疎外されたものが自発的に働く、こうした協同の組織が期待できるからである。こうして、この道を通して「福祉共同体」が形成されていく、それをもって同時に、これまでフォーディズム左派によって推進されてきた福祉国家の諸欠陥も克服されていくことになる。どう、このように考えられていく。

(3) カトリック社会論 しかし協同の自助組織の思想としては、ヨーロッパで最も古い歴史をもつ教説にカトリック社会論 (Katholische Soziallehre) がある⁽¹²⁾。この社会教説が資本主義と共産主義の両極の体制構想をその共通の基調をなす経済主義とともに斥け、もう一つの道として中間的な自助組織を組み入れた三層の体制方向を提起はじめた、すでに一世紀をこえる。今日、先端をいく共同体的・協同組合的な最近の議論は、ヨーロッパに最も伝統的なこの教説への回帰を示している、といえなくもあるまい。

この教説においては、自律的な人格たる人間の本性からして、まず自由競争、したがって市場経済の体制が支持される。そして、そこに生じてくる諸問題にたいしては、人格たる人間の連帯性からして、行政に助けをもとめる前にまずもって自ら助けあう自助組織を固めていくべきだとされ、「職能団体」とその機能が強調される。こうして、それでもなお解決のできない問題、原則としてはそのような問題にたいしてのみ、それを補完するものとして全体の利益（共同善）のために国が出ていくべきだとされる。そこで、望ましい社会体系は二つでも三層の秩序となる。第一に、人格たる人間の自律性から自由競争の原則、第二に、人格たる人間の連帯性から自助組織たる職能団体の形成、そして第三に、補完性と共同善の原則に従った国の対応、これらが有機的に結合された社会体系が、基本の方向となる。

III これらの議論の意味するもの

ケインズはかつて、「多くの場合において、統制単位および組織単位の理想的な大きさは、個人と近代国家とのどりか中

間にある、と私は信じる。したがつて私は、国家内部に半自治的な団体が形成され承認されるといひて進歩がある、と主張する」、と幅広い道(2)。この言葉のとおりだといひなれば、各種の中間組織とその社会的機能が多く注目を集めてあらざる最近の状況は、体制構想における「進歩」としていなければならないであろうか。しかもあれ最後に、以上見てきた「あらざる第三の道」にかかる諸議論と共通する点、あることは共通して含まれる意味について、二、三を加えて結びにがえよう。

(1) もや、これにおいては例外なく、個と全体の二つの原理の結合に加えて、両者の中間に「二つの体制原理が組み入れられる。だから、二つでは必ず、自由主義か共産主義かといった、近代に支配してきた個か全体かの一元的な体制構想が斥けられる。が、それだけではない。通常の「第三の道」のように、個と全体の両原則を結合した二元的な混合体制構想にあらざるではない。全体社会のインテグラルな構成要素として中間的なもう一つの体制原理の加わる。基本的に二元的な秩序が構想される」とになる。

(2) そして、そうした秩序をもつて近代の立場が指される。もしもその場合、多元民主主義論を別にすれば、人間の疎外や自然の破壊を随伴してきた近代の経済主義的経済発展や官僚的管理機構の超克が関心の前面に立ち、だからまたそれらを生んだ近代の物質主義や合理主義、あるいはその奥にあって近代を動かしてきた「世俗化された個中心思想」(secularized individualism)は、強い批判が向むかれね。じつは、個人格といつても共同体の回復が求められていよいよだ。

(3) 二の個中心の超克は、個中心のたんなる否定ではない。つまり、個の埋没した共同体への回帰ではなく、またそういうもののやはりえない。弁証法的な言い廻しをかりるなら、没個的な共同体の個中心的否定の否定、つまりジンテーゼとしての共同体である。個がそれぞれに独立し自律しながら、現實にも意識におこしも相互に依存しあつて共生する共同体である。

(4) 二の関係は、ネットワーキングのグループの一人は、成員がおののおの全体であり同時に部分であるところからい

「個々・部分統一」(wohlparts) といふ新語をあげる。また、自律性と依存性といふ論反するものが同時に存在する二の関係は、「对立するものが補完しある」(contraria sunt complementa) といふ物理学者ボア (N.H.D. Bohr) の「相補性」の原理を見つだしてある。されば、難波田春夫があらゆる存在の実相として早くから力説しておいた実在の原理——Aは非A なるいふ、非AはAなるいふ実在である、といふ——「相互律」(Allelomorie) はせがだいな。

- (1) Müller-Armack, A.: *Unser Jahrhundert der Ordnungsexperimente*, in: *Wirtschaftspolitische Chronik*, 1972. H. 1.
- (2) Fukuyama, F.: *The End of History?* in: *The National Interest*, Summer 1989.; id.: *The End of History and the Last Man*, New York 1992. (無題紙) 『歴史終焉論』(トム・川崎翻訳) 1992(11月)
- (3) Cf. Utz, A.: *Zwischen Neoliberalismus und Neomarxismus*, Köln/Bonn 1975. S. 11.; Sik, O.: *Der dritte Weg*, Hamburg 1972.
- (4) Lawrence, D.: *The Third Way*, London 1988.
- (5) C. Nitscheler, F./Steffani, W. (Hrsg.): *Pluralismus, Konzeptionen und Kontroversen*, München 1972.
- (6) ハーバード、マーチス、ハーバード『ロードマップ』『政治学』(木鐸社) 一九八四年、八六年) 稲原。
- (7) Lipnack, J./Stamps, J.: *Networking*, New York, 1982. (日本文庫版『ネットワーキング』木鐸社 一九八四年)
- (8) 鈴木編著『ネットワーク』(鈴木編著) 一九九一年。
- (9) 鈴木編著『社会經濟の生産の發展』(出版協同組合研究) 一九九一年、11月。
- (10) ハーバード(複数)『相補論』(相補論) 一九九〇年、春原。
- (11) ハーバード(複数)『相補論』(相補論) 一九九〇年、春原。
- (12) Keynes, J.M.: *The End of Laissez-faire*, 1926, pp. 41-42.

〈共通論題〉

国際的調和への課題

——レジーム分析の視野から——

碓 水
（慶應義塾大學）

一 序——ガットレジームの変質

一九九一年に始まったBrookings Institution のプロジェクト“Integrating National Economies: Promises and Pitfalls”は、環境と資源、労働市場、ハイテク産業政策、競争政策、製品規格、課税制度、マクロ安定化政策、多国籍企業といったトピックに加え、移行途上経済の政策改革、中国の経済開放政策、途上国の貿易政策、リージョナリズムとマルティラリズムといった国際経済関係の構造的側面にかかる問題も含め、計二十一の貢献から成る広大な研究シリーズである。その焦点はそれらのトピックのすべてに共通して、国際経済システムのガバナンス・メカニズムの基盤をなす二つのファンダメンタルズ、すなわち、①伝統的な国家間システムの存続、②相互依存の深化にともなう各国の政策オートノミーの浸食、の間の相互作用にあてられている。それはいわば新世界秩序の形成にむけてじわじわと変化しつゝある「経済レジーム」群の総点検を試みるものといつてよい。

ひと括りしてきたいし、貿易問題が国内で政治化される傾向を強めた。さりとて現実に比較・集計不可能な問題が多いため一括交渉といつてもそのメカニズムは多くのトラックを同時に並行的に走らせる複雑なものになった。サービス・知的所有権・外国投資はNTBと同様安全・環境・政治社会組織などにかかる国内政策措置を巻き込むものであり、自由化と経済効率原理だけでは妥協を誘導しきれなくなってきた。価値の多様化、制度文化にかかる多元主義的イデオロギーの定着とともに、ガットレジームの指導原理は単なる「自由貿易」から「公平な」貿易へとシフトしていった⁽³⁾といつてよい。

貿易以外の経済政策問題（通貨・金融・為替レート・マクロ需要管理）と貿易問題とのイシュー・フェージョンが地域レベルの経済交渉では顕著化しつつある。グローバル・レベルでは安全保障・環境・持続的開発・地域紛争・難民といったグローバルな共有資源管理にかかる問題とのイシュー・フェージョンも次第にウエイトを高めてこよう。さまざまな問題領域で同時進行する国際交渉過程の全体をガヴァナンスの新しいシステムとみれば、これからガットも重要である。

一九九三年に催されたJETROの第五回グローバル・コントリビューション・セミナー⁽⁴⁾は企業活動のグローバリゼーションと国際的枠組みをテーマとして、ポストURのベースペクトライブの中でも今後のアンチダンピング・アンチリスト制規制やTRIP・TRIMのゆくえについて興味深い議論が多面的に行われた。「規制緩和」が相殺関税を容認すれば、それは一層の貿易歪曲をも

じいで「レジーム」とは諸国が「特定の問題領域」とに共通の問題解決アプローチに導くと期待するような原則・規範・ルール・手続きのセントラル化⁽⁵⁾を意味する。もともとIMF・世銀とならんでブレトン・ウッズ体制の枠内で成立したガット・レジームは経済ルールにかかる先進経済圏の牙城でもあり、先進国のヨーロッパの間では経済レジームとしてはもっぱらガットかOECDに注目する風潮がある。しかし東京ラウンド（TR）からウルグアイラウンド（UR）へと進むにつれて、先進経済圏の国内政策問題・政策過程自体が変化した上に、途上国の参加が次第に活発になり、経済政策の争点も拡大・複雑化するにつれて、ケネディラウンド時代には明確な意味をもった基本原則——すなわち Reciprocity, Nondiscrimination, Liberalization——がかなり変質を余儀なくされたのである。

やがて、TRでNTB問題が前面に出でて、reciprocityの概念も、特定品目を対象にした‘Specific Reciprocity’からの異品目間・異時点間のリンクageを要求する‘Diffuse Reciprocity’⁽⁶⁾である。

本稿ではポストURの主要关心事である「競争政策」と「貿易関連環境政策」について若干の考察を加えながら、国際的な制度選択の問題、共有資源（common pool resources）の集団的管理におけるインセンティブ政策の問題、さらにそれら問題への経済政策研究者のかかわり方にについて光をあててみたい。

二 競争政策

——相互承認をめぐる紛争調停メカニズム

かつて「最善の反トラスト政策は自由貿易と自由な市場アクセスである」といわれたが、現実に産業の国際的集中、参入障壁、製品差別化、価格差別化、情報の非対称性などが存在し、自由な貿易と市場アクセスだけでは資源の効率的配分がもたらされるという保証はない。例えば反トラスト法の不整合や国内産業の保護・助成策に対してガットが相殺関税を容認すれば、それは一層の貿易歪曲をも

たらすだけである。また、国内競争市場には影響しないという理由からガットはこれまで輸出カルテルを手がけてこなかった。貿易政策では「戦略的行動」を避けて貿易国間に「協力的」な解決策の採択を保証することに狙いがあるが、競争政策の場合にはむしろ市場で大企業群が協調的な戦略をとることを阻止することに狙いがあるといえる。そこで争点となる政策課題はすでにかなり整理されてきていている。主なものあげると、

- ① 諸国のカルテル禁止法、とくに例外事項の取扱の多様性（輸出カルテル、輸入カルテル、農協、R&D協力、労組団体契約交渉など）
- ② 独占力の「濫用」と合併に関する規則（とくに規模の経済を国内で享受しにくい小国にとって重要）
- ③ 垂直的な制限的慣行（調達・生産・販売の系列化、再販売価格維持や地域制約の問題）
- ④ 価格差別化（反ダンピング法における「構成価格」、学習効果に立脚したフォーワードプライシング、不況期における間接費比重の増大の問題など）
- ⑤ 多国籍企業に特有な問題（国際市場割当、技術ノーハウの国際普及にかかる制限的行為、価格差別化・価格裁定により平行輸入を阻害する行為など。OECDガイドライン（一九八六）は拘束力なく、事実上諸国の政策デザインに反映されていない）。

競争政策は他の産業政策・社会政策・経済政策との関連で理解されねばならないから、このような問題セットがそれ自体で完結可能であろう。国際企業の戦略パワーに対する愁訴は経済的弱小国からより頻繁に起こるであろう。国際交渉プロセスには、②議題設定・争点整理、⑥具体的なルールづくり・モニタリングと、⑤遅れいるメンバーへの能力構築協力という三つの局面がある。WTOレジームがガットと異なり中核に「国際機関」を備えることになった現在、途上国は規範・ルール交渉に参加しながら合意の条件としてWTOが国内競争法の制定や産業調整政策にかかる「能力構築」事業を活発化することを期待するはずである。

ブルックリングズ・プロジェクトで競争政策をたがけたシアラーは、「モニターされた分権化」と「紛争調停サービス」を骨子とするアプローチを推奨している。まずは枠組み合意によりWTO内に「国際競争政策室」（ICPO）を設置してモニタリング体制を整えてから、締約国の提訴を受けて具体的ケースについて調停機能を発動するようになるまで、七年をかけてその機能の正当性と権威を獲得していくという案である（7）。UNCHE（一九七一）からUNCED（一九九二）へと進んだ国際環境交渉のマネジメントにおいてモーリス・ストロングが強調した‘Process is a policy’の考え方を通ずるものがある。

な交渉議題となりうるかどうか疑わしい。反トラスト法がどのような機能すべきかについて国際的な合意が固まっているわけではない。「競争法は自動車みたいなものでそれ自体が競争に曝されて改善されていけばよい」（8）というのは乱暴な考え方である。放っておけば泥沼へのレース（race to the bottom）に陥るが、「効果理論」とか「適者生存論」の隠れ蓑を着た大国のヘビーライディングを許すことになりそうである。

競争政策当局が外国のカルテル的組織に対抗しようとするとき必然的に国境を越える司法権の行使の問題が生じる。異国間調整の過程で制度の「相互承認」を原則とするにしても、礼讓（comity）のあり方に関するコンフリクト（基本的に消極的礼讓か積極的礼讓かの選択の問題）が起きやすい。しかし制度の「相互承認」から政策の「相互調整」へと進む道はまだよくならされていない。アメリカは一九九一年にEC・カナダ・オーストラリアなどとの分野で二国間協定を結んだが、法的拘束力はないものとされている。相互告知手続き、情報交換、反トラスト法行使上の協力、礼讓に関する協議、調停手続きなどについて原則を決めている。いわばそのマルティラテラル化の可能性がWTOでとりあげられることになりそうである。ただし「相互調整」よりも一段進んだ明示的な「政策調和」（例えばフロン利用制限に関するモントリオール・プロトコールのような）までは考えられていないようである。

JETROのセミナーでは、とくに先進国からの参加者たちはこれをいきなりWTOにあげるよりは当分二国間・三極間、あるいはせいぜいOECDレベルで交渉を進めればよいとする意見が支配的だ。筆者はこのアプローチに賛意を表したい。けだし、レジーム形成は滑りやすい坂を這いあがる行程に似ており、当初から究極的な最適の政策パッケージを夢見て果てしない議論に明け暮れるよりも、「小さな合意」から出発してその歯止め効果を活かしながら徐々に積み上げていくという、いわゆる“SLIPPERY HILL STRATEGY”が肝要だからである。

三 貿易関連環境レジーム（TREMs）

この問題領域では、上るべき坂の長さと滑りやすさは競争政策レジームの場合の比ではない。何よりも貿易関連側面が「製品」ではなくその製品工程・組織制度の特性に則して吟味されねばならない。しかも「環境」といってもローカルなもののから地域特有のもの、さらにはグローバルなものへと多岐にわたり、識別されている問題領域も気候変動御、熱帯雨林保全、海洋資源保全、砂漠化防止、生物多様性、酸性雨対策、持続可能な農業開発、人口動態、有害物質・廃棄物処理、等々となるが、それぞれについてのレジームづくりはWTOの本務ではない。

最近のマグロをめぐるUS対メキシコの紛争でガットパネルがメキシコに軍配を上げたことなどからガットはアンチグリーンという陰口をえきかれた。これまでのガットではこれから頻発しそうな環境問題にからむ貿易紛争を調停しにくいという反省が強まっているのは確かである。

「絶滅の危機に瀕する生物の貿易の禁止」にかかる条約（CITES、一九七三）や熱帯林産木材貿易に関する条約（一九八三）においても通ずるものがある。

ついて、貿易制限措置だけでは保護されるべきエコ資源のストックの減少を招く可能性があることを理論的に示す研究も進んできた。例えば、木材貿易の制限措置は輸出者の交易条件を悪化させ（輸入者の限界効用弹性がより大きいとき）彼らの森林資源保全への投資インセンティブを弱めるから、結果は森林破壊につながる可能性がある⁽⁸⁾。目的が資源保全であれば市場制限と同時に制限対象資源の保全のための投資を促進する政策の併用が必要である。メキシコ・マグロの場合は、アメリカは輸入禁止措置をとる前にメキシコ漁業に対して捕獲行動モニタリング装置の提供とか「イルカにやさしいマグロ」のHFC・ラベルの導入などに援助すべきだったということになる。

モントリオール議定書によるフロン・ハロンの利用制限も、貿易制限条項により非締約国を不利にするムチだけでなく、途上国へのフロン代替技術の移転の補助というアメを織り込んでいた。CFCレジームは後述するようにいろいろな点で幸運なケースであったが、炭酸ガス、メタンガス排出規制や生物多様性の場合は明らかにもっと厄介である。

まず、ミニマム安全基準、またはエコシステム保全に関する閾値条件について科学的不確実性が大きい現状では、「未然防止の原則」をオペレーションナルなルールに翻訳することがむずかしい。ブルッキングズ・プロジェクトの中で「環境と資源」を担当したクーパーは、気候変動が現実に明白となりその影響が現実問題として認知されようになってから適応政策を発動する、という伝統的なアプローチだけが実行可能だとさえきめつけている⁽⁹⁾。

一四であるがメタンガスもふくめると比は五七対四三となる⁽¹²⁾。途上国とのエネルギー消費については、現在のエネルギー・運輸部門の経営不効率の改善や先進国のクリーン・エネルギー・技術の譲許的移転の可能性を考慮すると、供給効率上昇の価格効果により将来の消費成長率を抑えることは困難であると思われる⁽¹³⁾。

そうとすれば、当分は途上国側からの地球環境対策への貢献は森林枯渇防止・再植林といった活動への投資に限られそうだ。先進国がたといモデストな率でも炭素税・環境税の導入にふみければ、その税収を途上国のかーボン・シンク信用基金にあてるにこより先進国のエネルギー効率やエネルギー代替に投資するよりもグローバルにはより大きな温暖化抑制効果がえられる⁽¹⁴⁾。这样一个ナリオはリオ会議以前からも行われていた。

四 共有資源 (common pool resources) の管理と経済インセンティブ

O E C D 環境委員会の「課税と環境」タスクフォース最終報告書⁽¹⁵⁾は、市場ベースのアプローチとして環境税（とくに炭素税）をファーストベストとし、同じ「市場ベース」の政策用具でも補助金（汚染者負担の原則に反する）や特定目的税（税収受取側の革新意欲を弱める）はセカンドベストでしかないとしている。ソーシャル・ネット政策によって低所得層などを負の環境税の対象とする等の制度的工夫の必要も強調されている。しかし肝心の課税の効力については経済学者の予測力があまりあてにならない。現在では、やはり低い税率から始めて段階的に引き上げていく Slippery Hill Strategy

オゾン層保護条約は合意目標の政治的価値、科学的知識、および経済インセンティブというレジーム成立の三本柱がすべて整っている意味で例外的に幸運なケースであった。科学的知識の面では、一九八五年ファーマーが南極上空に予想以上に巨大なオゾンホールを発見したこと、科学界も政界もショックを受け、それまで不確実性のために停滯していた交渉を一気に決着させた⁽¹⁰⁾。インセンティブの面では、後述のようにフロン代替技術をもつ Dupont や ICI など少数の「受益層」の利害が環境主義者の利害と一致して両者が結託してレン特供給的な環境規制に強い支持を与えたといいきさつがある。

クーパーの消極策にコメントしたアンダーソン（Anderson 1994）は、クーパーよりややポジティブなかたちでの「小さな合意」を具体化する構想がURの末期にECの石炭生産者補助削減案に即して取り沙汰されていたことに言及している。石炭補助金の削減は海外から低硫黄石炭の輸入を増やし、EC内の石炭価格は不变でも海外での石炭価格の相対的上昇が起こり、所得上昇とグローバルな石炭消費抑制、その上にヨーロッパに降る酸性雨も減るというシナリオである。且つO E C D でそれをミニヨーレーン・モデルで確かめる作業が進行中のことである⁽¹¹⁾。

不確実性との関連では、確たる数量的情報の不在のために、重要な温暖化ガスのひとつであるメタンガスの排出（米作や畜産が主たる排出源）について大きな責任を問われるべき途上国が、現行の気候制御条約では免責ということも留意しておきたい（エネルギー源による炭酸ガスだけをとると排出源の相対比は先進国八六対途上国が推進される。また、新税導入より政治的抵抗の少ない「規制」策との適宜の組合せが望ましいとされている。

「課税」か「規制」かは公共選択論でも重要な課題であるが、エコノミストを除くと、一般には行政も企業も個人も税より規制を選好する傾向がある⁽¹⁶⁾のは皮肉である。エコシステムの不可逆的な損耗が始まると「閾値条件」について不確実性が高いと、負担の帰属ははつきりしているのに物理的な環境保全効果もその「便益」も曖昧になる。そのため税忌避傾向が一層強まる。「未然防止」戦略の発動には結局安全性のマージンに関する倫理的な判断が決め手にならう。初等レベルからはじめるべき環境教育システムの変革といった長期的対応をさておけば、経済政策論の枠内では「倫理」の問題はむしろ「インセンティブ」政策デザインの問題として操作化されざるをえない。

ここで、共有資源（厳密には教科書的な公共財概念と異なり、ストックが控除可能でクラウディングの可能性もあるもの）の保全にかかるルールづくりについては、④スティグラード状況と⑤オルソン型状況があり、インセンティブないし補償政策が後者の場合にとくに重要になると特筆しておきたい。

生産企業は一般に①現行製品の代替・補完にかかる規制、②価格固定化、③新しい競争者の参入の抑制をふくむような規制の導入には積極的であるが、④スティグラード状況とは、規制の便益が少數者に集中しそのコストがひらく多数の人々に帰属する場合をさす。モントリオール・プロトコールはまさにこのケースであった。他にも、区域指定や環境アセスメントをともなう地域開発規制、リ

サイクリング可能な包装を義務づけるドイツやカナダの規制、医療廃棄物の処理に特殊な技術・手続き（大規模処理業者のみがみたせる条件）を義務づけるアメリカの規制、などが例としてあげられる。

この場合、レント追及者のインタレストが公共のインタレストと符合しやすく、規制の導入が容易になるばかりでなく、規制の安定性にもつながる。ただし、公平性、一般的厚生基準をみたしにくいという難点がある。参入障壁に嘆く弱小企業などには技術普及や投資振興のための補助政策がとられる必要がある。

いわゆるエコビジネス市場の創出に意欲を燃やす多国籍企業群が環境レジーム進展の先導的勢力になる可能性に期待がよせられているようであるが、その契機となるのは諸国間の環境規制がステイグラ一型の状況を生み出すときである。最近、南北環境技術移転交渉で多国籍企業との「長期的ペートナーシップ」という呪文がいとも容易に口にされるが、エコビジネスを支えるべき知的所有権の問題がそんな呪文だけで解消されるはずはない。やはり、先進的企業のインセンティブを損なうことなく同時に後発企業の追従の障壁を低めるよう巧みにデザインされた公共的振興策が必要であろう。

⑤オルソン型状況は、ステイグラ一型と対照的に、規制の便益は多数者に及ぶがその費用が少数者に集中する場合をさす。このときは特定グループの利害と公衆一般の利害との符合が自然に起らなければ、費用負担の集中するグループ（例えば排気ガス規制では石油精製業者や自動車製造業者）に適当な補償を与えないといふ、かれらが規制導入の反対勢力として組織力を発揮する。日本とアメリカの排

気ガス規制過程を比較すると、日本が巧妙な補償策を制度に組み入れたのにアメリカはそれをしなかったために規制が遅れたと見るむきもある（17）。補償策の巧みな導入によって補助金シーカーと環境主義者との結託が促されればよいが、下手をすると、より大きな補償の期待がかえって規制反対勢力の組織化を招く可能性もある。オルソン型状況ではステイグラ一型状況のようにな公平性問題に悩むふしが少ないけれども、リントンシーカーに押しつぶされないような（間接的な）補償策のデザインと導入途上の交渉プロセスの巧みなマネジメントが重要な課題となる。

地球環境レジーム形成では南北関係のペースペクティブの中で効率性と公平性の問題を取り組まなければならない。端的にいって、リオ会議にいたる PrepCom の過程の最大焦点は「金融資源」と「技術移転」の問題であり、ポスト・リオの今日、国連内に新設された「持続可能な開発ミッション」（CSD）でも同じ問題が毎年の恒常的な優先議題になっている。

原則論として「移転可能な開発権」（TDR）という概念（18）を打ちだすひともあるが、重要なのはその充足にかかるオペレーションナルなインセンティブ政策のデザインであろう。ちなみに、「債務一環境スワップ」もTDRの要素をふくんでいるが、適用がアドホックである上に取引コストが高いという難点がある。加えて、債務の二次市場での高い割引率は公平性基準とは無関係であり、環境保全的な開発権の価値と失われた経済開発機会の価値とのギャップを埋めるルールはまだできていない。

世界環境ファシリティ（GEF）は九三年に入つて PA（Participants' Assembly）というかたちでその多国間マネジメントの「民主化」にいきつけたが、その事務局スタッフは南北の Joint Implementation とか Incremental Cost Financing とかといった原則のツメを急いでいる。それは、グローバルに有効な環境保全活動を行う途上国に新規の追加的な融資を提供することを先進国に義務づけようとするものである。環境投資のグローバルな限界純便益が途上国で投資するほうが大きい、という効率基準にも整合的であり、砂漠化防止の枠組み条約にもすでに同種の原則が盛り込まれたようである。原則は原則として、これを厳密な数値に翻訳する仕事はなかなかむずかしそうである。実際の適用においてはやはり問主观的に成立する「公平性」基準が介入する（19）。

五 國際交渉における知識と政治の相互作用

集団的合意の持続可能性は、「目標」に関する政治的な合意と問題の因果関係に関する知的・技術的合意とが所与の議題に即してうまく融合させられる程度に依存する。そのような融合に堪えうる知識の体系をエルリスト・ハースは「合意的知識」（consensual knowledge）と呼ぶ、そのような知識の提供に積極的にかかる政策研究者集団を「Epistemic Community」と呼んでいる（20）。この点について筆者はすでに他所で論攻してきた（21）ので、ここでは国際的ルールづくりの領域における「経済政策学」のあり方という見地から若干補言するにとどめた。

国際交渉プロセスにおける議題設定・争点整理・ルールづくりの局面でヨコノミストに期待される仕事として次のような四つをあげ

てよいであろう。

- ① 議題となつて いる問題の因果関係の分析（問題の診断と構造化（problem nesting））
- ② 政策オプションの考察（政策ガイドラインと政策用具（デザイン））
- ③ 政策オプションの効果分析（グローバルな効果と交渉にかかる主要な利益集団ごとの便益・費用分析）、そして
- ④ オプションの政治的選択に資する代替的選択基準の明示化とシミュレーション（多目的・多効用モデルによる意志決定支援ソフトの活用など）。

多様なインタレストをもつた多数の国々が参加する多国間合意を支えるのは異問題間・異時点間のインシュー・リンクエージである。インシュー・リンクエージが単なる政治的・一時的なかけひきではなく、学界・政界の双方に受容された因果関係の実体的・分析的な知識によって支えられているとき、はじめて知識が政治を「調停」したといえる。そのための因果分析、政策分析は理想的には、気の遠くなれるほど厄介な条件を充たさねばならない。すなわち④所与の問題領域と他の問題領域との直接・間接の関連に意を払い因果関連の全体を把握する」と（Non-decomposability の充足）、しかも④短期・中期・長期の因果・効果分析を並行的に用意して異時点間のインシュー・リンクエージの可能性をひろげることが望ましい。とかく専門の細分化・製品差別化に高い価値を与える社会科学界にとってそれは「神の冒瀆」とおえひびくかもしれないが、最近流行の「総合政策学」志向は少なくとも出発点ではそういうチャレンジ精神を鼓吹す

ためのと考えたい。それでも「基礎研究」の隠れ蓑が事態を曖昧にしやかにされども、少なくとも地球環境や持続的開発にかかわる政策研究ではこのチャレンジ精神を具体的な方法に結実させるといふことが急務であら。

方法の問題は組織的な問題と切り離せない。現実の交渉過程に比較的近い位置にあつて上記の四種類の研究活動にたずさわる人々こそが、'Epistemic Community' のメンバーたりうるわけだが、政治的に重要な議題に経常的に取組む立場ではすでに幾多の「シンクタンク」型組織が生み出されたのである。ウルグアイラウンジのサービス交渉を支えた知的組織を例に検討した最近の研究(22)では、Epistemic Community の「第一層」と「第二層」が区別されている。前者は政府や企業集団等に内蔵されている職業的分析家、後者はもつと中立的な学界の研究者から成る。第一層が事前交渉段階での議題提起の局面でリーダーシップをとるのにいたり、第一層は、議題をめぐる争点が複雑化し争点整理 (issue consolidation) のために特定のインタレスト・グループに影響されない中立的・理論的解明が必要になるときに活躍する。それはサービス貿易の自由化をめぐる途上国群の当初の闘争の反発を前向きの交渉活動と転換をやるのに大いに力があった。そのため、因果的知識の共有を前提とした「圧力集団 (pressure group)」やAdvocacy NGOs の国際的結託は Epistemic Community へと歸属される。'Issue Network' へ呼ばれる。第一層の政策研究者にとっては政治的選好ではなくあくまで理論的規範が重要であるが、その學問的武装が政治的説得力をもつたために翻案されると

より肝要である。

交渉がルールづくらの段階に進むにつれ再び第一層が具体的な政策オプション形成に知恵を貸すが、代替的オプションの便益費用分析 (それも代替的な評価基準に即したもの) はむしろ第二層にむけた仕事のはずである。後者の好例として海洋法交渉の場合のMITの政策シミュレーション・チームや欧州酸性雨交渉の場合のECEの活動などがあげられる(23)が、政策シミュレーション家と外交官との有効な対話を組織するのあまり容易ではないのである。

また、ルールの細目が問題になる段階は政府官僚と法律専門家の独壇場となり、ヨーロッパは残念ながら蚊帳の外にとどまりそうである。なお、メソバ一途上國の「能力構築」プログラムにかかる技術的専門家は通常政治的交渉過程から遠いところにあり、'Epistemic Community' の構成員とはみなされない (やなみに複雑な国連機関の知的基盤の主要部分が交渉にかかわる合意的知識の形成よりも能力構築のための技術協力行政に特化しているのは残念である)。

これまでじつは政界や政府行政は知識ベースの不十分な交渉議題についてもじつと積極的に学界からの貢献を刺激すべきである。気候制御レジームを支えてきた政府間ベースの科学者ペネルIPCCの一応の成果をみせたのは「自然」を代表する自然学者の作業グループ (WGI) だけだ、人間社会へのインパクトと政策オプションの形成・評価にかかわるぐる作業グループ (WG2・WG3) はほとんど休眠状態のまま推移してきた。加えて、「科学者の良心」に固執して政治的交渉グループ (IWC) が望むよくな確答をなかなか

か出さないしな」(24)の自然学者たちの「政策盲痴」に対し

ても失望感が深まつてゐる(25)。アシハシタ21の具体化プロセスの推進とグローバルなサーカスのマニアズムのために新設された国連の持続的開発会議 (CSD) も、それに付随する「賢人格」、「人間グループ」、「研究者集団の国際的ネットワーク」とのインターフェースの組織化によってはだんだんとこゝの動きをみせてこなしてゐる。'Epistemic Community' 自体の成長は共同で問題解決をめざる「動機」ではなくた学者と実務家のたゆまぬインターフェースから生まれる。一方では、時の議題と関連の深いテーマを取り組む専会が交渉実務家や「第一層」のシンクタンクを招き入れてあるのによから、「意念的知識」の形成に努めるといひが跡形となる。他方交渉実務家自身も世界とのインターナショナルな接觸の機会をもつて後者の研究を刺激・支援するといひが跡形となる(26)。

- (→) Krasner, Stephen ed., INTERNATIONAL REGIMES, Cornell Univ. Press, 1983.
- (*) Keohane, Robert O., "Reciprocity in International Relations", INTERNATIONAL ORGANIZATION 40 (4) Autumn.
- (*) Sjøestedt, Gunnar, "Trade Talks", in Kremenyuk(1991) op. cit.
- (*) Kremenyuk, Victor A., "A System of International Negotiations", in Kremenyuk ed., INTERNATIONAL NEGOTIATION: Analysis, Approaches, Issues, Jossey-Bass (IISAS), 1991.
- (*) 日本貿易振興会『第三回ヨーロッパ・ヨハニッシュ・ル・ヨーナー報告書』日本貿易振興会、一九九四。
- (*) Meessen, Karl M., "Competition of Competition Laws", NORTHERN JOURNAL OF INTERNATIONAL LAW & BUSINESS 72, August 1989.
- (→) Scherer, F. M., COMPETITION POLICIES FOR AN INTEGRATED WORLD ECONOMY, Brookings Institution, 1994.
- (*) Barbier, E. B. & Rauscher, M., "Trade, Tropical Deforestation and Policy Incentives", ENVIRONMENTAL AND RESOURCE ECONOMICS 4 (1), 1994.
- (*) Cooper, Richard N., ENVIRONMENT AND RESOURCE POLICIES FOR THE WORLD ECONOMY, Brookings Institution, 1994.
- (*) Warr, K., "Ozone: The Burden of Proof", NEW SCIENTIST, 22 Oct. 1990.
- (*) Anderson, Kym, "Comments" in R.N. Cooper (1994), pp. 75-80.
- (*) Subak, Susan, "Assessing Emissions: Five Approaches Compared", in P. Hayes & K. Smith eds., THE GLOBAL GREENHOUSE REGIME: WHO PAYS?, UN Univ. Press, 1993.
- (*) Churchill, Anthony A., "The Developing World: The New Energy Consumer", paper presented at the UNU Conference on Global Environment, Energy and Econo-

nic Development, Tokyo, 25-27 Oct. 1994.

- (24) Barrett, Scott, "Economic Instruments for Climate Change Policy", in OECD, RESPONSE TO CLIMATE CHANGE: Selected Economic Issues, Paris, 1991.

- (25) OECD, TAXATION AND THE ENVIRONMENT: COMPLEMENTARY POLICIES, Paris, 1993.

- (26) Barbier, Edward B., THE NATURE OF ECONOMIC INSTRUMENTS: A Brief Overview, London Environmental Economics Center, GK 93-01.. London, 1993.

- (27) Oye, K. A. & Maxwell, J. M., "Self-Interest and Environmental Management", LOCAL COMMONS AND GLOBAL INTERDEPENDENCE, Sage Publ., 1995.

- (28) Panayotou, T., "Conversion of Biodiversity and Economic Development: The Concept of Transferable Development Rights", ENVIRONMENTAL AND RESOURCE ECONOMICS, 4 (1), 1994.

- (29) King, Ken, THE INCREMENTAL COSTS OF GLOBAL ENVIRONMENTAL BENEFITS, Working Paper 5, GEF Administration, Washington DC, 1993.

- (30) Haas, Ernst, WHEN KNOWLEDGE IS POWER, Univ. of California Press, 1990.

- (31) 碇水尊^①「アスカトロニクスの開拓と黒崎経済の発展」^②『黒崎経済 XLVI-9, Sept, 1991; ③ "Basic Elements of Economic Theory: Against or Toward Global Governance"』田村謙治政策学専門報、[一九九二]; ④「アスカトロニクスの政治経済学——持続可能な発展のクローバルバッタマムおおめ」^⑤『黒崎経済』[第三回]。

国際化時代における日本の課題

根 拯
(農政大講)

はじめに

国際化時代における日本の重要な課題の一つは、国内的にも国際的にも開放的で競争的な市場を通じて消費者の利益を確保するにはどうしたらいいか、それを国際的に調和する実効性のあるルールに基づいて実現していくことにある。本稿では、このような立場から、経済政策に係る「経済ルール」のうち、それらが相互に密接な関連性を有する、競争政策に係る競争のルール、知的財産政策に係る知的財産のルール、および貿易政策に係る貿易のルールを取り上げる。

日本では、競争のルールは独禁法等、知的財産のルールは特許法、商標法、著作権法等、貿易のルールは関税定率法、関税率、外為法等が、それぞれ基本的な定めをしてくる。

日本のルールは、国際ルールに従うことが要請される。「経済ルールに」関する国際ルールには、一般的な国際ルールに係る国際法上の基本原則のほか、物の貿易のルールであるGATT、物の貿易のほかサービスの貿易や知的財産のルールを含むWTO協定、特許、商標等のルールに係るパリ条約や著作権のルールに係るパルマ条約などがある。ひととて、これらの国際ルールが、各国の自由裁量による部分や必ずしも明確でない部分が多く、その実効性も国内の

「JAPANの政策」に付随して、1994年(第1回)。

- (22) Drakes, W. J. & Nicolaïdis, K., "Ideas, Interests, and Institutionalization", INTERNATIONAL ORGANIZATION 46 (1), Winter 1992.

- (23) 碇水尊^①「九十九回」。

- (24) Lanchberry, J. & Victor, D., "The Role of Science in the Global Climate Negotiations", in The Fridtjof Nansen Institute, GREEN GLOBE YEARBOOK 1995, Oxford Univ. Press, 1995.

- (25) Girard, M., W-D. Eberwein & K. Webb eds., THEORY AND PRACTICE IN FOREIGN POLICY MAKING: National Perspectives on Academics and Professionals in International Relations, Pinter Publ., 1994.
RIO+10会議の実験の興味深さ^②。
RIO+10会議の実験の興味深さ^③。

ルールほどには十分に確保されない宿命を伴う。競争のルールはいじめば、ペナン憲章など国際的に提案されたいとはあるが、いまだ

正式の国際ルールはない。したがって、「経済ルール」の国際的な調和などしても、必ずしもその内容が一義的に決まるわけではない。しかも、国際ルールがない場合には、欧米諸国のルール——欧米諸国^④のルールは必ずしも一致するわけではないので、その中の特定国^⑤のルール——に合わせることを意味するのに過ぎないことがある。

ところが、経済「ルール」の検討は、実体ルールとその執行運用の双方を含むものでなければならぬし、法律や国際協定のような正式のルールだけではなく、行政指導のような事実上ないし非公式のルールも含める必要がある。

I 競争のルール——独禁法

競争のルールに係る国際化時代の日本の課題は、独禁法の執行運用を適切かつ積極的に行い、国際的に調和した実効性のある独禁法を確立するにとどまること。

(1) 実体ルール

日本の独禁法は、公正で自由な競争を促進し消費者の利益を確保するべく、私的独占、反競争的合併、カルテル、不公正な取引方法

などを禁止するが、この実体ルールの基本と欧米諸国とのそれとの違いは小さくなりつつある。

従来から、日本企業の系列取引（流通系列、生産系列、企業集団内取引）、輸入制限カルテル、輸入品共同ボイコット、入札談合など、日本市場の閉鎖性をもたらすとして、非難されてきた。しかし、日本の独禁法のルールは、米国やEUのそれと少なくとも同程度に、これらの慣行に対応可能となっている。輸入制限カルテル、輸入品共同ボイコット、入札談合は、いずれも、水平的取引制限であって、本質的に競争制限的であり、それ自体で独禁法違反となることは、日米欧とも共通する。一方、系列取引が、垂直的取引制限であって、経済効率と消費者利益に資する場合もあり、本質的に競争制限的であるとはいえる、それ自体で独禁法違反を構成するものではないことは、これまた日米欧とも共通する。日本の独禁法は、系列取引が「公正な競争を阻害するおそれがある」場合に、不公正な取引方法の一類型である不当な排他条件付き取引や不当な拘束条件付き取引などとして違法とする。一方、系列取引を含む垂直的取引制限については、米国では、近年、「シカゴ学派」の影響の下、独禁法の規制はほとんど停止してきだし、EUでは、市場支配的地位にある企業が用いる場合のみ独禁法上問題とされるにどまつて法違反を構成することは基本的にあり得ない。

もっとも、日本では、独禁法が原則的に禁止するカルテルや再販価格維持（以下、「再販」という）について、適用除外を認める範囲が広く、それが長期にわたって存続しているという問題がある。

（2）執行運用

競争のルールを定める独禁法の執行運用には、従来、大きな問題があつた。その原因は、公取委の怠慢に求めるところができるが、独禁法自体が社会的支持を得るのに相当長期を要したことの反映でもある。公取委は、相当長期にわたり、準司法的機関としてはふさわしくない警告や注意を中心とする行政指導的執行運用を行つてきた。このため、独禁法の実効性は大きく損なわれてきた。しかし、近年、このような状況に大きな変化が見られる。

公取委の職員は、近年、大幅に増員され、とりわけ審査部に重点的に配置されている。公取委は、近年、独禁法違反を認めた場合に

り、その縮小が課題である。しかし、近年、カルテルの適用除外制度も徐々に縮小し、適用除外の許容にも厳しい態度がとられ、適用除外カルテルの影響は小さくなりつつある。再販適用除外のうち、公取委の指定商品に係る指定再販については、今日まで存続してきた一〇三〇円以下の化粧品と一部の大衆医薬品の指定が徐々にはずされ、近い将来には全廃される見通しである。独禁法自体が規定する著作物に係る法定再販については、公取委は、従来、書籍、雑誌、新聞、CD、音楽テープ・レコードを適用除外としてきたが、現在、その範囲を限定する法改正に向けて作業中である（2）。出版物・音楽の多様性や新聞の宅配制の確保が再販適用除外との合理的理由となり得るか否か必ずしも明らかではなく、独禁法の例外である再販適用除外は、常に限定されるべく見直すことが必要となる。ただ、化粧品やCD・音楽テープ・レコードを再販適用除外とする国は他にないが、EU構成国には書籍、雑誌、新聞、医薬品の再販を許容する国があるし、米国では、近年、「シカゴ学派」の影響の下、再販規制自体をほとんど停止してきた事実にも注意が必要である。

独禁法（景表法を含む）には、過大な景品付き販売規制や持株会社禁止など日本の特有のルールがあり、外国の製品や企業の日本市場への参入を阻害するという批判もある。

過大な景品付き販売は、消費者の合理的な選択を歪めるおそれがある不公正な競争手段であるとして規制されている。過大な景品付き販売規制の参入阻害効果あるいは過大な景品付き販売が及ぼす消費者の合理的な選択の歪曲効果については、必ずしも明らかではなく、今後の検討課題である（3）。ただ、米国でも懸賞による景品付

は、非公示の警告や注意ではなく、原則として審決により正式の排除措置を命ずる方針をとっている。

また、一九七七年改正により、カルテル禁止の実効性を確保するべく、価格の影響のあるカルテルに対し公取委に課徴金の納付を命ずることを義務づける行政上の措置を導入し、その後、課徴金は、一九九一年改正により、カルテル期間中ににおけるカルテル対象商品・役務の売上高の原則一・五%であったのを原則六%に引き上げられた。

さらに、私的独占やカルテルは犯罪にもなり、実行行為者と法人企業につき、従来、三年以下の懲役または五〇〇万円以下の罰金の刑罰が定められていたが、一九九二年改正により、法人企業に対する罰金の上限が一億円に引き上げられた。もっとも、法人企業に対する独禁法違反の抑止力はまだ十分とはいえない、ほぼ同時期の証券取引法改正では法人企業に対する罰金の上限が三〇〇万円から三億円に引き上げられたことと比較しても不均衡である。独禁法違反の犯罪に対し刑罰を請求するには公取委の告発が必要であるが、従来、公取委の告発は極めて消極的であった。しかし、近年、公取委は、検察庁との密接な協力の下、告発を積極化しつつある。公取委は、石油カルテル事件以来、一九九一年に一七年ぶりにラップカルテル事件、社会保険庁目隠しシール入札談合事件と順次告発し、一九九五年に入り下水道事業団電気工事入札談合事件を告発している。

しかし、独禁法違反の被害者による損害賠償請求が機能しない状況にはほとんど変化がない。クラスアクションの導入、公取委など

の公的機関の援助の制度化、損害や因果関係の立証負担の軽減など、訴訟制度とその運用の改善が課題である。

米国は、連邦レベルでは、排除措置命令に加えて、刑罰と被害者による三倍額賠償請求の活用により、EUは、排除措置命令に加えて、違反企業の全売上高の一〇%を上限とする行政上の制裁金の活用により、それぞれ独禁法の執行力は、近年、大きく改善され、この点における米国やEUとの差も小さくなりつつある。

II 知的財産のルール

知的財産のルールに係る国際化時代の日本の課題は、独占権付与によるインセンティブ確保と独占権付与に伴う弊害防止との適正なバランスを確保する観点に立った知的財産の保護のルールを、国内的に構築するとともに、国際的にも積極的に提案して行くことにある。

(1) 保護の実体ルールと執行運用

日本は、伝統的な特許発明、意匠、商標、著作物などの保護に加え、近年、新たに半導体集積回路の回路配置利用権の保護、コンピュータプログラムの著作権による保護、営業秘密の不正取得・使用開示に対する差止請求権の付与、サービスマークの保護などのルールを整備し、国際的水準に適合した知的財産保護の実体ルールを基本的に確保している。

したがって、日本では、今回のTRIPS協定に基づき知的財産保護の実体ルールの基本を改める必要はなかった。TRIPS協定

(doctrine of equivalents)——記載されたクレームと法的に均等と評価できる範囲まで特許保護を与える、という考え方)が採用されず、記載されたクレームの厳格な文言解釈に傾き特許保護の範囲が狭くなり過ぎること、および、②特許の審査・付与に長期を要し特許期間が実質的に大幅に短縮されてしまうことがあった。

日本におけるそのようなクレーム解釈の政策的含意は、従来、ペイオニア発明は欧米企業が行い、日本企業は専ら改良発明や応用発明に従事していたことから、ペイオニア発明の特許を巡回する日本企業の改良発明や応用発明による特許取得を容易にすることにあた、と評価できる。しかし、今日では、日本の技術水準の向上は著しく、国際的調和の要請もあり、クレーム解釈のあり方に再検討を迫られている。結局は、裁判官の裁量に委ねざるを得ないのであるが、法的安定性や予測可能性を犠牲にすることなく、適正な特許保護を与え発明へのインセンティブを確保することになる、クレーム解釈が求められる。

特許の審査・付与の遅れに関連しては、英語出願制度の導入、特許異議申立てによる出願公告制度および特許付与前の異議申立て制度の廃止と特許付与後の異議申立て制度の導入、さらに、特許庁の職員、とりわけ審査官の大幅増員、日本企業に対するそれ自体としては経済的利用価値の高くない発明に係る過剰な防衛的特許出願の自肅要請などが行われている。いずれにせよ、日本としては、審査は特許出願から三年以内に開始・二年内に終了というそれ 자체としては合理的な米国の要求に応えるべきである。

また、一九九〇年の不正競争防止法の改正により、営業秘密の不

を受けて、知的財産保護の実体ルールとして改められたのは、特許期間の変更(従来、出願公告から一五年で終了するが出願から二〇年を超えることができないとしていたのを、出願から二〇年で終了することに改めたが、実質的な変更とはいえない)、原子核交換の方法により製造されるべき物質の特許の容認、発明の実施行行為の大(従来の「物の生産、使用、譲渡、貸し渡し譲渡、貸渡のための展示、および輸入」に「譲渡または貸渡のための申出」が追加された)による特許権の効力の拡大、およびワインとスピリットの地理的表示の保護の追加に過ぎない。

TRIPS協定交渉に関連しては、むしろ、米国特有の特許の先発明主義を先願主義へ移行させることに失敗したことの重要性を指摘すべきである。国際的には先に出願した者に特許権を付与する先願主義が確立している。先発明主義は、先発明者の出現により事後的に特許権者の地位が覆されることがあり得るために、法的安定性や予測可能性を著しく損なう。しかも、米国は、発明日から特許が付与されるのは米国で行われた発明のみであり、外国での発明については出願日からしか特許付与を認めない差別を行ってきた。TRIPS協定は、特許付与を発明地により差別することを禁止しており、米国にこの点を改めることは義務づけられるが、先発明主義自体を替わるものではない。EUなどと協力して、国際的に不整合な米国の特許制度の改善を求めることも、日本の課題の一つである。ところで、日本の特許制度の問題点として内外から指摘されたいた重要なものの、①特許侵害訴訟における特許請求の範囲(クレーム)の解釈において、欧米諸国において採用されている均等論

正取得・使用・開示に対する差止請求権が認められたが、憲法の要請する裁判公開原則により、事实上その権利を裁判上行使できない、という問題がある。欧米諸国では、裁判上一定の秘密保護措置がとられている。合理的な秘密保護措置をとることは、裁判公開原則の下でも可能であり、早急に解決されるべき課題である。

(2) 知的財産権の制約

知的財産の保護が本来の趣旨であるインセンティブ確保を超えて行われる場合には、独占の弊害をもたらし、新たな知的財産や製品の登場や利用を妨げ、究極目的である産業の発達や文化の発展にもマイナスとなる。知的財産の保護にも一定の限界があることは、国際的な合意がある。TRIPS協定においても、特許等技術の強制実施権の設定と技術ライセンス契約による権利濫用的行為または反競争的行為の規制について明示的に認めている。

日本の特許法は、米国が批判する、公共の利益のための通常実施権設定、利用関係に基づく通常実施権設定および不実施の場合の通常実施権設定の各裁判制度を有するが、いずれもTRIPS協定の容認するところである。いずれの制度も、発動例はまだないが、自立的なライセンスを促すとともに、独占権という強大な特許権に対するチェック機能として働き、産業の健全な発展に寄与する可能性を有している。それらの活用が今後の課題である。

日本の著作権法は、コンピュータプログラムに対する保護が、プログラム言語、規約および解法には及ばないことを定めている。米国の著作権法もTRIPS協定も同様である。これらを保護し独占権を与えることの弊害が大き過ぎるからである。もっとも、著作権

法の保護対象は表現であるから、それ 자체では表現ではない言語、規約および解法に保護が及ばないことは、当然ともいえる。しかし、これらが具体的にプログラムとして表現される場合には、保護が及ぶことになるかが問題となる。とりわけ重要なのは、規約に属するインターフェースやプロトコルの場合である。インターフェースやプロトコルが保護対象に入り特定企業の独占権に属することになると、円滑な通信を妨げ、コンピュータ等の互換機製造を不可能にして、独占の弊害は著しい。一方、インターフェースやプロトコルを保護対象から除外することになれば、それらの開発のインセンティブが失われる。そこで、インセンティブ確保と独占の弊害防止とを両立させる制度的工夫（例えば、報酬請求権制度－合理的かつ非差別的条件によるライセンス制度）が必要であり、国際的な合意作りが課題である。

技術ライセンス契約に係る権利濫用的行為または反競争的行為の規制は、一般に、独禁法により行われる。日本の公取委は、従来から、この問題に注目し、特許・ノウハウライセンス契約と独禁法が禁止する不公正な取引方法との関係に関するガイドラインを公表してきた。一九八九年のガイドライン（³）によれば、ライセンサーの特許権者やノウハウ所有者がライセンサーの実施権者に対し、販売価格の制限、再販売価格の制限、契約終了後の競争品・競争技術の取り扱い制限、研究開発の制限、特許権消滅後（ノウハウ公知後）の技術の使用制限・ライセンス料支払義務、改良・応用技術のアサインバック（無償譲渡）と独占的グラントバック（無償の独占的実施許諾）について、原則として不公正な取引方法に該当し違法となる

ことを明らかにしている。EU委員会もほぼ同様のガイドラインを公表しているが、米国司法省は、知的財産権の保護強化の観点から独禁法による技術ライセンス契約への規制を極力控える態度を示している（⁶）。国際的技術ライセンス契約が広範に行われている今日、ライセンス意欲の確保と製品および技術の開発と利用に係る競争の確保との適正なバランスを図りつつ、各国の規制ギャップを縮小し国際的調和を実現していくことが課題である。

（3）並行輸入と知的財産権

真正商品の並行輸入（以下、「並行輸入」という）は、国際的な商品の自由な流通を促し、内外価格差の是正と消費者選択の拡大に大きな役割を果している。しかし、並行輸入がこの役割を果せるか否かは、知的財産のルールに係っている。TRIPS協定は、並行輸入の許否につき規定することをせず、各締約国に判断を委ねている。

日本の商標権や特許権には輸入権を含むことが明示されている。したがって、これを文字通り解釈すれば、権利者の許諾のない並行輸入は、商標権や特許権を侵害することになる。しかし、並行輸入の果たす役割を重視して、並行輸入を許容する解釈論が駆使される。

商標に特別の独占権を与えるのは、商標に出所識別機能と品質保証機能があるからであるが、真正商品の並行輸入の場合は、権利者の許諾を得ていなくとも、このいすれの機能を害するものではない。というが商標機能論である。商標機能論を採用した一九六六年の

米国やECは、従来、保護主義的傾向を強め、GATT原則から逸脱したダンピング規制を発動してきた。WTO・アンチダンピング（AD）協定は、このようなダンピング規制の濫用を防止する一定の規定を設けている（⁹）。

ダンピング規制はある商品の輸出価格が国内価格（正常価額）より廉価であり、当該商品に係る輸入国の国内産業に実質的な損害を与える、当該産業を保護する必要があるとき、その差額（ダンピング・マージン）を限度として関税を課すものである。米国やEUによるダンピング規制の重要な濫用例は、以下のようなものである。

まず、非対称的な価格比較である。GATT・ADコードは、国内価格と輸出価格の比較は公平に行われることが原則であり、それがその販売条件の差異等に妥当な考慮を払い、同一段階で比較すべきものと規定していた。しかし、米国またはEU域内に輸出者の関連会社がある場合には、輸出価格から全販売経費（EUでは利益も）を控除する一方で、国内価格の算定においては、当該販売に直接関係する経費しか控除せず、営業所の経費等の間接的な販売経費は無視または控除額を限定していた。この点について、WTO・AD協定は、価格比較は公平に行われることが基本であり、販売に係るすべての経費が控除されるべきであるとして、より明確になっている。

次に、不公平な価格比較である。国内価格と輸出価格とを比較する場合、複数の取引がある場合には、まず、加重平均により国内価格を計算した上で、国内価格よりも高い輸出価格は国内価格と同一（すなわちダンピング・マージンが士〇）であるとみなしてダンピング・マージンを計算するので、個々の取引ごとまたは加重平均同

三 貿易のルール

貿易のルールに係る国際化時代の日本の課題は、GATTとWTO協定の枠組みに基づく自由で公正な貿易ルールの構築とその実効性の確保に向けてイニシアティブを發揮することにある。

（1）ダンピング規制

士で比較すればダンピングがないのに、人為的にダンピングが創出または拡大されたりすることがある。この点について、WTO・A D協定は、原則として、加重平均価格同士または個々の取引価格同士で比較すると規定された。しかし、加重平均した国内価格と個々の輸出取引価格とを比較する例外が曖昧な条件の下に認められており、依然として、不公正な価格比較が行われる危険が残されている。

さらに、ハイテク製品等の発売当初や工場のスタートアップ時期に行われるフォーワード・ブライシングを通常の販売慣行として認めず、当該販売をコスト割れと認定し、国内の生産コスト、一般管理費および利益を積み上げた理論上の構成価額(constructed value)を算定し、これと輸出価格とを比較する方法でダンピング計算を行っている。また、景気変動に伴うコスト変動により生ずるコスト割れも通常の販売慣行と認めず、上記のような構成価額を算定し、これと輸出価格と比較する方法でダンピング計算を行っている。WTO・A D協定は、フォーワード・ブライシングに関する原則規定を新設し、スタートアップ時期におけるコスト調整に際しては、調査対象期間において急低下するコストを反映することとされている。しかし、その期間以降のコスト低下は考慮されず、依然として、通常の販売慣行とは遠いものとなっていている。一方、景気変動によるコスト割れについての規定は導入されなかった。

米国では、構成価額の算定に際して、一般管理費は生産価格の一〇%以上、利益は生産原価に一般管理費を加えたものの八%以上という形で下限が法定されていた。GATT・A Dコードは、「利潤

としての付加額は、原則として、原産国の国内市場において同一の一般的な部類に属する商品の販売によって通常得られる利潤を超えるものであつてはならない」と定めていたが、WTO・A D協定は、原則として、調査の対象になつてている輸出者・生産者による同種の商品にかかる通常の商取引における現実のデータをベースとしなければならない」と改正された。米国の従来の算定方法は、GATT・A DコードにもWTO・A D協定にも適合しないものであり、修正されなければならない。

なお、WTO・A D協定には、米国やEUがとつてきたダンピング規制の迂回防止措置の規定がない。このことは、迂回防止措置を認めないことを意味するものと解釈すべきである。迂回防止措置が許されるとすれば、日本は、その統一的ルールの策定に積極的に参画しその濫用に歯止めをかける必要がある。

日本のダンピング規制(不当廃棄関税)の発動例は、一九九三年一二月中国産のフェロシリコンに係る一件にとどまる。ダンピング規制は、本質的に、国内産業保護に向けられた競争制限的な措置であり、その発動は極力避けるべきである。日本としては、例外的にダンピング規制を発動する場合には、WTO・A D協定の原則を遵守するとともに、なお残存する米国やEUによる濫用的なダンピング規制の排除に努め、WTO・A D協定のルールの実効性確保のために、より司法化したWTOの紛争処理手続を活用して積極的な行動を起こすことが求められる。

(2) 輸出自主規制

WTO協定は、GATTの下で原則禁止の輸入制限と同等の効果

を持ち得る灰色領域であった輸出自主規制を全面的に禁止している(19)。これにより、従来、日本が米国やEU向けに行ってきた輸出自主規制は、一九九九年未までには全廃される。本来、輸入国によるセーフガード措置の発動などGATT上正当化される手続に基づく措置を実施すべきであり、輸出自主規制の廃止は当然のことである。

もっとも、この輸出主自規制の禁止は、締約国に向けられたものである。企業が自主的に行う輸出主規制は、WTO協定の対象外である。そうすると、今後は、輸入国は、輸出国ではなく、輸出企業に直接輸出自主規制を要請することにより、輸入制限と同等の効果を持ち得る新たな灰色領域を登場させる可能性もある。企業が自主的に行う輸出自主規制は、輸出カルテルであり、独禁法の規制対象となる。輸出カルテルは、輸出国の独禁法にも違反し得るが、輸入国との独禁法にも違反し得る。しかし、輸出国によつては、純粹の輸出カルテルは自国の市場に影響がないとして独禁法の適用がないとする国もあるし、輸出カルテルを独禁法の適用除外にしている国もある。輸入国は輸出自主規制を要請したのであるから、独禁法の発動はしない。そうなると、輸入国が輸出企業に要請した輸出自主規制である輸出カルテルは、輸出国、輸入国のはずれの独禁法の規制に服さない場合も出てくる。したがって、実質的に輸入制限と同等の効果を有する輸出カルテルであつても、WTO協定にも各國独禁法にも服さないことになる。

輸出自主規制を禁止するWTO協定の実質的趣旨に照らせば、輸入国は、輸出国の輸出企業に対し輸出カルテルの要請を行うべきで

はない。日本が、輸入国の場合にこのような要請を行うべきではないことは当然であるとともに、輸出国の場合にも輸入国の要請を受け付けて結結される輸出カルテルを独禁法により禁止しなければならない。この輸出カルテルが輸取法に基づき独禁法の適用除外を受け得る場合であつても、通産省は、輸取法に基づき、当該輸出カルテルにつき、禁止し、廃止し、または許可を拒否しなければならない。

将来は、GATTないしWTO協定に国際的な競争のルール(独禁法)を組み込み、輸出カルテルを含むカルテルを禁止して行くことが課題となる。

(1) 近年の独禁法の執行運用について、「特集——市場開放と独禁法の課題」法律時報六六巻七号(一九九四年)。

(2) 公正取引委員会に設置された政府規制等と競争政策に関する研究会再販問題検討小委員会の中間報告書「再販適用除外が認められる著作物の取扱いについて」(一九九五年七月)、「特集 著作物の再販の見直しについて」公正取引五〇号(一九九五年)。

(3) 公正取引委員会「景品規制の改正案について」(一九九五年六月二九日)公正取引特報一三五四号、公正取引委員会に設置された景品規制の見直し・明確化に関する研究会の報告書(一九九五年三月)。

(4) 公正取引委員会は、一九九五年一月、独立「禁止法第四章改正問題研究会を設置し、株式会社解禁のあり方につき検討を始め、同研究会は、一九九五年一二月二七日、部分解禁を提言する中間報告書「持株会社禁止制度の在り方について」を公表している。その後、改正作業が開始している。

- (5) 上杉秋則編著『特許・ノウハウライセンス契約と共同研究開発——公正取引委員会ガイドラインの解説』(商事法務研究会、一九九一年)。
- (6) 横尾哲「技術ライセンス契約と独禁法」知的財産研究所五周年記念論文集『知的財産の潮流』(一九九五年)二九二頁、米国司法省・連邦取引委員会「知的財産のライセンシングに関する反トラストガイドライン(一九九五年四月六日制定)全文』国際商事法務二三三卷九号・一〇号(一九九五年)。
- (7) 大阪地判昭四五・二・二七判例時報六二五号七五頁。
- (8) 東京高判平七・三・一二判例時報一五一四号三頁。
- (9) 小室赳夫『国際取引とワライシング』(日本機械輸出組合、一九九三年)三三頁、通商産業省通商政策局編『一九九五年版不公平貿易報告書——WTOと主要国々の貿易政策』六九、八七、一七三頁(一九九五年)。
- (10) 通商産業省通商政策局編・前掲書一〇六頁。

国際化時代の政府規制のあり方

——公正・効率的かつ透明な制度の創設が課題——

鶴田俊正

（専修大学）

一 政府と産業との関係はどうあるべきか

のが含まれており、社会的規制についても抜本的な見直しが必要なことを指摘しておきたい。

規制(Regulation)には政府規制(Government Regulation)と独禁法規制(Trade Regulation)がある。前者は直接規制、後者は間接規制とも呼ばれる。規制緩和・見直しは政府の最重点の経済政策となりつつあるが、今日の日本では、政府規制は緩和・見直しを、独禁法規制は強化の方向が鮮明となっている。このことの意味は、経済社会の中で市場が機能する領域をいつそう拡大していくことにより、換言すれば政府と産業との関係を抜本的に見直し、市場の自然のリズムを復元させようという試みであるともいえる。

政府規制には経済的規制と社会的規制がある。経済的規制とは、事業者の参入・価格決定その他の事業活動に対する規制であつて、規制を受ける産業の特性によつて、これらの規制が合理性を有している場合とそうでない場合とがある。社会的規制とは、保健・衛生・公害・環境保全・防災・国土利用・教育・文化など市民生活に密接に関連した分野での規制を指すが、これらの社会的規制のなかにも、時代遅れとなつてしたり、事業者の参入制限を誘発するものが含まれていて、実態的には経済的規制と同様な効果を有するも

今日の日本では過剰と思われる規制が実に多くの産業分野で観察可能であり、このような過剰規制を前提とすると、政府本来の仕事が放置され、不必要な分野に過大なエネルギーが投入され、この結果、国民の経済的厚生が歪められている可能性が強いといえる。したがって、規制緩和をめぐる論点は、高齢社会における政府と産業とはどのような関係にあるべきかと言いたいこともできるのであって、経済体制のサブシステムとしての政府と産業との関係を根本的に見直していくことを主な論点がある。

日本社会はしばしば競争社会と指摘されている。確かに、製造業を中心として活発な企業間競争が展開され、このような競争が技術進歩を促し製品の質の改善・価格の引き下げを誘発し、国際社会における日本の立場を著しく強化してきたことは紛れもない事実である。日本経済の繁栄はこのような競争性と密接に関連しており、競争を抜きにして今日の経済パフォーマンスを考えることはできない。

しかし、日本社会は競争がすべての経済領域を包み込んでいるわけではないし、競争が必ずしもすべての面で公正であるともいえない。“護送船団方式”としばしば指摘されているように、日本社会には非競争的分野ないしは競争の微弱な分野とが存在し、競争的分野と非競争的分野とが共存している社会である。バブル崩壊過程で顕在化した金融・証券不祥事は、日本社会の中で競争のルールが必ずしも明確となっていないことをはからず明らかにしたといえる。

日本社会に競争的部分と非競争的部分とが並存していることは、や情報偏在が存在する場合には、企業の参入・退出、サービスの質と量、投資、税務・会計などに関する行動を公的機関が規制することは必要でさえある。このように政府介入が経済学的にみて容認される部分があるにせよ、日本が規制国家といわれる理由は、日本の政府規制制度は政府介入を必要とする根拠が必ずしも合理性を有していない場合が多く、見方によつては無原則と思われる介入が行われた場合が少なくないことがある。

二 規制緩和・二つの座標軸——国際軸と歴史軸

政府規制の緩和・見直しといったテーマは、国際的な視点と経済発展過程における政府の役割の変化といった二つの側面から接近するのが妥当である。いわば、国際軸と歴史軸との接近である。

日本経済の市場開放が国際間の通商上の大きなテーマとなつたのは一九六〇年代からであった。時代によつてその内容・特徴は変化してきたが、今日でも日本市場の閉鎖性が国際社会で大きな論点となつてゐる。国際社会の相互依存関係が深化し、経済活動が国境を越えて営まれるようになった現実を踏まえると、規制を見直し、参入障壁を絶えず見直していくことは永遠の課題であるといえる。

規制緩和・見直しの視点としてこのような国際関係を絶えず意識し、国際社会での秩序を有力のフィルターとして日本の諸制度を客観的に観察して、継続して日本の市場秩序を見直していくことが必要であるが、同時に、日本の経済発展過程において政府と産業との関係はどのような特徴を有し、それが日本の経済的厚生をどのように歪めてきたかの視点も重要である。この際に重視されるべきこと

政府規制産業が幅広く存在していることと、独占禁止法の適用を免れている独禁法適用除外制度の存在と密接に関連している。政府規制制度は公正取引委員会の産業連関表を活用した推計によれば、第一次産業、第三次産業を中心として幅広く存在し、規制産業の付加価値額の合計はGDPの約四〇%を占めてさえる。

日本の政府と産業の関係を考える場合に次の論点にも十分に配慮することが必要である。すなわち、アメリカでは独占・寡占に対する規制行政が政府の産業活動に対する介入の契機をなしていたのであって、日本のようないくに産業保護・育成という視点は伝統的に小さかつたことである。反面、日本では伝統的に独占・寡占の弊害から市民生活を守るといった観点はあまり重視されずに、圧倒的に産業保護・育成といった視点が重視されたことである。日本が“規制國家”といわれるほどに政府の産業活動への介入が多くの分野で行われているのも伝統的な政策スタンスと無関係ではない。

このことは、日本の経済発展の主眼が欧米先進国へのキャッチング・アップにおかれながらであつて、このために全ての産業行政は保護・育成というスタンスを長年維持しつづけてきたし、いまなお、このようなスタンスから行政の産業行政は自由とはなつてない。日本ではこのような目標を追求するため、明文化されていない行政指導が通常の産業行政を推進していく上で活用されており、産業行政の透明性・公開性という面で大きな問題を内包している。

しかし、政府規制のすべてが資源配分の効率性という観点から考へて否定されるべきものではないことはいうまでもない。自然独占

は、参入障壁を見直し、日本市場の閉鎖性を克服する試みは、日本の経済的厚生を高める可能性を有しているという論点である。

経済の発展過程の中で政府がどのような役割・機能を果たしてきたか、また人々は政府にどのような期待をもつていていたかといったことについては、国によつて大きく異なる。日本では、明治以降に殖産興業政策が展開され、政府が産業化の先頭を走つていた時代が比較的長期にわたつてつづいたが、明治から大正、昭和に至る過程で経済システムの中での市場の機能は次第に高められ、昭和の初期には「古典的な市場経済に近い性質」をもつてゐた。

日本の経済体制が大きく転換し、資源配分・所得分配に政府が大きく関与し始めたのは、一五年戦争、特に一九三七年の日中戦争の開始が転機であった。この年を分岐点として日本経済は統制経済に移行し、政府の経済計画によつて経済が運営されるようになり、経済統制を支えるさまざまの仕組みが形成された。

このような統制の仕組みが、当時、戦争遂行といった目標に沿つてさえもが、すべて円滑に機能したというわけではない。しかし、これらの法制度の一部は敗戦とともに破棄されたが、同時に多くの法制度と経済慣行とが戦後改革の対象からはずれ、第二次大戦後も継承・維持されるようになつた。日本の経済システムの原型をこの時期に求める考え方は、このような側面に着目したものである。

戦後においても、産業政策が産業化の推進に深く関わつてゐた時代があった。特に敗戦直後の経済的混乱の時期には戦時統制の体験が産業復興に十分に活かされたし、また、その後の経済発展の過程においても、戦前・戦後の体験を通して、日本には政府が経済活動

に関与することを、いく自然に受け入れる風土が形成されたといえる。今日においても政府が産業活動に強い影響を与えているのは、日本の経済発展過程において政府が果たしてきた役割・機能を抜きにしては考えられない。

経済活動に対して政府がどのような機能・役割を果たすべきかといふ人々の期待は、時代と共に大きく変わってきた。経済発展過程の当初は（戦後においても）政府に対してやや過大と思えるような信頼を寄せていた時代があった。このような時代には「政府の失敗」など考え方もなく、逆に、市場が機能しない領域が必要以上に過大に設定され、政府が経済活動に関与することをむしろ積極的に望んでいた時代があった。

第二次大戦後に、日本ではGHQの方針に沿って政治改革、教育改革および経済改革が幅広く行われ、戦前の仕組みの徹底的な見直しが行われた。経済の民主化は、財閥解体、過度経済力集中排除法による企業の解体、農地改革、労働改革など幅広い分野で実施された。また、戦前に経営の中枢で活躍していた経営者の多くは公職追放された。同時に戦時中の統制的措置を決めた諸制度・法律の見直し・廃棄も行われた。

しかし、産業のあり方を包括的に決めた各種の業法の温存されたものが多々あり、なかには農業統制のように戦時体制下での仕組みがそのまま戦後も継承され、また、酒類販売の免許制のよう一九三七年に始まつた「日中戦争」の戦費調達のために、安定的な財源確保という意図から三八年に導入された仕組みなども温存されていった。

三 政府規制をめぐる三層の問題

日本の政府規制制度には以下三層の領域の問題が含まれていよう。

第一は、規制が必要とされる分野でも政府による過剰規制の結果、資源分配・所得分配の両面で著しい歪みが発生しているケースである。たとえば、地域独占、情報格差の存在、内部補助などの観点から、市場メカニズムに資源配分を委ねた場合にはさまざまな問題が生じる可能性のある産業があり、これらの分野では必要な規制の範囲を超えて過剰規制が広く行われているといえる。

たとえば、電力、ガスなどのエネルギー産業、電信・電話などの地域独占、内部補助が問題となる産業では、価格規制こそは必要であるが、参入規制は思い切って緩和して、競争を活性にする措置が必要と思われ、金融・証券・保険のように情報格差が大きく、かつ信用秩序の維持が国民経済上の重要な課題となっている場合には、参入規制は必要となるが価格規制は完全に撤廃して自由な競争による価格形成につとめることが望ましい。また、電力・電信・電話などの諸産業においては価格制度などの彈力的な料金制度が模索される必要がある。

第二は、規制が本来的に必要ではなく、市場システムに財・サービスの供給を委ねても資源分配・所得分配上、格別の問題がないにも関わらず、規制が幅広く行われているために消費者利益が損なわれているケースである。

この分野には多くの規制産業が含まれる。たとえば、倉庫、

占領政策の一環として政治・教育・経済改革が行われた反面、官僚機構は内務省が分割された以外はほとんど無傷で残った。官僚たちは民間人の多くが公職追放されたのとは対照的に追放されたものほど僅かで、戦前・戦中の統制経済を担った多くの官僚たちが戦後も行政の中枢を担つていった。これらの人々が「政府の失敗」に思いをはせる集団であるはずがなく、「政府の信頼性」を前提とした経済の枠組みがつくれられたこと、あるいは戦前から存在している制度を無批判的に継承し、それが国民経済の発展にとっていかに不都合であるのかが問われないままに今日に及んできたといえる。

今日、政府規制制度は第一次産業と第三次産業を中心に、また一部の第二次産業などで幅広く觀察されるが、これらの多くは戦前からの法制度が戦後も引き継がれていたもの、また、戦後の経済発展の過程で新規に導入されたものや、あるいは、石油業法、百貨店法のように戦前の仕組みが高度成長期に再び導入されたものなどが、戦後、戦時統制の見直しの一環として廃止されるが、高度成長期に戦前と全く同じ仕組みが改めて導入されたものであった。

このようにみると政府規制の緩和という政策課題は、戦前から日本経済が継承してきた経済・社会システムを見直そうというテーマに他ならないし、二一世紀に向けて政府と産業との関係はどうあるべきかといった主題と密接に関連しているのである。換言すれば資源分配・所得分配に政府は何處まで関与し、市場にどこまでを委ねていくべきかといったテーマと重なっているのである。

トラック、タクシー、酒類免許制、大店法、食料品加工業の原料調達規制、醸農品価格・糖価など価格安定のための規制、石油業法による規制など規制の根柢が経済学的にみて全く曖昧であるにもかかわらず、歴史的慣習で規制がつづけられている分野が実に多数存在している。日本の規制産業全般を観察したときに規制が適切で何ら問題がない産業はごく稀で、恐らく、多くの規制産業は以上のいずれかに該当することになろう。また、独禁法の適用除外制度の対象産業もこの分野に属するといえる。

このような分野における規制を合理化する論拠として、しばしば産業組織の「過当競争」性が指摘される。しかし、この種の議論は原因と結果が逆転している場合が多い。重要なことは、「過当競争」状態がもし観察されたならば、それはその産業固有の現象なのではなく、参入規制・価格規制などの政府規制が行われた結果として退出障壁が形成され、このことを原因として「過当競争」的な産業組織が出現しているとみるべきであろう。

第三には、必要とされる適切な規制が行われていなかつたために国民経済的にみて資源分配・所得分配上の問題を抱えているケースである。たとえば、外部性が存在し資源分配を市場に委ねた場合は資源の有効利用が妨げられたり、あるいは、市場の中でルール通りに各経済主体が行動しているか否かを監視する必要性があつたにも関わらず、このような監視のための規制が緩やかであつたために、経済的公正が歪められるなどの問題が存在している。前者の典型的としては都市問題が該当し、後者の象徴的な出来事はバブルの崩壊過程で顕在化した証券不祥事等が想起されよう。

政府規制制度の資源配分・所得分配上の問題点は複合的である。

第一は、政府規制産業では政府による参入規制と価格規制の両方ないしはいずれか一方が行われており、このような規制が行われてることは、当然の帰結として競争が微弱であるか、競争が行われても無駄な競争である場合が多い。『護送船団方式』という呼び方はこのような競争状態を巧みに表現したものということができる。このように競争が制限されている状態は明らかに消費者利益よりも生産者利益が尊重され産業が保護されていることを示している。

第二は、日本における政府規制制度は、行政がさまざまな行政指導によつて産業活動に介入する結果、多くの場合に制度透明性が確保されていないという問題がある。たとえば、新規参入は法制度によつて決められている形式要件を満たしているだけでは不十分で、多くの場合に需給調整方式と呼ばれる人為的な調整を余儀なくされている、このようなケースではどのような条件が満たされれば参入が可能なのかが、第三者には見極めがつかないケースが多く存在する。参入条件が人為的に歪められ、不透明となつている場合はそれだけ参入障壁は高まり、産業保護が強化されることになる。

第三に、参入障壁は地元同意の原則が採用されているといつそう強まることになる。地元同意の原則とは地元の同業者の同意がなければ新規参入を認めないようなケースをいい、このような地元同意の原則がインフォーマルな仕組みとして採用されている場合には、新規参入はそれだけ困難となり既存企業の既得権益を保護することにつながりかねない。

四 「後発国型保護行政」から「ルール型規制」への転換

規制のあり方からするならば、従来の保護行政という観点からではなく、ルール型の規制へと転換していくことが重要である。ここでいうルール型の規制とは、市場取引の中で企業が遵守すべき必要最低限のルールを法律などフォーマルな形で決め、企業が法律等で定められたルールを守っているか否かを常に監視していくような規制のあり方を指す。この規制のあり方からするならば日本の政府規制制度は『後発国型保護行政』の域を超えていないといえる。また、独禁法の適用除外制度が幅広く存在していることは、競争政策をめぐる枠組みが先進国型のそれへと必ずしも転換していないといえる。

後発国型の政府介入政策からルール型規制への転換への必要性が指摘されたのは一九七〇年代の初期であった。それ以来、環境保護政策や独禁政策などにおいてルール型の規制政策が強化され、市場経済がワークする枠組みに部分的に整備されてきた。しかし、日本

第四に、価格・料金・手数料規制は各企業の『横並び意識』を醸成するだけではなく、政府によって決められて価格がしばしば限界企業温存型になつてゐるために、多くの企業に独占レント（超過利潤）が発生するケースがある。また、政府が価格決定に深く関与している場合には、経済環境の変化が生じても価格は変化せず価格硬直の大きな原因となつてさえいるのである。

企業の消費者への成果配分が、規制が存在しているために経営効率を反映したものとならず、各企業横並びとなり、消費者利益が損なわれているケースもある。この場合にも、消費者への利益還元が限界企業を念頭においたミニマム基準が適用されるために、経営効率がすぐれている企業には明らかに独占レントが発生していると推察される。

第五は、政府規制制度が企業・産業の既得権益の擁護に結びつき易いという論点である。まず、業者は規制が少しでも自己の経営上の利益となるようさまざまなる働きかけを政治・行政に対して行つたり、あるいは、新規参入や価格競争によつて個々の事業者の経営の安定が脅かされるのを回避するようになるなど、規制制度は既存業者の利益擁護的な様相を帯びることとなる。形式要件を離れた行政指導による人為的な参入規制等は、参入規制が強化される結果として企業・産業の既得権益をいつそう擁護することとなつてゐるのである。

第六は、規制変更の困難性である。規制が一度導入されると業界には規制制度の下で利害関係が形成され、規制の廃止や緩和に強い抵抗を示すようになる。また、行政当局も規制制度の下で権限が付されていたとはいえないのである。

政府規制制度や独禁法の適用除外制度が広い範囲で存在し、このために企業間競争が制限されていることは、市場システムの基本的なルールである独禁法を遵守するというよりは、やもすれば軽視するという風土を生み出しかねない。歴史的にみて日本は市場のルールを尊重するという観点よりも政府が産業活動に介入し、政府が産業を保護・育成するという観点を大事にしてきただけに、独禁法の精神を軽視するという風土がやもすれば醸成されただともいえる。とくに、独禁法の適用除外を受けているという理由でカルテルが公然と行われていたり、あるいは再販価格の拘束を行なうことは市場システムの本来のあるべき姿から大きく乖離しているといつても差し支えないであろう。

今日の日本経済は、もはや、産業の保護・育成を優先的な政策目標として掲げなければならない段階ではないことは多言を要しない。したがつて、特殊な時代を背景にして生まれた特殊な制度は、効率と公正という観点から根本的に見直していくことが必要である。ことに、国際社会から日本市場は閉鎖的であるという批判が繰り返し繰り返し行われている以上、政府と企業との関係、企業と企業との関係は国際社会からみて納得のいくものでなければならぬ。換言すれば、政府規制制度と独禁法の適用除外を見直す観点は、国際社

会における機会の平等を確保することと同義なのである。

政府規制を見直す視点は以下の諸点である。

第一は、規制と競争との関係である。一般に自由経済体制のもとでは、政府が産業活動に関与すべき分野は、自然独占の存在、公共財の供給、外部性の存在あるいは情報偏在などの理由によって市場が円滑に機能しない場合に限られている。しかし、現実には政府の産業活動への介入は実際に広い分野に及んでおり、このような政府介入によって資源の適正配分と所得の公正な分配が歪められているのが今日の日本経済の実状である。

政府介入は市場で解決が困難な問題に限って行われるべきであり、このような市場経済システムの根本原則を重視していくことが、国民の経済的厚生を高めていく上で不可欠なことである。また、国際間の相互依存関係が高まっている今日の段階では、規制の緩和・見直しが日本市場への参入障壁を低め、日本と海外諸国との関係の改善に貢献することになる。

第二は、内外価格差を縮小する視点である。内外価格差の存在それが自体は、本来、驚くべきものではない。なぜならば、自由な市場を前提とすれば内外価格差の存在は国家間の貿易を活発にして、貿易が行われることによって価格差は解消されるはずだからである。近年、『価格破壊』と呼ばれる現象が広範囲に観察できるのは、円高によって発生した内外価格差が貿易財の分野で縮小していることを意味しているよう。また、国民経済の中には土地・労働力などの生産要素や、あるいは国際間の貿易取引に馴染まないサービスなどの非貿易財が多数存在する。これらの非貿易財では所得水準が高くなる

ている消費者行動への対応が適切さを欠くことが懸念される。また、政府規制による参入規制が、新たな革新的な事業者の参入機会を閉ざし二重の意味で規制産業は資源配分上の問題を抱えることになる。

国際化の視点も重視されなければならない。日本の事業者は製造業だけではなくサービス産業においても海外の自由な市場において活発な事業活動を行っている反面、海外企業の日本市場への参入は必ずしも自由とはいえない。対内直接投資残高と对外直接投資残高の比は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどの諸国ではほぼ均衡している反面、日本は一対一七となつておらず、著しくバランスを欠いている。この原因は必ずしも単純ではないが、政府規制による参入規制がこの原因の一つとなつていているともみられる。各経済主体の学習効果という視点も大事だ。規制導入当時は事業者能力ならびに消費者能力が必ずしも十分ではなく、このため、規制を行うことによって市場や事業の安定確保が必要であった分野が存在しよう。しかし、市場経済の発展とともに学習を重ねることによって事業者や消費者能力が高まり、規制の意味が薄れてしまつていることが十分に想定できる。このように学習効果が十分に期待できるような場合には規制を行つていることはかえつて市場活力を殺滅し、資源配分上大きな問題を残すこととなる。

第四は、規制緩和は世界の潮流だという視点である。スタグフレーションが先進国を襲つた一九七〇年代に市場活力を復元することの必要性が高まり、アメリカ、イギリスなどの諸国では競争促進のための規制緩和や民営化が積極的に推進されることになった。ま

にしたがつて価格は上昇するという一般的傾向が観察され、内外価格差の存在自体が国民経済上の問題だということにはならない。

検討すべき課題は、貿易財であつたり、あるいはサービス財であつても、長期にわたって内外価格差の存在が認められるような場合である。このようなケースでは、制度・構造・慣行など自由な市場の働きを阻害している何らかの要因が存在しており、ことに政府規制制度は参入障壁と価格の硬直化をもたらして、企業・産業の生産性を上昇させようというインセンティブを弱め、この結果として一国経済の相対価格体系を歪めてしまつていると推察可能である。

たとえば、一九八五年以降の円高の過程で政府規制が行われていない自由商品の場合には輸入価格の下落がそのまま国内価格の低下へと反映している反面、政府規制産業の場合には輸入価格の下落が生じても国内価格は全く硬直化していた。このような現象が国民生活に密接に関連している財・サービスの分野で観察できることは、政府介入の結果として市場での価格形成には歪みが生じていたり、

また、自由な事業活動が制約されていて事業者間で競争が十分に行われず経営が非効率となつていて起因している。当然、これらの産業では生産性の向上にみるべきものがなく事業者の創造的な活動の余地が狭められることになる。

第三は、経済環境の変化にいかに日本経済が迅速に対応していくかという視点である。

まず、事業活動をいかに革新するかという視点が重要である。規制産業の事業活動が硬直的・画一的となつていることの結果として、技術革新・情報化の流れに立ち後れるだけではなく、多様化しる相互依存関係の強化と制度の平準化という視点が重視されねばならない。

政府規制見直しの視点は、消費者利益の重視、納税者の負担軽減、競争による効率化の推進、分配の公正化などにおかれべきであろう。しかし、国際的な視点から日本の規制制度を観察した場合には制度の透明性を確保していくことがことのほか重要なとなる。行政指導のように第三者にとって曖昧かつ不透明な裁量領域は一切残してはならないと解すべきである。制度の透明性を確保し参入障壁を低めることが国際化時代では求められているのである。

参考文献

- 植草益他『公的規制の経済学』筑摩書房、一九九一年。
植草益他『公的規制と産業』(一) NTT出版、一九八四年。
植草益他『公的規制と産業』(二) NTT出版、一九八四年。
内橋克人他『規制緩和という悪夢』文芸春秋、一九九五年。
奥野正寛他『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社、一九九三年。
加藤雅他『規制緩和の経済学』東洋経済新報社、一九九四年。
清野一治『規制と競争の経済学』東京大学出版会、一九九三年。
香西泰編『ティレグレーションの産業と金融』東洋経済新報社、一九八七年。

公正取引委員会『独占禁止法適用除外制度の現状と改善の方針』大蔵省

印刷局、一九九一年。

小宮隆太郎他『日本の産業政策』東京大学出版会、一九八四年。

中条潮『規制破壊』東洋経済新報社、一九九五年。

鶴田俊正『戦後日本の産業政策』日本経済新聞社、一九八二年。

鶴田俊正編『政府規制の緩和と競争政策』ぎょうせい、一九八九年。

鶴田俊正・矢作敏行『大店法システムと形骸化』三輪・西村編『日本の

流通』東京大学出版会、一九九一年。

鶴田俊正「フェアネス概念からの政策・制度改革の課題」『東京経済大学会誌』一九九一年。

南部鶴彦『産業組織と公共政策の理論』日本経済新聞社、一九八一年。

林堅太郎『プライバティゼーション』法律文化社、一九九〇年。

林敏彦他『公益事業と規制緩和』東洋経済新報社、一九九〇年。

松原聰『民営下と規制緩和』日本評論社、一九九一年。

山本哲三『市場か政府か』日本経済評論社、一九九四年。

山谷修作他『現代の規制政策』税務管理協会、一九九一年。

和田和宏『フランス公企業の成立』ミネルヴァ書房、一九七四年。

臨時行政改革推進審議会『規制緩和』ぎょうせい、一九八八年。

(付記) 予定討論者の小林逸太教授から懇切なコメントを戴いた。記して感謝申し上げたい。

コメンント

若杉 隆平
〈横浜国立大学〉

一 報告の特徴は、現在および将来において直面する国際的な課題への共通のルールづくりにおいて、予想される困難な状況がどのようなものであり、それらがどのような理由から困難性をもたらしているのか、また、その困難性を克服する有効な手段があり得るのかに関して的確に議論している点である。報告者が取り上げているのは、一つは、ポストUR後の課題として予想される「貿易と競争政策」であり、もう一つは一九八〇年代以降深刻化し、今後中長期的に最も重要な課題となることが予想される「地球環境問題」である。これらは、いずれも最近数年間の国連・ガット、OECDなどの国際機関において集中的に議論されている代表的話題であり

「国際間の政策・制度のハーモナイゼーション」を議論する上での恰好の材料であると考える。具体的論点として、①競争政策に関する国際間での調和を形成するための制度の選択、②環境保全に関する貿易関連措置の限界と他の政策セットとの選択、③環境(＝共通資源)の管理を実現するための国際的なインセンティブ・システムの選択、④国際ルール・政策の決定プロセスにおける専門的知識の反映の四つのテーマが扱われており、報告者の国際機関での豊富な経験をもとにした興味深い報告である。

二 報告者は、貿易問題に関する国際ルールとして競争政策のルール作りを一般的な形で取り上げているが、市場が非競争的であることは、市場が閉鎖的であることと表離一体であると考えて良い。そこで、最近の貿易問題で最も注目すべき日米自動車交渉を例に議論をさらに深めてみたい。

米国政府は、自動車・自動車部品に関する日本の政策・商慣行が米国製自動車部品の参入を制限し、差別的であるとして、WTO(世界貿易機関)に提訴し、併せて、通商法301による貿易相手国の不公正取引慣行に対する報復として、日本からの輸入品に対する制裁関税を検討することを発表した。一方、日本政府は、米国政府が通商法301により日本からの輸入品に対する制裁関税を発表すれば、WTOで定められたルール違反であるとして提訴し、紛争処理手続きに入るための準備を行った。

しかしこの問題がWTOで取り上げられる場合には、WTOにおいて合意されているルールに基づき協定違反かどうかが議論されただけでなく、それ以上の幅広い問題が提起されるであろう。たとえば、米国政府の指摘する「日本の政策・商慣行が参入制限的であり、差別的である」とする議論は、貿易に関する技術的な問題として処理するには不適切な問題である。企業と政府の関係・企業間の取引関係などが形成する日本市場の競争状態そのものに関する議論を避

けて通ることができないからである。しかし、そうした問題に関する国際的なルールは明確にはなっていない。報告者は、競争政策の国際的ルールづくりの重要性を指摘したが、問題は奥深いところに潜んでいる。

貿易を巡る国際的紛争は、関税や明示的な輸入制限といった貿易に関連する制度が原因となるのではなく、それぞれの国の市場の競争状態の違いが原因となって発生することが多くなることから、市場の競争条件に関する調和を求めるに至っている。これは、経済活動が国境を越えて行われる程度が拡大することに伴い、すなわち経済が Integrated Economy となるにつれて必然的に生ずる現象である。ところが、各国の競争政策に関する国際的調和の議論はまだほとんど着手されていないし、どの程度の国際的調和が可能であるかに関して明らかではない。国際的な調和は求められなければならないが、同時に WTO での貿易紛争の処理はかなり限られたものとなることも予想しなければならない。

三 環境保全に関して、報告者がどのような国際的な管理システムを想定しているのかは明らかにされていないが、提起されている諸論点に関して議論を深めておきたい。まず、貿易制限措置を利用するのは補助的手段にすぎないと認識すべきであろう。なぜならば、伝統的な貿易理論が教えるように、国内政策で対応することが經濟厚生をもつとも減少させない方法であり、より直接的な効果を有する政策がそれぞれの国で採用されることが政策割当の基本であるからである。貿易政策がそれに代替することには限界があるとともに、効果も疑問である。ただし、現実には、環境政策に貿易政策

が補完的役割を果たすケースは今後とも増加すると考えられる。たとえば、有害廃棄物の国境移動の制限に関する国際条約（バーゼル条約）を実施するための政策、リサイクル容器に関する輸入制限などである。このような環境保全の観点からの貿易制限の必要性は、重要なのは環境規制に関する国際的ハーモナイゼーションを実現することであることに注意したい。

四 コモンプール資源の管理については、国際的な基準をどのような内容で、どのようなプロセスによって設定し、実現するかが問われている課題である。フロンの場合には、そもそも人為的に生産された物質であり、生産・使用が特定の分野に限定されており、健康被害に関する原因と結果が直接的であるという好運なケースであった。しかし、温室効果ガスに関しては、原因と、それがもたらす効果がほぼ一致していると考えられるにもかかわらず、その結果がどの程度の被害をもたらすかに関する予測がかなり不確定であることが、国際的な対応を鈍らせていく。その意味では、科学的知識を確立し、政治的決定プロセスに多くの情報を投入することが重要であることは報告者の指摘するところである。一九九二年に採択された温室効果ガスの排出に関する国際条約に関する各国の政策の調和はきわめて難航を極めた。科学的知識・不確実性が高いという状態で、エネルギーの使用制限という大きな経済的影響をもたらす問題に着手することに躊躇をもたらしたことがその原因である。その結果、フロンのような形での合意ではなく、条約参加国がそれぞれの責任において温室効果ガスの排出量の制限を公約して、国際的なビ

アード・レビューを通じて、その実効性を担保する方法が合意された。この方法は、短期間で国際合意を得するための一方法ではあるが、実効性に疑問がある。なぜならば、各国は温室効果ガスの排出抑制のコミットメントだけを政治的にアピールするが、それぞれの国内において実効性ある政策が十分に用意されていないため、結果はほとんど保証されないという現実が、このことを証明している。

因果関係の分析、政策オプションの考察・分析、代替的手段との選択基準の提示とシミュレーションからなる経済分析・政策分析が十分でない場合には、国際的な政策調和の必要性は説得的ではない。この点で報告者による「困難な国際交渉には集団的学習過程における知識の活用が政治的決定を促す」という指摘は重要である。しかし、さらに重要なのは経済的インセンティブ（たとえば炭素税）の導入について国際的合意を形成することであろう。この場合、価格メカニズムを利用する事が、効率的な資源配分を実現するためのもっとも適切な方法であり、数量制限を直接的に行うよりもはるかに高い効率性を示すことは理論的にも疑いがない。

また、国際的に環境をコモンプールとして取扱い、発展途上国を含んだ国際的合意を形成する場合に、過去に遡って、開発の権利に関する議論（＝所得分配問題）を避けて通ることはできない。これは、新しい形での南北問題を提起することになろう。温暖化防止条約において合意された「南」の開発の権利、二酸化炭素排出に関する複数国間での共同での削減目標の設定と実現の構想、開発途上国への資金と技術の移転問題がその例である。コモンズの国際的管理と所得分配の問題とは今後の国際経済問題の主要な課題となる。

コメンント

江崎光男
名古屋大学

私は開発経済学・アジア経済論を専攻しており、根岸哲教授の法学・法律的分野には全くの初心者であるため、コメントも一般論あるいは表面的な議論になることをあらかじめお断りしておきたい。

この報告論文は、明快な論理構成に基づき、具体的ケースの分析・提案を豊富に含んでいる。その論点は、当然のことながら、エコノミストの分析・提案とは内容的に似通つたり微妙に違つたりする。例えば、競争のルールに関連して、報告論文では、垂直的な系列取引が本質的に競争制限的であるとはいはず、独禁法違反を構成するものではないとされている。これに対し、WTOの対日審査報告書は、日本の垂直的な生産系列が効率性の向上を促すことがあるとしながら、参入障壁となるかもしれないと危惧している(一九九五年五月四日付け日経新聞紙上の佐々波論文)。また、米国反トラスト法の域外適用に関する問題として、報告論文では、日本は二国間の独禁法協力体制を諸外国との間に構築し、その上で実体と手手続きを含めた国際的な独禁法のルールの策定に向けて積極的に参考すべきであると提案されている。これに対して、新堀・渡邊・岸田『WTO発足後の世界貿易』(経林書房、一九九五年)は、反トラスト法の域外適用によって起る混乱を避けるには国際協調しかないとながら、コメントを若干記しておきたい。

まず、「市場を通じる消費者の利益」についてであるが、「市場」といってもいろいろな種類の市場がある。モノの市場、サービスの市場、あるいはそれらと一緒にして、財・サービスの市場がある。また、金融資産あるいは資本取引の市場があり、技術の市場がある。そして、最後に労働の市場がある。国内的にも国際的にも開放的で競争的な「モノの市場」は消費者の利益になる。「サービスの市場」も同様である。「資本の市場」も「技術の市場」も多分同様である。問題は「労働の市場」である。国内で自由な労働の移動は一国経済の効率を高め、消費者の利益になる。国際的にも自由な労働の移動は、それが秩序だつて行われるなら、グローバルな経済効率を高め、消費者の利益になるはずである。問題は、ルールに沿つた秩序立つた移動が可能かどうか、これが日本にとっても世界にとっても重要課題であると思われるが、専門家・熟練労働者についてそれは不可能でないにしても、大量の未熟練労働者については大変難しそうで、国境は厳然として存在している。

これに関連して言えば、WTOの新・新分野の一つである「貿易

法の甘い運用を続け、国民の間に「独禁法音痴」の状況を発生させた、日本の公正取引委員会側にもあるとしている。また、知的財産のルールについて、その本来の趣旨か、独禁法とは逆方向の保護規制の強化にあるにもかかわらず、過度の保護が独占の弊害をもたらすこと、独占権付与によるインセンティブ確保と独占権付与に伴う弊害防止との間に適正なバランスをとるべきことを協調している点で、報告論文は他の文献とニアンスが違うようと思われる。また、貿易のルールに関連して、例えば報告論文末尾で、GATTなしWTO協定に国際的な競争のルール(独禁法)を組み込み、輸出カルテルを含むカルテルを禁止していく等の課題が指摘されているが、それらはWTOにおける新・新分野あるいはウルグアイ・ラウンドに続く新ラウンドの課題、すなわち貿易と環境、貿易と競争、貿易と投資などに関連する課題(例えば、中村『WTOが貿易を変える』東洋経済新報社、一九九四年)と同方向にあると思われる。

「日本の課題」に関する報告論文の内容は、論文冒頭で表明されているあるいは分析の「立場」を要約・濃縮しているように思われる。冒頭の三行の文章によれば、「国際化時代における日本の重要課題の一つは、国内的にも国際的にも開放的で競争的な市場を通じて消費者の利益を確保することにあり、それを国際的に調和する

と労働」における課題は、国境を越える労働移動ではなく、国境内で、いかにして労働基準を高め、労働ダンピングを避けるかにあら。国際的に自由に労働が移動しないにしても、自由な貿易取引によりモノが国境を越えて動き、自由な資本取引により企業が国境を越えて移動する。結果として消費者の利益は高められる。この場合の問題は、特に企業の外国進出に関連して、国籍の異なる多くの企業を中心に抱える国家は、一体いかなる利益を代表しているのか、国家の利益と企業の利益の食い違い・矛盾が今後益々拡大するという点にある。

再び、「市場を通じる消費者の利益」についてであるが、これは基本的に、競争的な「モノの市場」における「公正な価格」を通じて、「消費者の利益」を確保することを意味していると思われる。言うまでもなく、「消費者の利益」は「価格」のみに依存するのではなく、「安全性」も重要なファクターである。日本版PL法は一九九五年の七月より施行開始になっているが、三井物産貿易経済研究所『WTO』(J-MAM、一九九五年)によれば、PL法理解の基本は発想の転換にある。つまり、「危険買い手持ち」から「危険売り手持ち」への発想の転換、あるいは「用心買い手持ち」から「用心売り手持ち」への発想の転換である。このような発想の転換がなぜ現時点の日本で生じたのか。何か大きな時代の流れに関係しているのだろうか。上掲『WTO』によれば、貿易をめぐる環境要因のよう、PL問題も将来WTO体制の視野に入つてくるグローバルリシューであり日本の課題であることなので、ここで敢えて言及した。

最後に、論文冒頭・前段の「国内的にも開放的で競争的な市場」について、少し焦点がずれるかもしれないが、コメントを述べておきたい。

現在世界は、先進国・開発途上国を問わず、市場経済の時代にある。世界の大きな潮流は、計画から市場へ、政府から民間へ、集権から分権へ、中央から地方へ、国民から住民へとうねっている。

単純化して言えば、世界の流れは現在ナショナリズムからグローバリズムに向かって大きく傾斜している（その詳細は「国際問題」一九九五年一〇月号の拙稿参照）。もちろん、各国はそれぞれの軸のどこかで自國に最適なバランスをとっていると考えられる。ここで特に集権から分権へのうねりに注目したい。現在、開発途上国の中でも、特に開発戦略において、地域・住民・草の根・NGO等がキーワードになり、それらの比重も急速に高まりつつある。例えばフィリピンでは、現行の五ヵ年計画において、国際競争力とエンパワメント（民衆への権能付与）が双子の戦略として採用されている。また、一九九一年には、新しいLocal Government Codeを導入し、地方政府やNGOに大幅に権限を委譲した。もつとも、フィリピンは時代の先取りはうまいが、実施が弱いと言われている。日本でも遅まきながら、つい最近になって、「地方分権推進法案」が衆参両院を通過した。中央から地方へのうねりは世界の潮流であり、日本においても恐らくは望ましい「時代の思想」と考えてよいように思われる。このような地域への大きな流れの中で「東京への一極集中」はどういう位置づけになるのだろうか。独禁法は産業の一極集中を排除するルールである。いじみや、政治・経済・文化の一極集中を回避するルールを考えておくことも、決して無意味なことではない

ような気がする。

根岸教授の論文は「日本の重要な課題の一つは」という文章で始まり、競争ルール、知的所有権のルール、貿易のルールが詳細に検討されている。その意味で、私のコメントは相当まとをはずし、本論を迂回する結果に終わったことを最後におわびしたい。

□ メンント

小林逸太

（東海大学）

鶴田報告は、本大会の共通論題に関連して、国際化時代の政府規制のありかたについて、明確な論点を示すと共に根源的な問い合わせをおこない、これまで規制緩和論の先頭に立たれてきた研究者ならではの迫力ある報告であった。

鶴田報告は、政府規制の問題を「政府と産業の関係はどうあるべきか」という視点から取り上げ、政府－産業関係の国際的な展開とわが国における産業政策の歴史を吟味することによって、規制緩和が喫緊の政策課題としていかに重大であるかを説いている。

次に、鶴田報告では、わが国の政府規制の問題点について、それが「複合的である」として、その競争制限的性格、行政上の不透明性、既得権益の擁護、限界企業の温存、規制制度の便直性などの点を指摘している。報告者が、わが国の政府規制について批判的な立場を取ってきたことは、ひとくちよく知られていることだが、積年の的確かつ明晰な経済分析に基づく指摘だけに説得力がある。

しかし、鶴田報告の主眼点は、政府規制のあり方に対する提案の部分にある。要約すれば、国際化時代にふさわしい政府規制制度は、「公正・効率的かつ透明な制度」でなければならず、それを効果あらしめるためには「後発国型保護行政」から「ルール型規制」へと転換しなければならないという主張である。

鶴田報告の内容は、政府規制に関する歴史、制度、理論、国際比較など広範な問題点について言及されており、その全てにコメントすることは不可能であるので、以下では鶴田報告で提案された上記の「ルール型規制」をあぐる問題点を中心にコメントしたい。

鶴田報告では「ルール型」の規制とは、市場取引の中で企業が遵守すべき必要最低限のルールを法律などフォーマルな形で決め、企業が法律等で定められたルールを守っているか否かを常に監視していくような規制のあり方を指す」と定義されている。

具体的にいえば、独禁法それ自体の強化ないし運用の厳格化および適用除外制度の縮小、さらには曖昧な競争制限的政府規制や行政指導の透明化を図ることになる。そして、大切なことは、それらの施策を基盤として、企業に対し明確な市場ルールを認識させ、それを遵守させ、他方、行政当局においては、明確な行政手続きにより、できるだけ問題のある行政裁量をなくしていくことが必要だということになる。

しかし、これらを実現するには、少なくとも以下の三つの点を考慮する必要があるようと思われる。

- (1) 共通理念としての「ルール型規制」の必要性をどのように述べかに社会に訴えるか

まず第一に、鶴田報告が推進する「ルール型規制」の経済システムにするには、独禁法の強化など制度面での整備だけでなく、一般に競争ルールを尊重する精神が国民全体に深く根付いていかねばならないという点である。

既述のように鶴田報告では、「ルール型規制」を「後発国型保護行政」と対置し、わが国は基本的には後者から脱皮し、前者に転換しなければならないとしている。このような発展段階説にもとづく類型化には若干の不満もあるが、問題は明確化されたルールを、企業が、行政による強制によってでなく、みずからルールの存在意義を認め、それに自主的に従うようになることが肝要ではないかといふ点である。

たとえば、独禁政策が強化されている昨今でも、一部の業界においては、依然として談合本質が払拭されていない。こうした現実は、規制当局の執行力を強化したところでその成果があまり期待できないといふことを教えてくれている。極端な言い方をすれば、少なくとも、これまで、談合こそは彼らのビジネスのルールであつたはずで、それを一朝一夕に別のルールに変えることは容易でない。

この種の問題は、いわゆる日本の商慣行の改善といふ課題に象徴的に現れている。元来、商慣行は、その取引社会において暗黙のうちに合意された取引行為に関する相互拘束のことと、それによって取引が円滑に行われるためのルールにはならない。たとえば、アパレル業界で、依然として返品制が存続しているのは、少なくともある程度は取引当事者がその存在意義を認めているからである。

結論を急げば、いかにそれが普遍的な価値を持つたものであれ、

競争のルールを、短兵急に、このような取引社会に移植することは、大きな成果を期待することはできないであろうということである。問題はそれゆえ、どのようにしたら新しいルールが草の根レベルで根付いていくかということである。

私は、今春、米国における商慣行の調査に加わり、取引契約の内容や取引実態について学ぶ機会を得たが、そこで、取引条件の決定にあたって、きわめて公正明正大な手続きがあまねく存在していたことに改めて驚かされた。たとえば、メーカーとスーパーの取引においてアローワンスの金額を決める際にも、メーカーによって用意された各種のディールの中から、スーパー自身に有利な項目を選択できるし、ディスクOUNTを受ける際にも、契約条件のどのブレーカーを適用してもらおうかをはっきりと要求できる。もちろん、取引条件は全ての顧客に公平かつオープンな形で公示される。わが国のようないい意味で、ディスクOUNT等を享受することはない。これは、競争のルールが米国において深く根付いていることの証左であり、わが国との大きな違いである。

(2) 規制改革のリーダーシップをどのように強化するか

第二に、鶴田報告ではほとんど言及されなかつたが、規制当局の執行力の問題である。具体的には、真に有効な規制緩和プログラムが、それぞの分野で効率的に実現されるには、行政改革委員会をはじめとする規制当局の強力なリーダーシップが必要とされよう。とりわけ公正取引委員会については、これまで「かみつかない番犬」という悪評があつたことは周知のことであろう。先の日米構造協議において米国側から同委員会の執行力の強化が要求されて以

来、公取委はいわば追い風を受けた形になり、予算および人員の増強、大幅な機構改革などに乗り出していることは評価されて良い。しかし、たとえば、既述の商慣行の問題について言えば、独禁法という「フォーマルなルール」と商慣行という「インフォーマルなルール」の対立というのが現在の独禁政策の社会的構図であつて、今のところ後者が優位に立っていることは否めない。これを逆転させるには、「言うまでもなく公取委の執行力がさらに強化される必要がある。そのポイントは、公取委の独立性である。たとえば、委員長人事は、大蔵省の「専管」業務と化し、委員および委員長の地位も、必ずしも政治的影響を受けないでいる状況でない。この点、たとえば米国の連邦取引委員会（FTC）の審判機能を果たしている行政裁判官（ALJ）は、FTCとは別の機関である人事管理局（OPM）に属し、身分保障は与えられていることになる。

また從来の公取委は、法的なスタッフは豊富だったが、経済分析を得意とするスタッフは少なく、その点が手薄であったことは否めない。今後、経済分析に強いスタッフを増強し、政治的な力に左右されない確固たる実証分析にもとづいた行政を執行する必要があるう。

(3) 規制改革の成功の見通しは、具体的に立てられないか

第三に、規制改革への見通しおよび可能性についてである。鶴田報告は、政府規制の今後のあり方について明確な方向付けを行つたものと評価できるが、その可能性については楽観できるのか、悲観的なのかを明らかにしていない。

たとえば、規制緩和計画の青写真が描かれる初期の段階では、「総論賛成・各論反対」という意見が大手を振つてまかり通つてい

参考文献

[1] 拙稿「日本の商慣行の評価と流通政策の課題」『流通行政の新展開と課題』（日本商業学会年報、一九九二年度）一七一二五頁。

[2] 拙稿「独占禁止行政の政治経済学——米国連邦取引委員会の場合」柏崎利之輔編著『経済政策の形成過程』（文庫堂、一九九〇年）一六五一九〇頁。

[3] 流通政策研究所『中小卸売業のあるべき取引条件の方針性に関する調査研究報告書』（平成六年度中小企業庁委託研究、一九九五年）。

総括

総括 I

藤 寛

加藤 寛
全農商科大学
新野 幸次郎
神戸大学

学会の共通論題は、決して時宜的なものをジャーナリストックに扱うのが本意ではないが、今回のテーマは、一年前から考えられていたことからすると、みごとに今日的課題に答えることになった。

「国際化時代の経済ルール」というテーマは、まさに、日本経済の戦後五十年体制を転換するべき方向を問うものであったが、三人の報告者はいずれもその意義を十分にとらえた報告であり、過去の共通論題報告の中でも出色のものといえよう。

第一の碓氷報告は、GATTの競争政策の変遷とその限界を探りながら、WTOの役割を考えるものであった。ちょうど日米自動車部品摩擦交渉の真最中であり、これをどうすすめるかが大きな問題となっていた。日本がアメリカの要求に対し、戦後はじめてNOと

つたのは、この方向を裏づけている。

以上、三つの報告が、国際化時代の経済ルールのあり方、進め方に於いて大きな示唆を与えてくれたことは、収穫であった。やはり自由貿易体制というグローバルな理念が次第に政治を変える国民の力を浸透させている。

総括 II

新野幸次郎

「国際化時代の経済ルール」というとき、それは、〔一〕国際化時代に入った世界経済のルールと、〔二〕国際化時代の下での日本の経済ルールとの二つに分けて考察できる。共通論題の報告は、予めフルペーパーで報告書にとりまとめられていたこともあって、充実した討議となった。

〔一〕を分担されることになった碓氷教授は、ポストURの主要関心事である競争政策や貿易関連環境政策に考察を加えながら、国際的な制度選択などを取り上げられたが、なかでも合意的知識形成に必要な集団的学習過程としての国際交渉の分析は注目すべきものであった。

〔二〕の問題は根岸教授のわが国の独禁政策と貿易ルールについての報告と鶴田教授の政府規制のあり方についての報告を取り扱われた。根岸教授は、競争のルールをはじめ、ルールの点では日米間に大きな差ではなく、運用上の差違、とくに、独禁法運用についての国

いったことが話題となっていた。しかし、本来、GATTの精神からすれば、アメリカの数値目標要求は一方的であり、ヨーロッパ各国の容認するところではなく、日本側有利とも考えられていたが、WTO自体がどう動くかが不透明であるという要素があった。というのは日本側にも車検問題や系列部品問題など自由貿易体制に不十分な面があったからである。

やはり、世界貿易体制の中で、日本は、NGO活性化など小さな合意作りを進めていくことが大切だということを碓氷報告は示していた。

第二の根岸報告は、知的財産のルールなど国際化へむけての法的諸問題を詳細に検討して、将来は、GATTないしWTO協定に國際的な競争のルール（独禁法）を組みこみ輸出カルテルを含むカルテル禁止が課題だと指摘している。

しかし日本の場合、独禁法自体が国際的水準に達しているとはい難く、民間部門にはともかく、公的部門では無力ではないかといふ疑問に、第三の鶴田報告が答えてくれた。やっと日本でも、天下水道事業団のカルテルに対し発注側の責任も摘発されるようになる程度まで整理されたことができた。

また鶴田教授は、「関係依存型」で「後発型保護行政」という歴史的国際的な性格から生れたわが国の政府規制が、今日、事業革新の革新、国際化、学習効果などの点から見直されねばならないことを強調された。若杉、江崎、小林の三教授の討議も準備の行き届いたものであり、この共通論題討議によって現下の経済ルールの問題点はある程度まで整理されたことができた。

しかし、碓氷教授の紹介されたように、どのような機関やルールをつくっても、やがて官僚化、意志決定装置の麻痺等々が続出して失敗に終る危険性がないことはない。それは、いま現実に発生している解決を迫られている諸問題が、単にルールや制度の改革だけで解消しうるものでないことを示唆しているようにも思える。もしさうだとすれば、危機に立っているのはその根底にあるイデーなのかもしれない。もしそうだとすれば、われわれは單に今迄のルールを批判するだけでなく、新しいイデーに立脚したルールによつていかにうまく国際化時代を生きぬけるかを明示することが必要となる。

また、それと同時に、われわれが自明として深く分析することがなかつた国際化時代とは何かがより徹底して説明されなければならなかつたであろう。

〈準共通語題〉

制度とルールの「進化」

——新オーストリア学派の視座から——

中村秀一
（今野経済大講）

「われわれの文明は、その起源においてのみならずその維持においても、あらかじめ人間的協同の拡張された秩序（extended order）と呼ぶべきものに依存している。」（Hayek, 1988: 6）
「社会生活を可能にするような仕方で諸個人を行動させるルールが選択〔淘汰〕のプロセスによって進行するものはない。社会は存続できるのである。」（Hayek, 1973: 44）

Ⅰ はじめ——オーストリア学派の進化論的アプローチ

現代科学におけるパラダイム・シフト

今日、現代科学のあらわすいたる領域において、強調点が「予見性」から「非予見性」へ、「決定論」から「非決定論」へシフトし、これらを含めた「複雑性の科学」「進化論的アプローチ」への関心が高まりつつある。それでの関心の中心は、《being》（存在：どうあるか）ではなく《becoming》（生成：どうなるか）であり、時間とともに変化する世界をどうみえるかが問題となる。そして

対比して「文化的進化」（cultural evolution）と命名した。それは端的に、われわれの文明の発展を可能にしてきた諸々の制度やルールは人間の理性によって「サイン」されたものではなく、意図せざる結果として、自生的進化過程のなかで篩（ふる）いにかけられ、選択〔淘汰〕（selected）されてきたものだ、といふことである。たまたまある特定のルールに従うた集団が繁栄と成功をおさえることにより、そのルールは他の集団にも伝搬され模倣される。この繰り返される過程が「文化的進化」を成し遂げるのではないか。
こうした観点から見るならば、ノーベル賞から始まった社会主義の崩壊は、その基盤となっていた諸々の制度やルールが「こうした進化過程の篩にかけられ淘汰された結果と見なすことができる。そして、このプロセスは今なお依然として続いているのであり、そして今後は世界的な規模でさらに急速に進展するであろう。日本の制度やルールも、今まさにこうした進化プロセスの篩にかけられているのである。以下では、こうしたオーストリア学派の文化的進化論の有効性を、この学派の基本的方法論である主観主義と方法論的個人主義との関連から明らかにし、これに基づいて今後の制度改革一般に必要とされる基本的方向性を明らかにしていきたい。

Ⅱ 自生的秩序とルールの進化

ルール進化的行動
ハイスクのいう「自生的秩序」概念は、そもそも「進化」概念と

経済学の領域において、「進化論的経済学」（Evolutionary Economics）の試みが盛んに行われようになつたのである。

オーストリア学派経済学の先駆性

そうしたなかで、オーストリア学派の経済学は、すでに上記の諸要素を備えており、それを特徴としていた。オーストリア学派の方法論的特徴として、①主観主義、②方法論的個人主義、③知識的不完全性の仮定、④時間の概念の強調、⑤プロセスの重視、⑥進化論的アプローチ、⑦複雑現象の科学、等をあげることができる。したがって、オーストリア学派の政治経済学の要素の一つは、社会制度にかんする「進化論的アプローチ」（evolutionary approach）であり、その特徴は、この進化論がいの学派の基本的方法論である「主観主義」と「方法論的個人主義」とに明確に基礎づけられている点にある。この進化論における「進化」とは、自然界における進化ではなく、人間社会における制度とルールの進化を意味する——ここで、制度とは「ルールの束」（a set of rules）と定義される。ハイスクはこの特有の進化を「生物学的進化」（biological evolution）

切つても切れない「双子の概念」（twin concepts）として提示されたものである。自生的秩序とは、人びとの主観的行動の意図せざる結果として生成する秩序であるが、その基底には諸個人の「ルール進化的行動」（rule-following behaviour）がある。「人間は、ルールに従う動物（rule-following animal）である。そして、人間が成功するには、自分が守っているルールがたゞ守らざるものが成功するからである。これらのルールすべてを的確に言葉で説明できるからだ。それが、かれの思考や行為が、かれが住んでいる社会のなかで選択のプロセスを通じて「進化」し、かくして数世代の経験の所産となつて、ルールによって統御されているからである」（Hayek, 1973: 11）。やがて人間は、ある共通の進化したルールに従うことによって、個々の目的を達成するのである。では、そのルールはどのようにして生まれ、そして維持されるのだろうか。

Ⅲ ルールの自然選択

まず、自然選択による進化には次のような三つのレベルが考えられる。(1)個体の進化・個体選択（個体淘汰）による——ビーキンズによれば、これは「遺伝子選択」（genetic selection）を通じて行われる。(2)集団の進化→集団選択（群淘汰）による——ムーキンス以来、最近の進化生物学ではこの概念は否定されてしまふ（Dawkins, 1991）。(3)ルールの進化→ルール選択（ルール淘汰）による。これが、最近の「選択」は、いやれも広い意味での「自然選択（自然淘汰 natural selection）」である。つまり、われらのセレクションには人

間の意図や外的強制力は介入していないという意味において、いざれも自然選択である。

選択の主体と対象

ところで、これらの三つのセレクションの対象は何かといえば、①は個体、②は集団、③はルールである。では、センタントンの主体は何か。①②③ともに特定の主体ではない。この点が『natural selection』と言われる所以である。しかし、③の場合、人間がセレクトしていることは確かである——「彼ら諸個人がセレクションの主体である。それでは『natural selection』ではないのではないか」とか。そうではない。なぜなら、あるルールないしルール・システムが存続し、遵守されるのは、人間の選択の結果ではあるが、人間がそれを理解し、意図的に選択した結果ではないからである。つまり、功利主義的な快苦計算による合理的選択の結果ではないということである——「ルール功利主義」への批判。

ハイエクの「進化」概念は、「構築」(construction) 概念と鋭く対立させられている。人間は、「特定の行為の帰結を知っているからではなく知らないからこそ、行動ルールを発展させてきたのである」(Hayek, 1976: 20-1)。つまり、「すべての一般的な目的をもった道具と同じように」ルールは、繰り返し生じる問題状況の解決に適用されるようになり、それによってこうしたルールが支配する社会の構成員が自分の狙いをより有効に追求するのを助けるから、役立つのである。ナショナルとかハンマーと同様に、「それらのルールは特定の目的を目指して形成されてきたのではない」。それらは、予見された特定のニーズに適合するように構築されてきたのではな

「トされたのである」(Hayek, 1973: 18)。

「こうした新しいルールが広がったのは、人びとが、それらのルールがもつ効果的であることを理解したからとか、それらのルールが導くと判断したからではなく、たんにそれらのルールが、それらを実践したグループがより成功裏に繁殖し、部外者を取り込むことを可能にしたからである」(Hayek, 1988: 16)

近年の進化生物学の領域では「集団選択」の仮説は否定されているが、ハイエクはあくまでも集団選択にこだわっている。「集団選択」(group selection) の概念は、……「生物学的進化の場合は、今ではかつてほど重要ではないと思われているようだが、文化的進化にとっては最大の重要性をもつていて、ることは疑いない」(Hayek, 1979: 202n)、¹⁹。

集団選択の観念はホーリズムか?

ハイエクがルールの進化を「集団の成功」という基準に準拠したことに対して、個人主義と自由主義からの視点のシフトではないか、個人主義的な概念と矛盾するのではないかとの指摘がなされている(Vanberg, 1986)。「集団の成功」という基準は、個人の利益よりも集団の利益を優先させる一種の「ホーリズム」ではないか(Paul, 1991)。あるいは、ハイエクの自由主義や自生的秩序の観念に「自然淘汰」の理論は不要なのではないか、無用な混乱を引き起こすのではないか(松原, 1991)、と。「方法論的個人主義」とは、通常、社会現象を諸個人の行為の性質に還元する」とによつて説明しようとする試みを意味する。これに対して、ハイエク的なルールの

く、進化のプロセスのなかで選択「淘汰」もれてきたのである(Hayek, 1976: 21)。基本的な点は、ルールは意図的に構築(設計)されできたのではなく、非意図的に選択されためたのだと、ハイエクである。

ルール選択を通じた集団選択

ところで、③は②と関連する。つまり③を通じて②が起る。ふたり適切なルールを採用した集団が子孫を増やし繁栄する。そして、その集団が繁栄することによって、そのルールはさらに伝搬されゆく。人間は、自分たちがセレクトしたルールによって、逆にセレクトされることになる。かくして、「ルール選択」を介した間接的な「集団選択」が行われることになる。最近の進化生物学の常識からはずれるにもかかわらず、ハイエクがあくまでも集団選択にこだわる理由もそこにある(但し、Hodgson, 1993によれば、最近の進化生物学者の間でもグループ・セレクションの仮説を支持する者がいる)。

III 集団選択と方法論的個人主義

集団の成功という基準

すでに述べたように、ハイエクはルールの進化を説明するのに、『集団の成功』という基準を準拠している。この点は、ハイエクによって繰り返し強調されている。

「したがって、こうした行動ルールは、既定の目的を達成するための認識された諸条件として発達してきたのではなく、それらを実践したグループが他のグループよりも成功し、それらに取つて代わったために、進化

選択・普及のプロセスを統御する基準は「集団の成功」である。これは、オーストリア学派の個人主義的なバースペクティヴと相いれないよう見える。「集団の成功」は個人の議性を含まないだろうか。

選択の個人主義的・主觀主義的契機

しかし、この「グループの成功」が、諸個人によるある特定のルールの継続的な選択的採用、あるいは選択的模倣のプロセスの結果として解釈されるとすれば、説明の課題は、個人的な採用行動の説明へと還元されうる。このプロセスのなかで、グループの各メンバーはその新しいルールに従うかどうかを決定する。もし、この「グループの成功」が、各々の個人がその新しいルールを採用しないよりも採用することによって、自分のものとして手に入れうるプラスの純利益から成り立つものだとすれば、集団選択と個人主義的モデルとの間には矛盾は存在しないことになる。

実はハイエクは「集団の成功」と「個人的行為の有効性」・「個人の特性」とを決して切り離していないのである。「個人の行為の有効性を大いに高めた社会の秩序性は、単にそうした意図のために発明されたり設計されたりした制度や実践に負うだけではなく、初めは別の理由のために、あるいは全く偶然に採用された実践が、それらを生み出したグループを他のグループよりも成功させたために存続されるプロセス、すなわち最初は「成長」と表現され、後に「進化」と表現されたプロセスに、負うところが大きい」(Hayek, 1973: 9)。ルール選択と集団選択とは同じプロセスのなかで起る。つまり、集団の成功も個人的行為の有効性も同一の進化プロセスの所

産なのである。しかも、その進化の最終的な決定因は、あくまでもルールに従おうとする諸個人の性向にあるのである。「選択はそれぞれの秩序の特性によって導かれるが、しかしこの秩序を支える特性は、諸個人の特性、すなわちそのグループ全体の行為が依拠する一定の行動ルールに従おうとする諸個人の性向なのである」(ibid.: 44)。

自生的秩序を支配するルールは、「諸個人の知識や目的に照らして、諸個人によって適用される」(ibid.: 50) のである。かくして、集団の成功も、究極的には諸個人の利益、目的追求活動の有効性に還元される。「究極的なテストは、ルールの整合性にあるのではなく、それらのルールが許容したり要請したりするべき、また、人間の行為の両立可能性なのである」(Hayek, 1979: 25)。つまり、諸個人の多様な主観的目的追求行動をより両立可能とするルール形式が選択されていくことである。但し、ある人がそのルールを採用するかどうかに依存する傾向がある——「頻度依存効果」(frequency dependency effect)。もし、グループのなかの十分に大きな数のメンバーが集団的に有益なルールを採用したとしたら、そのルールに従うことから得られる個人的利益は、それに従わないフリーライダーのせいで生ずる損失をしのぐことになるだろう。

四 ルールの進化とゲームの理論

近年、進化生物学の分野で発展してきたゲーム論的進化理論の方法は、このようなハイエク的なルール進化の個人主義的・主観主義

習は、そこから逸脱する不利益か、自己執行的 (self-enforcing) 性格をもつ。しかし、この慣習は、必ずしも最適な解決を示すものではない。左ハンドルの車は右側通行の方が有利であり、右ハンドルの車にとっては左側通行の方が有利である。世界中でよりポピュラーな規格に従つた方が自動車の生産コストは安くなるので、それに従うようになる。左ハンドルがポピュラーになると、左右それぞの側を選択した場合の利得を比較するならば、両者にとって右側を選択する方が有利であり、両者とも右側を選択可能な性が高くなる。

結局、協力ゲームにおいては両プレイヤーの私的なインセンティヴは一致しており、両者のそれぞれの目的達成は、慣習が達成する情報コストの削減によってより容易になる (Langlois, 1992)。

囚人のディレンマ・ゲームの場合

これに対して、囚人のディレンマ・ゲームの場合は、両プレイヤーのあいだにインセンティヴの差異がある。トータルの投獄年数かほするが、「社会的な最適状態」としては両者とも「黙認」(-2, -2) を続けることであるが、それぞれの囚人の私的なインセンティヴが、両者ともに「自由」(-7, -7) となる最悪の戦略を選んでしまうことになる。しかし、やはりゲームが繰り返され、両者ともこのゲームがいつ終わるか分らない場合には、互恵 (reciprocity) の規範 (norm) が出現し、それに従つて、自由しないとする私的なインセンティヴにもかかわらず、自由を抑えようとする傾向が生ずる。「慣習」と同じように、この「規範」は、ある情報機能を備えたひとつの制度となる。そしてこの制度は、コストのかかるプレー

的なベースペクティヴの有効性を裏付けるものと見なすことができる。このことは、協力ゲームと非協力ゲームのいくシングルな二つの事例をとりあげよう。

協力ゲームの場合

自動車の交通ルールの例で考えると、プレイヤー①が左側を走ることを選び、反対方向からくるプレイヤー②が右側を走つて来た場合には、両者が受け取るのは共に《negative payoff》となる。しかし、もし両者とも同じ側を選べば、いずれも不利益を被ることはない。ゲームが繰り返されることがない、フライバーは「慣習」(convention)として特定の側を走る」とを守るようになる。この慣

		Player ①	
		Right	Left
Player ②	Right	2	-10
	Left	-10	0
		A coordination game	

		Player ①	
		Hold firm	Confess
Player ②	Hold firm	-2	0
	Confess	-10	-7
		A prisoners' dilemma game	

イヤー同士の直接的なコミュニケーションや交渉に取つて代わるものとなるだろう。

しかし、協力ゲームの慣習と違つて、この種の規範は完全に自己執行的ではない。ゲームの終わりに直面するようになると、繰り返しがゲームの規律は乱れて、私的なインセンティヴが再び大きくなつてくる。かくして、囚人のディレンマ・ゲーム状況は、外的な政治的強制メカニズムを呼び込みやすい。けれども、繰り返しがゲームによって強制される私的に合理的な「互恵主義」と「規範」そのものの観念とは区別されなければならない。多くの状況において、たとえゲームの終わりの状況においても、人びとは行動規範（例えは正直さ、約束の履行などの）に従おうとする。嘘をつくことがコストがかからず、私的に有利な場合でも、人は本当のことを言う。その理由は、この種の規範は、文化の一部として内在化されているからである。こうした規範が、「暗黙のルール追従行動」(tacit rule following behaviour) を形成する。規範を出現させた繰り返しが、この状況や当初のゲームの状況は忘れ去られても、規範だけは残るのである。かくして、規範はそれ自体、自己執行的メカニズムとして機能するのである。

ここにあげた二つの事例は、もちろんほんの瑣末な事例にすぎない。けれども、これらのゲーム論的アプローチは、私的インセンティヴから出発するルール進化の個人主義的な基礎をも説明している。各プレイヤーは、あるルールを採用しこれに従おうとする場合、あくまでも私的利益や私的目的の達成に照らしてそれを行う。そのルールが結果的に集団利益を達成するとしても、当初からそれ

を意図して選択するのではない。そのルールは、ゲームが繰り返される中で、各プレイヤーの意図せざる結果として選択されていくのである。」)とで言う繰り返しがゲームの観念は、時間を通じたプロセスを意味している。このことはまだ、ゲーム理論を社会制度の理論に適応する場合には、均衡論的なフレームワークでは不適切であることを示している。この点で、J・マイナード・スミスが示した「進化的に安定な戦略」(evolutionarily stable strategy: ESS) や、R・アクセルロッドが示した「つづく戻し戦略」(tit-for-tat strategy) は、均衡戦略に代わる二つの有効な試みである (Maynard Smith, 1985; Axelrod, 1987; Langlois, 1992: 173)。

H 文化的進化ヒルール改革

文化的進化の抽象的パターン

われて制度の進化が人間的行為の意図せざる結果として生起するトキには、制度の「改革」という問題はどうなるだろうか。われわれはこうした無慈悲な自生的進化のプロジェクトの前にただ黙認するばかりではないのだろうか。そうではない。ハイエクの文化的進化の理論は制度改革の可能性を否定するものではなく、むしろ制度改革への積極的な意味を含んでいる。意図的に設計されたルールに依拠する秩序であっても、その秩序は自生的でありうる。秩序の性質は、最終的に人々がそのルールをどう守り、それを自らの行動にどう適用するかによって決まるのである。この結論も、やはりオーストリア学派の方法論的個人主義と主觀主義の方法によって導かれる。つくられたルールを含め、全ルールは無数の人びとの主觀的行動の相

大 がむびに——文化的進化に沿った

日本の制度改革

戦後日本の経済システムは、欧米先進国へのキャッチアップといふではなく、どのプレイヤーにも共通に適用される「一般的で抽象的なルール」でなければならないということである。「開かれた自由な社会の唯一の共通価値は、達成される具体的目標ではなく、ある抽象的な秩序の不斷の維持を保証する共通の抽象的なルールだけである」(Hayek, 1979: 164)。

システム」と転換する必要がある。日本型ルールはいわば「組織のルール」(規制はこれにあたる) であったが、これを自生的秩序の基礎をなす「市場型ルール」に変えていく必要がある。文化的進化のプロジェクトは、世界共通の「市場型ルール」が選択される方向で、今や世界的な規模で急速に進行している。わが国における民営化や規制緩和を中心とした制度改革の推進は、まさしくこのプロジェクトの進行に沿うものである。民営化や規制緩和が遅滞すれば、それだけ進化のプロセスから外れることにならう。規制の存在が、人びとの自発的なルール選択の機会を失わせてしまいかでいる。こうした進化の鍵点からとらえるならば、個人的行為の有効性・諸個人の目的追求活動の両立可能性そのものが損なわれるためには、徹底した規制緩和によって市場型ルールへの転換を促進することが是非とも必要となる。

その後の経済のグローバル化の中で今や桎梏となり、やがては集団的成績は期待できなくなっている。ゲームの範囲が拡大し、ゲームへの参加者が増えていくにつれて、旧来の日本型ルールでは個人的行為の有効性・諸個人の目的追求活動の両立可能性そのものが損なわれる所以である。

これまでの日本型システムは、「国粧」の外の「内」、国内だけで通用するルールに基づいて、ある共通の目的に奉仕する「閉じたシステム」として機能してきた。けれども、今日の国際化時代においては、より世界的な規模での抽象的な秩序の維持に資するよんだ、世界に通用する抽象的なルールを採用し、システム自体を「開かれた

互作用をつうじて選び抜かれていく。そうした選択(淘汰)のプロセスが、一連の文化的進化のプロジェクトを構成するのである (Hayek, 1979: 167)。

但し、こうした文化的進化プロジェクトの基本的性格を認識するならば、ルール改革の方向も必ずとある限定を受けざるを得ない。(つまり、そのルール改革が文化的進化のプロジェクトに沿ったものでなければならぬとするなど、あるいは文化的進化を促進する方向のものでなければならぬなど、など)ことである。では、その進化の方向とはどういったものか。ハイエクに従つてその抽象的パターンを予測すれば、「單純な社会」から「複雑な社会」へ、「閉じた社会」から「開かれた社会」へ、あるいは「小さな社会」・「部族的社会」からの「偉大な社会」へ、すなわちより「拡張された秩序」の方向への進化となることになる (中村, 1992b: 101)。

「拡張された秩序」に必要とされるルールの形状

では、こうしたより拡張された秩序へと向かう文化的進化の方向に沿つたルール改革の条件とは如何なるものか。偉大な社会とは、「目的」についての合意ではなく、「手段」についての合意だけが求められるような社会である。そんぞ必要とされるのは、人びとの多様な目的追求を可能にするような、共通の手段として役立つルールについての合意である。それは、ゲームの可能性をより広げるルールとふういとであるが、それに必要な条件は、「将来の結果についての無知」である。つまり、より複雑な構成をもつ、より多数の人びとの協同からなる「拡張された秩序」に必要とされるルールとは、結果が予測し得るような具体的な事項にかんする具体的な取り決

参考文献

- [1] Axelrod, Robert (1987) *The Evolution of Cooperation*. 千葉・進由・辰田・鶴水編『ハーフコトおむ国語翻訳』松田社出版、H&H出版社。
- [2] Dawkins, Richard (1991) *The Selfish Gene*. 『采田出版社』
- [3] Hayek, F. A. (1973) *Law, Legislation and Liberty*, vol. 1. London: Routledge & Kegan Paul.
- [4] Hayek, F. A. (1976) *Law, Legislation and Liberty*, vol. 2. London: Routledge & Kegan Paul.
- [5] Hayek, F. A. (1979) *Law, Legislation and Liberty*, vol. 3.

London: Routledge & Kegan Paul.

- [∞] Hayek, F. A. (1988) *The Fatal Conceit: The Errors of Socialism*, London: Routledge.

- [\sim] Hodgson, Geoffrey M. (1993) *Economics and Evolution: Bringing Life Back into Economics*, Cambridge : Polity Press.

- [∞] Langlois, Richard N. (1992) "Orders and Organizations: Toward an Austrian Theory of Social Institutions", in *Austrian Economics; Tensions and New Directions*, Bruce J. Caldwell and Stephan Boehm (eds.), Boston: Kluwer Academic Publishers.

- [Θ] 桜庭謙一編 (1991) 「 $\rightarrow \rightarrow$ の進化論——今更聞けのくわいへ批判」『原作論譲り』1991, vol. 19-12.

- [Θ] Maynard Smith, John (1985) *Evolution and the Theory of Games*, 『進化論とゲーム理論』寺本英・翻訳刊行会・翻譯図書。

- (Γ) 中村秀一 (1992a) 『原作の経済政策論譲り——トヨタ・ヤマハ・スズキ』『原作の経済政策論譲り——トヨタ・ヤマハ・スズキ』

- (Σ) 中村秀一 (1992b) 「皿生的扶助と立場的扶助——トヨタ・ヤマハ・スズキ
受けの制度改革への積極的貢献」『商経論集』第11号、計数経済
大学短期大学部。

- [Σ] 中村秀一 (1994) 「サヌハ・ヤーブルトンの市場ロジック・トヨタ車——<カタチカムハ>の効率性との概念をもぐらむ」『日本
経済政策学会年報』第4回、勧業図書。

- [Δ] Paul, Ellen Frankel (1988) "Liberalism, Unintended Orders and Evolutionism", *Political Studies*, XXXVI. (紙
断有紀 邦須耕介訳「自由主義・意図せぬ秩序・進化論」『原作

- 例としてば、米国における現行の医療保険システムの例（「市場の失敗」）があげられるのがである。われわれのモデルは、このような歴史的事実をもとに構成してある。レンドの要点は、経済価値論（消費価値の極大化を目指す経済合理的行動仮説）と第四十四回大会で発表してある人間適応力仮説による健康価値論の融合に求められる。

（本文） 本論文は、日本経済政策学会第51回大会での準共同論題報告に基づいて書かれた。本報告に対しても大変な貴重なコメントを賜りました予想討論者の明石芳彦教授（大阪市立大学）、トヨタから山岸寛一郎さんはじめ藤井隆教授（慶應義塾大学）、そして拙稿を注意深く検討され、適切なり批判を寄せられた諸先生に心から感謝申し上げます。

非市場経済活動における経済評価のルール(アベ)

——アベノミクス、バイバ、田舎の比較検証をめぐらして——

田 村 貞 雄
(早稲田大学)

- 1 本報告の目的——「市場の成功」と「政府の成功」の共存の可能性を求めて
- 今回の報告の目的は共通論題「国際化時代の経済ルール」に対して、「非市場経済活動における経済評価のルール(アベ)」のテーマで参加し、これまでの研究に、新たに環境開発やEDの調査研究でより強く補強した上、報告者の多年來の研究課題である市場経済活動と非市場経済活動の融合のシステム形成を試みることに置かれて、アベのことを端的にいえば、「市場の成功」と「政府の成功」の両立が可能かどうかのモデル的検討となることになる。

- アベの報告のアベローチの仕方の特徴について説明しておあだ。この報告では貨幣的（市場的）評価中心の経済福祉をそのうえに命む、新しい福祉の考え方としての医療福祉の最適化過程の実践的研究が基礎に据えられてくる。医療福祉の最適化過程は「健やかに生きる条件の確保」を目標としているので、中央集権的行政主導モデルや當利主導の市場経済モデルで適切はくくアベのことは難しいのである。前者の例としては、英國のNHSや、日本の医療保険における中央社会保険医療協議会の調整活動（政府の失敗）、後者の

略題』1991, vol. 19-12.)

- [Σ] Shand, Alexander H. (1994) *Free Market Morality: The Political Economy of the Austrian School*. 『皿田哲也の遺稿出
—トヨタ・ヤマハ・スズキの政治経済学』中井義一・津川修司 記録書

- [Θ] Vanberg, Viktor J. (1986) "Spontaneous Market Order and Social Rule: A Critical Examination of F. A. Hayek's Theory of Cultural Evolution", *Economics and Philosophy*, vol. 2, April, pp. 75-100.

- [Θ] Witt, Ulrich (1992) "Turning Austrian Economics into an Evolutionary Theory", in Bruce J. Caldwell and Stephan Boehm (eds.), *ob. cit.*

- [Θ] Witt, Ulrich (1994) "The Theory of Societal Evolution: Hayek's Unfinished Legacy", in Hayek, *Co-ordination and Evolution*, Jack Birner and Rudy van Zijl (eds.), London: Routledge.

- われわれはねず、大分地域における医療福祉の最適化過程の実践的観察によって、市場経済活動と非市場経済活動の融合の場である地域主権的中央制御のグローバルシステムの説明を行ふ。医療福祉の最適化過程は武見太郎の包括医療概念を杉田（一九七四）のマルチチャンネル・メディカル・システムにもじいて大分市医師会が地域展開を図ったことによつて形成された。図1のA面が包括医療概念であり、ソリューション・ティーブルス開発を通して、健やかに生きる条件の確保が目標とされてくる。B面が包括医療の地域実践システムであるマルチチャンネル・メディカル・システムを示してい

図2 地域保健委員会のホメオスタシス機能

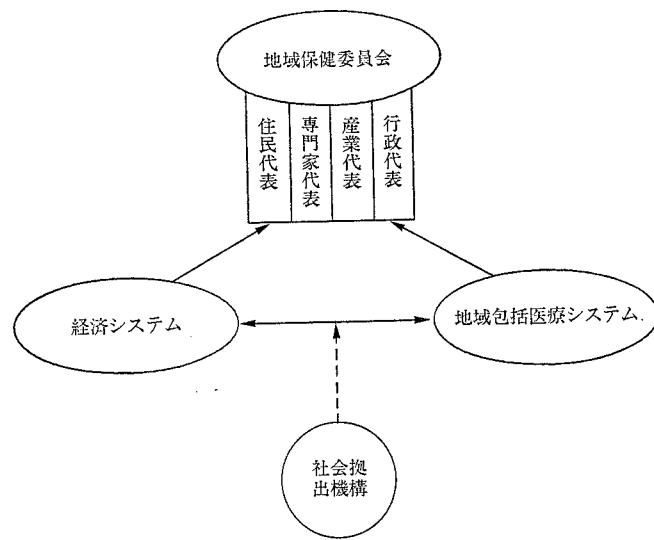
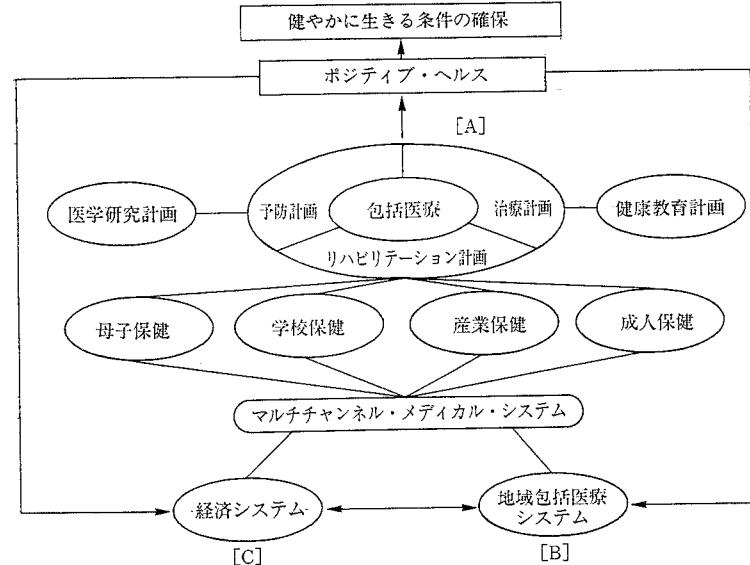


図1 医療福祉の最適化過程のシステム・モデル



現によってその適応力を高めるという経済システムを示している。健やかに生きる条件の確保（A面）を目標とする地域包括医療システム（B面）とそれと相互依存関係にある経済システムの間の調整役は、図2で示してある地域保健委員会が受け持つ。この調整機能は、社会拠出機構として特徴づけられ、医療福祉の最適化過程におけるホメオスタシス HOMEOSTASIS（カオスから秩序に向ける機能）として位置付けられており、市場経済活動におけるインビジブルハンド（INVISIBBLE HAND）に対応するものである。

医療福祉の最適化過程は、個人が家庭を拠点として、企業・産業組織、行政・非営利組織と共存的行動により、地域社会・国家社会を形成し、そして国家を調整役として地球社会を形成する。医療福祉の最適化過程は地域社会を中心として各構成主体の共存的行動によって達成されるから地域主権的であり、そして地域社会・国家社会の共存的行動によって地球社会が形成されるから中央制御のグローバルシステムの特徴を持つ。総括していえば、地域主権的中央制御のグローバルシステムの特徴を持つのである。

このシステム形成の心臓部分ともいえる各組織主体がみせる共存的行動は、健康価値論の実践によって可能となる。われわれは健康価値論を健やかに生きてきわやかな死に至る内容で考えており、またその系として近づきつつある死をみつめて日々命の更新活動の実践を行うことで考えている。この健康価値論の実践による各組織主体の共存的行動が経済価値論の実践による市場経済

活動のインビジブルハンド機能と非市場経済活動としての地域保健委員会のホメオスタシス機能を結びつけることによって可能になる。われわれは、ここに健康価値論と経済価値論の融合のポイントを求めている。

三 地域的主権的中央制御のグローバルシステムの形成——EUの実践例

われわれは、二で説明した地域主権的中央制御のグローバルシステムは、EU（ヨーロッパ連合）の展開にも適用されることを可能にすることができる。われわれは、ここに健康価値論と経済価値論の融合のポイントを求めている。

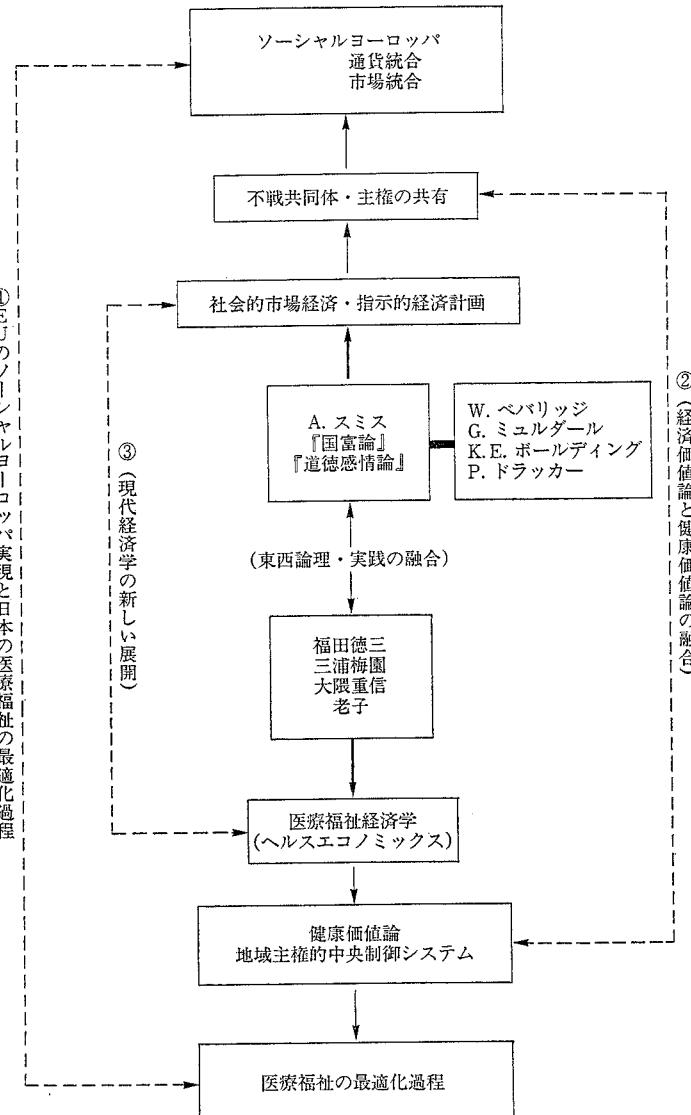
それによると、EUの目標は第一段階は市場統合、第二段階は通貨統合そして第三段階はソーシャルヨーロッパの誕生に求められて稻田大学EU研究プロジェクトに参加することによって知ることができた。

それによると、EUの目標は第一段階は市場統合、第二段階は通貨統合そして第三段階はソーシャルヨーロッパの誕生に求められて稻田大学EU研究プロジェクトに参加することによって知ることができた。

われわれは、EU（ヨーロッパ連合）の展開にも適用されることを可能にする。われわれは、ここに健康価値論と経済価値論の融合のポイントを求めている。

図3は、大分地域の実践例とEUの実践例を、①EUのソーシャルヨーロッパ実現と日本大分地域の医療福祉の最適過程、②経済価

図3 医療福祉の最適化過程（日本）とソーシャルヨーロッパ（EU）の対応づけ



① EUのソーシャルヨーロッパ実現と日本の医療福祉の最適化過程

③ (現代経済学の新しい展開)

② (経済価値論と健康価値論の融合)

値論と健康価値論の融合、③現代経済学の新しい展開の諸視点より対応づけて示してある。①ソーシャルヨーロッパの実現（EU）と医療福祉の最適化過程（日本）を目標にして、②経済価値論と健康価値論の融合の実践のシステム・モデルの展開が、③現代経済学の新しい展開に帰結するということがここでの結論である。F・ケネイ、A・スマスを出発点とする欧米の経済学が日本、中国の頑強と呼応して、「宇宙船地球号」の中で東西文明の調和のもとでの新しい経済学の展開→新しい福祉体系の展開を可能にすると考える。

四 これからの調査研究の展望

新しい経済・経済学の構想のもとで「市場の成功」と「政府の成功」の共存を求めてのわれわれの調査研究の旅はこれからもずっと続くのであるが、この場合われわれは、健やかに生きる条件の確保の内容を大分地域の実践をもとにして明確にしていくとともに、健康価値論の実践度を日本とEU諸国との比較検討を行うことにより、経済価値論と健康価値論の融合の過程をより具体化することを考えていく。このことは、新しい世界秩序の中核として期待されている、「市場の成功」と「政府の成功」の共存の条件の確保をより明確にすることになると考える。すなわち、インビシブルハンド（市場経済の調整機能）とホメオスタシス（非市場経済活動）の結婚が成立するところになる。

五 謝辞

討論者である中内恒夫教授は、大会当日の報告要旨だけでなく、

報告者の関連発表論文を五つにおよび丹念に目を通し、全体の解説と発展の方向を示し、実に貴重なコメントを行った。特に、今回の報告の核心である経済価値論と健康価値論の融合については、物理学志向でなく人間学志向から具体的にコメントを行ったことに報告者は深い感銘を覚えた。

他年來医学・医療と経済学が共同研究を行い、新しい福祉体系と新しい資本主義経済、そして現代経済学の新しい展開を目指して論理実践的に検討を積み重ねてきだが、中内教授のコメントを新しい光として、なお一層、調査研究を充実させていきたいと思つている。

参考文献

- 杉田肇 「Multichannel Medical System」 『日本医師雑誌』 七二卷第三号、一九七四年。
- 武見太郎 「医療資源の開発と配分」 日本医師会編『国民医療年鑑』 春秋社 一九七五年。
- 田村貞雄 「現代経済学と経済政策の国際化」 日本経済政策学会編『日本本経済政策学会年報』 第三六号、勧業書房 一九八八年。
- 田村貞雄 「地域主権的中央制御の経済システム——日本型地域包括医療をモデルとして——」 日本経済政策学会編『日本経済政策年報』 第四二号、勧業書房 一九九四年。
- 田村貞雄・杉田肇 『ヘルスエコノミックス——激動の経済変革に対しても我々は何ができるか』 成文堂 一九九五年。

グローバル・ルールと国際意志決定システムの問題

永安 幸正

（鹿澤大学）

I ルールとメタルール

ガット（GATT）から世界貿易機構（WTO）への移行や、法のトランスポーダー適用などに見られるように、グローバル化する人類の経済は、ナショナルな性質を超えた新たな領域でのゲームのルール（R）の設定を求める。ルール決定は政治の課題であり、その意味でグローバル経済はグローバル政治と不可分である。地球経済（geo-economics）と geopolitics とは連結して地球政治（geo-political economy）を形成しつつあるといえる。

しかし、グローバル・ルールRの議論は、そのルール 자체をいかに決定するかという「決定システム」の検討なしには、成り立たない。そのときやつかいの問題は、そのルールRを決定するための手続き（これをメタルールと呼びMで表す）の選択いかんによっては、異なるルールRが決定（産出）されることもあり、ゆえに「メタルールの決定自体」が選択と決定の対象になるのであって、メタルールMの決定とそれをつうじて産出されるルールRとの間に、分離不可能性という相互依存性が存在することである。報告者はこれを「社会的不確定性原理」（the principle of social uncertainty）と名付けている（1）。

法（R）いかんが、どんな社会ルールと社会ゲームを採用することになるかを左右するわけで、観測問題と同様の論理的問題が存在することになる。いな、むしろあらゆるところにこのような不確定性が存在し作用しているといえるのではないか。意志決定領域では、これは民主主義においてなぜリーダーシップと代表が現れるのかという問題に関するションペーターの議論とも関係するのである（2）。リーダーシップは、この不確定性を縮減するという役割を演じるのである。

いずれにせよ、複数の意志決定主体からなる人間社会においては、ルールRの決定のために採用される方式Mが全会一致か、単純多数決かで、採用されるゲームのルールは異なりうるので、そこからそのルールによるゲームも異なった帰結を得ることになる可能性があるわけである。殊に、グローバルなルールRにかんする意識的決定のさいには、まずこの種の根本問題の認識が大前提となる。なぜなら、国内であれば憲法、あるいは文化により、あらかじめどんなメタルールMを使用するかという点ではおおよそのコンセンサスが成り立っている、あるいは成り立ちやすいといえる。異なる国家利益、異なる価値観のせめぎ合うグローバル社会では、ルールの採用とそこから導き出されるゲームとその帰結についての予想上の利害対立（利害の期待値の分裂）は一層厳しいからである。

II 市場経済化の潮流と新たなグローバル規制の台頭

そこで次に、グローバル・エコノミーにおいては、どんなゲーム

II メタルールと不確定性問題

この不確定性問題の論理的性質については、こう考えられる。R = P(M)、すなわち、メタルールMによりRが産出されるのだが、そのM自身も何らかのルールM'により決定されなければならない。またそのM'も何らかのルールM''により決定されねばならない。これは無限後退に陥るから、現実には次の三つのいずれかによるほかはない。

- ① MとRとは集団内部で同時決定とする（民主型、寡頭制型、独裁型がありうる）。

- ② だれかが意志決定集団の外からMを与える（市民主権の条件を外す）。

- ③ 歴史の過去からのしきたりなどにより与えられる（歴史的決定）。

不確定性の問題は、このうち同時決定の場合、ながんずく民主的方式のときに生じるわけである。不確定性は、いわば意志決定の方程式の過剰決定問題である。

ここで報告者が不確定性という概念を用いるのは、物理学における観測問題にまつわる不確定性原理のことを意識している。

我々の社会でいえば、社会的意志決定という「集合的情報計算方

が問題となり、したがってどんな領域で新たなルールが求められるか、まず現実問題のいくつかを概観してみなければならぬと思ふ。メタルールは、それとのかかわりで問題として浮かびあがるものだからである。

(1) 市場ルール自身の革新

まず、グローバル・エコノミーのルールRについては、自由主義経済を採用して来た西側諸国はもちろんだが、かつての社会主義諸国でも規制緩和の方向をとることで一致し、市場化が現代世界の大潮流である。たしかにそれは、自由市場経済システムの能力を最大限に發揮するうえで、従来それが存在しなかった領域には必然的だが、しかし、報告者は、そうした認識のみではこれからのグローバル・ルールRの設計のための情報としては不十分なのではないかと考えるものである。否、市場経済そのもののルールについてやえ、それがグローバルな規模で発展すべきものとなると、これまで人類が発達させてきたルールだけでは市場が十分に機能しない面が出てきている。つまり非市場ルールから市場ルールへの「移行」だけが課題であるのではなく、市場システム 자체が自己を発展させつつあるのであり、そのルールRもその決定方式メタルールMも進化つつあるのである。たとえば、投資ルールや、課税の方式、労働慣行の文化的相違などの問題がそれである。こうした点では、いわば「ルールの国際標準化」（the international standard of rule, ISR）が、情報通信などのそれだらいで、実現されねばならないだろう。

(2) 科学技術の発展にともなう新ルール

現在グローバル・エコノミーにおいては、市場化自由化と同時に、新たな規制の必要性も生まれて来ている。それらを「規制」(regulation)といふべきか否かは、一概には決められないが、ともかくばらばらな行動は許されず、新たな統一ルールが求められている領域であることは論をまたない。

たとえば科学技術の発展に伴って、そこの「情報の非対称性」が根本問題となる。医療におけるモラルハザードの問題は、ケネス・アローなどにより古くから指摘されてきたが、情報革命が医療活動に入つてくると、情報機器の使用とともにモラルハザードや情報の非対称性がとくに患者と医療保険システムに重い負担となるだろう。

製造物責任(P.L.)も、科学技術の発展とその経済への応用の増加とともに、グローバル・エコノミーにおいては、必須のルール問題となる。日本のP.L法は、有体物のうち動産についてのみのものであるが、今後、グローバル・エコノミーの拡大と深化につれて、このような情報の非対称性に対処するシステムは、一層多く求められるであろう。

(3) 環境保護からくる規制ルール

単に科学技術の発展だけでなく、世界人口の爆発とそれによる地球の資源環境の制約も、グローバル・エコノミーにおける国家主権を超えた新ルールを求める重要な領域である。たとえば、ブラジルの熱帯雨林はブラジルの国家主権に属するが、その雨林の使用管理を一つの国家主権にまかせるという従来の世界システムのルールは、

ルール、熱帯雨林產品の貿易ルールなどがそれにかかる。

このようないくつかの公共財の構造に応じて、ルールRにも階層制が必要であり、それゆえルールRの「決定」のためのメタルルールMにもまた、階層制が求められよう。しかし、この場合メタルルールの議論にも多様なものがあり得て、一方の極には、「すべてのルールの選択が全地球的な意志決定によらねばならない」という立場も成り立とうが、現実にはこのような階層制に応じるルール決定システムを構想しなければなるまい。ここには、国家主権の制約という問題が絡む。市場システムのルールの場合も、貿易摩擦や構造協議などにおいて経験したように、全地球的ルールへの方向と、それに反する方向とのせめぎ合いがある。前者はルールにおける統合化(integration)、後者は分化(segmentation)といふことができよう。ルールの文化性・地域性の問題が浮かび上がる。ユニヴァーサリティとヴァナキーラー性の兼ね合いの問題である。しかし、問題は、特に国家を超えるトランスポーダーな活動が、私的財にかかるグローバル市場経済を通じて、また公共財を媒介にしても拡大すると、意志決定における外部性や公共財的性質が強まることにあら。

五 地域統合の経験・多元的意志決定方式の組み合わせ

グローバル・ルールの決定への問い合わせには、単純な解答はない。ただ、一つには、EUやそのほかの国際地域統合の中で、経験が積み重ねられている。その基本原則は、国家主権を保持しつつ、何らか

改革を必要とする。だがはたして市場システムに任せるだけで、望ましい地球大気の状態が維持できるかどうかさだかではない。

(4) 新価値観の出現と新ルール

このようないくつかの領域との関連で、新しい価値観の出現が、経済ルールの改変を求める場合もある。捕鯨規制などはその一例である。これには必ずしも科学的議論を受け付けない感情的議論、まさに「趣味の問題の政治化」とでもいえる世界世論の横行が見られるが、ともかく従来型の市場的ルールの枠を超える規制ルールにも視野を拡大すべきである。

以上からして、世界的には市場システム化は規制の一方的減少というようには行かないのであって、新しい規制の導入を必要としているという歴史のもう一つの側面を見落としてはならない。

四 公共財の性質とルールおよび決定の階層制

グローバル・ルールとその決定にとっての次の重大問題は、特に市場経済システムでうまく処理することの難しい公共財(および外郭部の範囲)にかかる。公共財は次のような三つの階層制を有するといえよう。①国民公共財、②国際・地域公共財、③全地球的公共財である。

まず、国民公共財とは、ナショナルな経済の範囲内のもので、国内河川の利用と管理などがその例である。国際地域公共財は、いくつかの国家にまたがる公共財で、たとえば日本海での核廃棄物投棄や漁業ルール問題などがそれである。全地球的公共財は、その領域が地球全体に及ぶもので、オゾン層破壊防止のための物質使用規制の国家代表を選出して、しかも国家利害を代表するのでなく、地域全体の利害を代表すべき委員会・理事会を構成するという方式が、妥当である。その場合、マーストリヒト条約のように、「補助性の原則」(the principle of subsidiarity)という自治原則が基礎となる。また、国連で行われてあるいろいろなルール決定方式は、全地球的範囲に妥当する「地球的公共財としてのルール」の決定方式である。こう見てくると、グローバル・エコノミーにおけるルールRの決定システムは、地域性の次元と、他方で財や事柄の性質——私的財から、三つのレベルの公共財・外部性まで——の次元とのマトリックスにおいて、開発されねばならない。しかも、その前提として、メタルルールMをいかに決定するかという問題の解決をする。報告者は、この点について、マックス・ウェーバーの支配的類型論と、ケネス・アローの民主主義的意志決定論とを組み合わせた議論を展開しているが、いひでの主題としては、割愛する(3)。

(1) 永安幸正『政治経済学』成文堂、一九九〇年、131ページ。
(2) J. A. Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy* における古典的民主主義批判をみられたい。

(3) 前掲『政治経済学』参照。

(付記) 大会当日、報告者の議論に対し、司会者の藤井教授はじめ、コメンテーターの東條教授、そのほか幾人かの会員からのコメントをいただいたことに感謝したい。

国際経済政策としての経済制裁

首藤信彦
（東海大学）

一はじめに

国連憲章第七章（四一条）に規定される経済制裁は、本来、軍事補完的あるいは代替的なものであり、きわめて強度の影響を対象国に与える可能性を持っているが、日本では（世界でも）その内実は十分に理解されていない。またその影響の実態が世界に正確に伝わらない構造がある。それ故に、対外政策として安易に考えられる傾向があり、現実に九四年の北朝鮮の核疑惑問題をめぐって、日本でも経済制裁を北朝鮮に課する可能性が示唆された。経済制裁は冷戦後世界における新世界秩序形成手段として多用されているが、国際社会の平和と安定に貢献する政策のはずの経済制裁が、現実には公正なルールが確立しないまま大国の政治的意図に歪められ、対象国の国民経済および社会に深刻な影響を与えていた。本論は、現行の経済制裁の実態を証明し、より公正で効率的な経済制裁のシステムを模索するものである。

二

経済制裁の歴史自体は決して新しいものではない。歴史上大規模な戦争にはかならず相手側の軍事力を弱体化させるために経済制裁

三 冷戦後体制における経済制裁

このような国際社会による制裁手段が多用されるようになつたのは、あくまで冷戦体制崩壊後であり、以前には人道と人権に逆らつてアパートヘイトを統行する南ローデシアや南アフリカに対して実行されたにすぎない。経済制裁が多用されるのは、軍事オプションに対し軍人の犠牲が少なく、またセンセーションに報道されたり、国民の不興をかたりすることが少ないからである（表1参照）。ソマリアPKOで痛手を被った国連も、このような経済オプションに傾注する傾向があつた。

さらに見逃せないのは、冷戦構造崩壊後の三件の大規模な経済制裁のすべてにアメリカの国策が関係していることである。アメリカはソ連邦の崩壊によって自由主義陣営が勝利したと誤解し、さらに湾岸戦争の勝利によつて、アメリカを唯一の基軸とする新世界秩序構想を夢想した。しかし、現実には「マリアPKOなど軍事オプションの失敗」によって、今度は新世界秩序構築手段としての「不拡散（核兵器・生物化学兵器など）」と「制裁」のルール・メーカーとして世界秩序の運営を行おうとしていると判断される。

四 経済制裁の目的、影響と効果

前述のごとく、経済制裁は本来、他国に対する侵略や自国内の人権侵害など、国際社会のもとある価値観や方向性と逆の方向を目指す国家の方針を変えさせることを目的とする。しかしながら、現実には経済制裁は意思決定を行う支配層を打つのではなく、意思決定にはほとんど参加することのない弱者に最大の影響を与え、そして中間層を消滅させる。本来、成長すれば民主主義勢力として独裁政権への抵抗力となるはずの中間層が、制裁による経済不振と外国の課する制裁に反発する民族派急進主義の台頭によって、国外に追い出され、結果的に最も深刻な影響を受けた社会弱者をも巻き込んで、民族派急進主義政党の独裁が強化され、一層、国際社会に反発する傾向が強まることになる。

五 国連における影響調査

国連もさすがに問題点に気づき、対策を講じるまでになつてきていた。国連が九二年に発表したガリ事務総長報告「平和への課題」の追加修正が九五年一月に出されたが、そこでは現行の制裁に關し、次のような問題点が指摘されている。

(1) 制裁対象となる体制に対する目的は明確でなく、時間の経過とともに変化する。

(2) 不明確性と変異性（mutability）のために、安保理でもいつ目的が達成され、また制裁が解除されるべきかについての合意形成が難しい。

が行われた。第一次世界大戦そして第二次世界大戦においても同様である。しかし、伝統的な経済制裁においては、少数の戦争当事国が相互に制裁を課するものであるのに対し、現在の経済制裁は国連による制裁すなわち国際社会全体が一丸となつて脆弱な対象国に経済制裁を課すのであり、その影響は以前とは比較にならないほど広範で深刻なものである。

最近の事例すなわち、イラク、ハイチ、新ユーロスラビアにおける経済制裁は、対象となる政権だけではなく、国民経済そして市民生活に強いインパクトを与え、しかもその影響は高齢者、女性、幼児などの社会弱者を直撃している。もちろん国連の制裁目的はそのような弱者を苦境に追い込むことではない。また医薬品や食料など社会弱者のための物資は原則的には国連の制裁対象から除外されている。しかし、現実には食料の慢性的な不足により疾病が蔓延し、未熟児出産率は高まる。さらに軍隊でも消費される可能性があつたり、軍事輸用の可能性のある医薬品機材などは輸入出来ない。例えば戦闘負傷者の治療に欠かせない抗生物質、麻酔薬、微量のニトログリセリンを含む心臓薬やコンピューター制御のレントゲン機器などである。結果的にその国の医療は致命的な水準にまで落ち込むことになる。

(3) 安保理自体が司法的存在というより政治的存在であるか、制裁を課すとなると、その目的が達せられたといふことをは

へあらしめず客観的基準を決定しなければならない。制裁に国民の支持を維持するためには、制裁が政策変更要請といふより懲罰に他ならないとか、初期の目的とは違う目的のために寄与しているという批判をさける必要がある。

(4) 國連は制裁の実施に際して経験を得ているが、それでも、対象国政府の非協力姿勢や問題の複雑さなどにより、十分でない。この修正ガリ報告は、他にも緊急派遣部隊の創設や、「クロ軍縮（核軍縮ではなく、地域レベルでの火器・地雷などの排除を含む）、クロレグル（軍縮）提案など、これまでにない具体的な内容にまで踏み込んだ提案を載せている。経済制裁に関しては、その問題点と二次被害を軽減するために、以下の対策を提案している。

- 安保理の要請のあと、また制裁が課せられる前に対象国および第三国に対する潜在的な影響を評価する。
- 制裁実施を監視する。
- 安保理が政治的影響を最大化し、副次的影響を最小化するにと可能にするように、制裁の効果を計測する。
- 脆弱なグループに対する人道援助の配給を保証する。
- 経済制裁により副次的損害を受けたる国連加盟国を援助する方策を探り、五〇条の規定により困難に陥っている国（近隣諸国など）の主張を検討する。

し、それが一般市民ではなく、政策決定に影響のある支配層を直撃するような選択的な制裁が求められる。

(4) 制裁を課せられた國の面目弁護の機会提供
制裁を課せられた國は多く、國際社会から孤立し、おやおや想い路線を走る傾向にならぬ。いわば國際社会の求める方向に誘導するにあらず、そのような政策変更を説得するための出来だ。されば、制裁を課せられた側が十分に反論したり、本国の政策を弁護したりする場を國際社会に設けるべきだ。

(5) 解除条件と復興プログラム
どのような条件を満たせば制裁が解除されるかその解除条件を明示する。
制裁は一度課せられると、國民経済に致命的な影響を与える。輸出入禁止は事実上多くの企業そして場合によつては主要産業全体の消滅をもたらす。また市民は制裁の結果としての極度なインフレや必要物資不足、投資機会の消滅などによる労働意欲や企業家精神を失つてしまふ。それ故に、経済制裁を課せられた國家に対しても、経済制裁が解除された時点や、思い切った投資や援助など、復興プログラムを持つべきだ。

六 公正で効率的な経済制裁を求めて

国連の平和執行路線が破綻した以上、経済政策が國際社会の政策オプションとして使用されることはやむを得ない面があるが、それでも、以下の方策により、その効果を最大化し、犠牲を最小化することができるべきである。

(1) 事実確認（アクト・ファイハル・ハウク）

何よりも事実確認が中立的な組織によつて行われなければならない。最近のようにCNNやそのほかの国際商業メディアが世界中にネットワークを張つてゐる状況では、特定の偏見がニュースやコメニタリーを通して支配的となり、一方、一度悪者と目された組織や国家そしてロマーシャルを十分に買いつける出来ない組織や国家は情報戦に負けて孤立してしまる。それ故に直接的な利害の少ない第三者による事実確認が何よりも先行しなければならない。

(2) 制裁実行組織、監視体制の改善

国連の経済制裁委員会は安保理五大国により構成され、事実上アメリカの政策に最も強く影響を受けてゐる。また実務上はあまりにスタッフの数が少ないので、書類の手続をも極度に遅滞してゐる。それ故に、制裁実行組織をより効率よく、公正な組織にする必要がある。

(3) 選択的制裁の必謙性

制裁は対象国に包括的に課せられるのではなく、本来の制裁の田的であったはずの支配層に強い影響を与え、政策変更を促すようなものでなければならない。そのためには、制裁の実状を調査・分析

[¹³] Doaudi, M. S. and Dajani, M. S., *Economic Sanctions*, Routledge & Kegan Paul, 1983.

[⁴] 創元眞喜著『経済制裁』中公新書、一九九一年。

[⁵] Roberts, A. and Kingsbury, B. ed., *United Nation, Divided World*, 4, Clarendon Press, 1993, pp. 33-34.

[⁶] Scharf, M. P. and Dorosin, J. L., "Interpreting UN Sanctions: The Rulings and Role of the Yugoslavia Sanctions Committee", *Brook J. Int'l Law*, Vol. XIX: 3, 1993.

[⁷] Grammas, G. N., "Multilateral Responses to the Iraqi Invasion of Kuwait: Economic Sanctions and Emerging International Law and Trade", *The Maryland Journal of International Law and Trade*, Vol. 15, 1991.

[⁸] Clark, H. L. and Matthews, K. A., "Iraq/Kuwait Economic Sanctions: Trade Relations on a War Footing", *The International Lawyer*, Vol. 25, No. 2, 1991.

[⁹] Spero, J. E., *Politics of International Relations*, 4th ed., St. Martin's Press, 1987. 『國際經濟制裁』林・加藤著、東洋経済新報社。

[¹⁰] "Sanctions in Haiti: Crisis in Humanitarian Action" Harvard Center for Population and Development Studies in Harvard School of Public Health, 1993.

参考文献

[¹] 真藤信彦「経済制裁は新世界秩序形成手段になつた」『世界経済論議』一九九四年一四四。

[²] Suto, N., "Sanctions against dictatorships won't Work", The Nikkei Weekly, August 22, 1994.

(付記) 報告では、討論者の神田大学根岸哲教授より国際法的な側面から、また国連の藤井隆教授より経済制裁が効果を生む条件について述べて貰つた。記して深謝した。

日米経済関係と日本の官僚機構

——官僚行動とマクロ経済理論——

飯島 大邦

（中央大学）

I 序論

Niskanen による分析以降、官僚制度が経済学的に分析されるようになった。具体的には予算決定過程における官僚行動を定式化し、公共財供給においてどのように非効率性が生じるのかさらにその非効率性の問題をいかにすれば解決できるのかという研究がなされてきた。ところでマクロ経済が政治システムによっていかなる影響を受けるかという問題については、選挙の影響が重要視され分析が行われてきた。つまり政党と有権者によってマクロ経済の変動が説明されると考えられている。例えばこの分野の初期の研究である Nordhaus によると、短期フィリップス曲線によって示されるような物価上昇率と失業率の間にトレードオフの関係が存在するような状況のもとでは、政党は再選をめざし選挙前に経済を拡大させ、つまり失業率は低下し物価上昇率は上昇するが、選挙後はこのような経済の拡大は維持されなくなる。このように官僚制度に関するいづれの既存の研究もマクロ経済的分析であり、一方マクロ経済変動と政治システムとの関係に関する分析においては政党と有権者のみがマクロ経済変動に影響を与えるものとみなされてきた。したがって

る。

II モデル

本論においては、官僚機構内部で行われる行政官僚と経済官僚の予算交渉を、公理的交渉ゲーム理論を応用して定式化する（モデルの詳細な展開については飯島 [1995a] を参照）。まず予算交渉ゲームの交渉領域である経済成長率—政府消費曲線について論じる。この曲線は本論のモデルで官僚機構によって政策変数が決定される第一国の政府消費の対 GDP 比率とそれに対応する（後述される）動力学体系の定常均衡における経済成長率の関係を示す曲線である。そこの曲線の背後にある動力学体系の概略を説明する。まず両国の家計部門は、それぞれ Weil タイプの重複世代モデルにしたがって定式化する。企業部門については、それぞれの国において企業数は一定であると仮定し、すべての面で同質的であると仮定する。また社会資本と民間資本が存在し、社会資本の生産力効果を考慮して両国の各企業の生産量はそれぞれの国のですべての社会資本ストックの影響を受けるものと仮定する。さらに両国の各企業の生産量はそれぞれ自國および他の国（経済全体）の知的資本のストックの影響を受けるものとし、さらに知的資本の生産量に対する効果は、各企業にとって外部的な生産要素であるそれぞれの国（経済全体）の民間資本ストックをそれぞれの国（経済全体）の企業数で割ったもの、つまりそれらの国（経済全体）の平均的な民間資本ストックに依存するものと仮定する。また両国の市場は完全競争市場であり、二国間の資本移動は自由であると仮定する。政府部門は、政府消費支出および政府投資支出を一括税な

らびに公債発行によって賄うものとする。ただし両国の公債残高の対 GDP 比率をそれぞれ一定と仮定する。このような状況の例としては、公債発行に関して建設国債の原則が適用される場合が考えられる。

以上のように想定される動力学体系に基づいて経済成長率—政府消費曲線を導出した上で、第一国の予算交渉ゲームは次のようにナッシュ交渉ゲームとして定式化される^Q。

$$\max(g_{1C} - g_{1O})^{\alpha}; (r^* - r^{*0})^{1-\alpha}$$

$$\text{s.t. } f(r^*, g_{1C}, g_K, g_K) = 0, g_{1O} > g_{1O}^0, r^* > r^{*0}$$

ただし $g_{1C}(g_{1C}^0)$ は（脅威点における）定常均衡の第一国の政府消費曲線を導出した上で、第一国の予算交渉ゲームは次のようにナッシュ交渉ゲームとして定式化される^Q。

$$\max(g_{1C} - g_{1O})^{\alpha}; (r^* - r^{*0})^{1-\alpha}$$

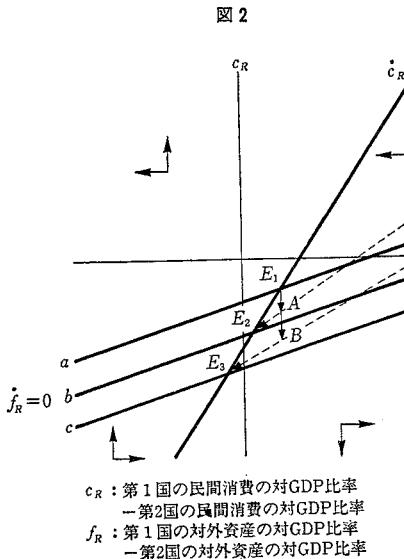
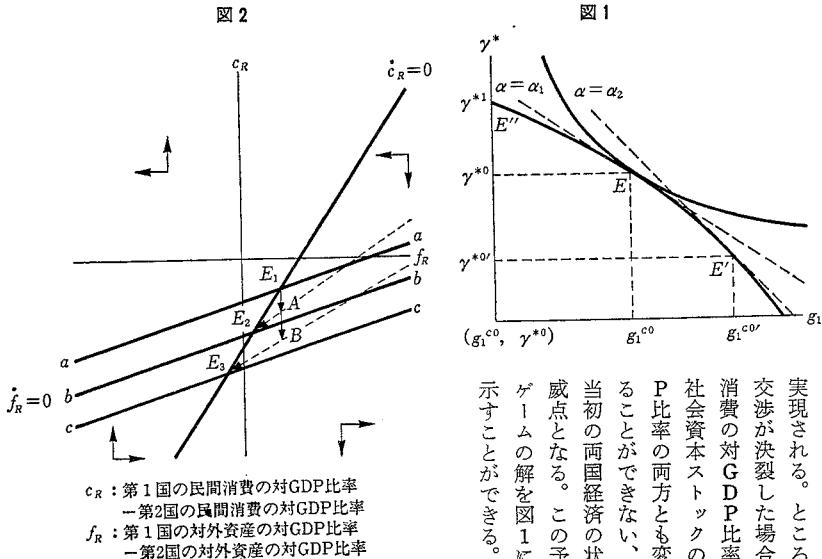
ただし $g_{1C}(g_{1C}^0)$ は（脅威点における）定常均衡の第一国の政府消費曲線を導出した上で、第一国の（第二国）の社会資本ストックの対 GDP 比率、 $r^*(r^{*0})$ は（脅威点における）定常均衡の経済成長率、 $\frac{1}{\alpha} \left(\frac{1}{g_{1C}} - \frac{1}{g_{1O}} \right)$ は第一国（第二国）の社会資本ストックの対 GDP 比率である。本論においては第一国が自國の公債残高の対 GDP 比率を一定として自國の社会資本ストックの対 GDP 比率を引き上げる場合を考えている。社会資本整備に関する計画は政府消費支出に関する予算編成とは独立に作成されるものと考えることができるので、本論の予算編成ゲームにおいて社会資本ストックの対 GDP 比率は、内生的に決定されるのではなく外生的に決定されるものとみなす。また通常予算交渉が成立すれば、新たなる政府消費の対 GDP 比率および社会資本ストックの対 GDP 比率を維持するための政府消費支出および政府投資支出の変化分が同時に成立すると考えられることがわかる。その結果、予算交渉ゲームの交渉領域上の点が

実現される。ところが予算交渉が決裂した場合、政府消費の対GDP比率および社会資本ストックの対GDP比率の両方とも変化させることができない、つまり当初の両国経済の状態が脅威点となる。この予算交渉ゲームの解を図1によつて示すことができる。原点が

脅威点になつており、原点に凹な曲線が経済成長率—政府消費曲線の一部である。もし行政官僚の交渉力が α_1 であるとするとき、ゲームの交渉解はEとなる。

三 官僚機構が経済にもたらす影響

前節で定式化された予算交渉ゲームに基づいて、行政官僚の交渉力と定常均衡における経済成長率と第一国政府消費の対GDP比率の関係について検討する。図1より明らかのように、行政官僚の交渉力が α_1 である時の予算交渉ゲームの解とそれがより強い α_2 である時の解とを比較すると、行政官僚の交渉力が強い場合の解の方が定常均衡における経済成長率は低くなり第一国政府消費の対GDP比率は大きくなる。



て、このような政策変化が生じた場合、官僚機構が経常収支にいかなる影響を与えるか検討する。予算交渉ゲームの脅威点と解との間の政府投資支出の対GDP比率の増大という変化のみに注目する。政府投資支出の対GDP比率の増大は、最初の経済は、鞍点経路上のAを通り定常均衡 E_2 が実現される。調整過程では第一国経常収支は悪化する。しかし同時に生じる第一国の政府消費支出の対GDP比率の増大も考慮すると、経済は A ではなく B を通り定常均衡 E_3 が実現される。同様に調整過程では第一国経常収支は悪化する。平成六年度版通商白書では図2における直線 $a-a'$ から $c-c'$ への下方シフトについて触れられているが、よりかから $c-c'$ への下方シフトについては言及されていないことに注意すべきである。

さて先にも述べたように経済官僚と行政官僚との間の予算交渉ゲームにおいて第一国の政府消費支出の対GDP比率の増大は不可避免であるから、官僚機構は経常収支をさらに悪化させる働きをする。ゆえに経済的にはともかく政治的には日本の官僚機構はある程度評価されうると言ふことができる。

四 結論

本論のモデルを理論的位置付けという観点から評価すると、ワグナー法則等の政治的意図決定過程を考慮していない政府規模を説明するマクロ理論と従来の官僚行動理論のようなミクロ理論の中間に位置するものであり両者のギャップを埋めるものである。また短期分析である政治的景気循環理論とは異なり、本論の分析はマクロの長期分析があるので前者の理論とは代替的ではなく補完的関係にある。

るものである。政策的インプリケーションとしては、両国民の経済厚生の増進のために第一国行政官僚の交渉力を弱める必要性が示唆される。

参考文献

- [1] 飯島大邦「[1995a]「日米経済関係と日本の官僚機構」『公共選択の研究』第二五号、七〇一八五頁。
- [2] 飯島大邦「[1995b]「経済成長と官僚機構」『経済学論叢』第三六巻第三号、一一一三〇頁。
- [3] 飯島大邦「[1996]「官僚制の経済学的分析における官僚像の再検討」『経済学論叢』第三六巻第五・六合併号。

(付記) 予定討論者の山田太門慶應義塾大学教授ならびに座長の藤井隆慶慶應義塾大学教授より貴重なコメントを頂戴したことに感謝致します。

国際化時代に対応した米取引の経済ルール

—米先物市場再創設を視野に入れて—

岸 本 裕一
(桃山学院大学)

一 本稿の課題と分析視角

一九九四年一二月八日「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(新食糧法)が第一三一回臨時国会で可決・成立した。ウルグアイ・ラウンド妥結後の、そして、一九九五年一月のWTO創設後のわが国の米経済のあり方をめぐる議論が盛んである。本稿では、その中から米の流通をめぐる問題、なかでも、わが国の米の取引・価格形成をめぐる新しい法律である新食糧法の下での取引・価格形成の見直しと検討がなされる中で、その行き着く究極の米取引・価格形成的制度として米の先物市場の再創設をも視野に入れてわが国の米市場の国際化へ向けた対応を展望したい。すなわち、わが国が瑞穂の国あるいは米の国という風に主張したいのならば、米の国際価格の建値市場がわが国の国内に存在するのを望ましく、シカゴや上海にそのような役割を譲り渡すべきでなく、そのような観点からもわが国の東京あるいは大阪に米の先物市場の開設がなされることが念頭におかれねばならない。そのための条件整備と制度的枠組みのありようを示して政策デザインの一試案として提示したい。

四年春には、大阪自由米市場に、米の先物取引の基盤をつくる研究会が開かれたことは、画期的なことであった。しかし、この試みは、九州産早場米を取り対象とした先物取引の実施を検討するものであったが、実際には、需給の動向が読み切れないことや取引規約などで整備が不十分であつたためまとまらず見送りとなつた(1)。とはいものの、ここで議論された「先物取引」は、狭義の先物取引ではなくて、いわゆる先渡し取引であった。つまり、差金決済取引のできる商品取引所における先物取引ではなかった。あくまで、将来の一定期点で實物取引が行われる先渡し取引であつたという点で、マスコミが大きな取り上げたをしたほどには、先物業界では一つの話題程度におさまったようであった。

しかし、米の価格形成、あるいは取引制度の改善についての議論は、先物取引の導入をも含めて、現在多様な意見が出されている。たとえば、食管問題研究会(代表・梶井功東京農業大学教授)は、「食管制度改革の方向」を発表したが、この中でも「現行の自主流通米価格形成機構を抜本的に再編成し、公正かつ公開の取引場としての正米市場を開設し、あわせて先物取引の整備をめざす」(2)と提案している。とはいっても、ここまで指摘しただけで、深くつづ込んだ理論的・実証的研究が背後にあることではない上、先物市場の整備の具体的な設計図が用意されていなかった。

ただ、松島正博氏がいち早く、米の先物取引市場の必要性を指摘されたのは、一九八六年九月のRMAの提訴によるいわゆる米問題生起以降において行われた業績として特筆すべきものがある(4)。このような例外を除いて、米の先物取引市場再創設に関わる研究

ところで、いわゆるわが国の米問題は、戦後五〇年の間連綿と続いた一連の農産物市場開放問題の最後に解決すべき問題として残された問題である。この米に関する外圧に端を発する国際間通商問題は完全に解決するまでには少なくとも二〇〇五年までは問題としてあり続けるであろうことは、これまでの他の農産物の国際的通商問題(たとえば、牛肉、オレンジ)の例が問題の発生から解決に至るまでには約二〇年の歳月を要していることからも類推可能である。しかしながら、最終の解決までにはまだ幾分の時間があると言つても、来るべき米市場の完全開放の時代に備えて、政策措置と経済ルールの検討に今から着手する必要があるのであり、それへ向けた試案的検討結果を示しつゝ、国際化時代に対応した米取引の経済ルールのありようを提示するのが本稿の目的である。

さて、一九九三年の米の凶作とそれに続く一連の「平成の米騒動」といわれたような米をめぐる様々な動き、さらには、ウルグアイ・ラウンド交渉の妥結に伴う米輸入に関するミニマム・アクセスの受諾などに呼応して、わが国における米の取引のあり方に関する多様な議論が巻き起こっている。その中で、米の先物取引をわが国において、復活させようという動きがある(1)。たとえば、一九九

が、わが国の米をめぐる研究環境から近年あまり現れてこず、ただ米先物取引についての経済史的研究がわずかに行われてきたにすぎない(5)。この事実には、米の先物取引についての一般的な認識が、大正時代に起きた米騒動などの米の相場の乱高下が民生の安定に繋がらなかつたということによってあまり歓迎されるようなものとなつていいことによつていると思われる。

ところで、これまでの農業経済学者の大半が、先物取引に関する態度は、グットワインのもので代表されるものである。すなわち、彼はその著の農産物価格論の大作をものにした、巻頭言において、「本書に先物取引の議論がないを奇異に思われるかもしれないが、金融先物、鉱業品先物などを含む商品先物取引の研究領域があるので、本書で取り上げても余計なことになつてしまつ」(6)といいう姿勢である。わが国においても、農産物価格論研究におけるこれと類似した現在までのスタンスを改め、先物取引を現物取引と併行して論じていく時代が、今、始まつたといえよう。米については、なおさらこののような主張がなしえるところであり、厖大な経済史的研究を基礎とした理論的実証的研究が切望されているのである。

二 CBOOTでの取引の実態を踏まえた米先物取引制度の再設計

CBOOTでの取引の実態については、すでに、別稿(7)において詳しく述べているので再論は避けれる。すでに決められているように、新食糧法においては、その第五十二条第二項において、「価格形成施設においては、商品取引所法(昭和二十五年法律第二三九号)第

二条第六項各号に掲げる取引及びこれに類した取引を行つてはならない」と記され、いわゆる先物取引の禁止が諱われた。このような決定は国際化時代に対応した米取引の経済ルールとして先物取引を導入して、国際的評価に耐えうる米の市場システムを確立するという方向性とは一面において逆行するものであるといふことができよう。

しかし、米の市場の国際化に対応し得るために先物市場の再創設は必須の要件であるだろう。CBO-Tの事例を基礎に我が国での条件整備について前向きに検討していく必要がある。そこで本節では、CBO-Tにおける米取引の実態を踏まえてわが国に米の先物取引制度が再創設される場合の商品取引所の組織運営、とりわけ、米の先物取引の取引条件について検討してみよう。

まず、取引単位は、シカゴに近づけて一〇〇トンとするのが妥当であろうが、五〇トンという場合もあり得る。上場される米は、ある種の指標性のあるものでなければならないので、自主流通米の入札取引で最高指標価格に採用されている新潟ヨシヒカリ等が適当であろう。呼び値の単位は一トン当たり一〇〇円、倍率は自ずと一〇〇倍または五〇倍、限月は、一年以内の各奇数月の六限月制とする。新甫発会日は、納会日の翌営業日（偶数月の第一営業日）、納会日は各限月の二ヶ月前の最終営業日とする。立会時間は前場二節、後場三節ぐらいが適当であろう。その他、値幅制限については、どれほどの値動きを許容するのかによって、また委託本証拠金や委託手数料については、参入の容易さをどの程度とするのかなどによって決められるであろう。

このように考えてきた先物取引であるが、上場に至るには価格の変動の程度をどの程度受け入れるかが問題となる。ソフト・ランディングの状況をもたらすためには、日本の国産米の内外価格差をある程度縮小されるまでは、むしろ、時期を待つ方が良いとも考えられる。そこでつぎの議論となる。

三 価格安定制度か、先物市場開設か

——米の建値のあり方論——

これまでのわが国の農産物の建値については、(1)大半の農産物にみられるように、卸売市場で自由に取引が行われるもの（生鮮農水産物）、(2)価格安定制度によって政策的制御がなされるもの（牛肉、豚肉など）、(3)かつての米のように一定価格によつて買い上げられるもの、(4)先物市場によるもの（輸入大豆、トウモロコシ、小豆）などによつている。

さて、国際化時代の米取引の経済ルールの策定にあたつては、米に関する政策目標を何に置くのかという重心の置き具合が重要である。すなわち、価格の安定という政策目標と内外価格差の縮小という政策目標とのどちらに重心をおくるかという問題である。

ところで、自主流通米の建値が今度の新食糧法下では、自主流通米価格形成センターで値幅制限が緩和される。しかし、価格の安定と需給の均衡が政策目標から消えたわけではない。さりとて、牛肉の時のように明確な形で価格安定制度を導入するなどという明言も避けている。そのうえで、あくまで価格安定の重視は変わっていないといえる。

もしも米について、現行の牛両価格安定制度のような、安定中心価格を目標値とし、その上下に価格変動の許容偏差領域の境界をそれぞれ安定上位価格、安定基準価格としてこの安定価格帯維持政策を遂行していくこととする場合に、必要な情報は何か、また、政策主体の行動様式はどうであるべきかを明らかにする必要がある。

ところが、吉田十一氏の指摘を待つまでもなく、現行の一連の「安定価格帯維持政策」(8)は、理念どおりにうまく機能してきたとはいがたい。しかし、米は貯蔵能性が農産物のなかでは高いほうであり、また、国際市場での調達も現在のところかなり行いやすいということから、ミニマム・アクセスの程度の量ならば国際米市場を擾乱するということを棄じる必要はない。

かつて筆者は、牛肉の価格安定制度を理念どおりに機能させるための政策主体の得なければならない必要な最小限の市場情報は何であるのかを政策シミュレーションによって明らかにした(9)。

このような経験を踏まえて、米市場安定化政策のシミュレーション分析を行い、より実効性のある政策モデルを提示するのがつぎなる課題として見えてくるのである。

四 自主流通米価格形成センターを中心

とする取引制度の見直し論議

新食糧法による新制度における自主流通米の取引・価格形成は、需給と価格の安定を図りながら、产地・品種・銘柄ごとの需給実勢や品質評価がより的確に反映されるシステムとする必要がある。そ

- (3) 『米と流通』編集部「食糧問題研究会が抜本的改革提言」『米と流通』第一九七号、一九九四年、八一一頁。
- (4) 松島正博「「価格形成の場」のあり方について」『自主流通米の現状と「価格形成の場」』補章、(財)農政調査委員会、一九八九年、一〇〇頁以下。
- (5) たとえば、松江雅彦「ノーメの流通政策と先物市場制度・その歴史から何を学べか」『商品先物市場』第一八卷九号、一九九四年、二五頁。
- (6) Goodwin, J. W., *Agricultural Price Analysis and Forecasting*, John Wiley & Sons, Inc. 1994, p. 8.
- (7) 抽稿「国際化時代に対応する米取引の経済ルールづくりと米先物市場再創設の可能性」『桃山学院大学経済経営論集』第三七号第二号、一一一頁を参照。
- (8) 吉田十一「農産物価格安定政策の再検討」『農業経済研究』第五〇巻、一号、一九七八年、一一一頁。
- (9) 指著『牛肉経済論』中央畜産会、一九八一年、三四〇頁以下。
- (10) 食糧庁による。

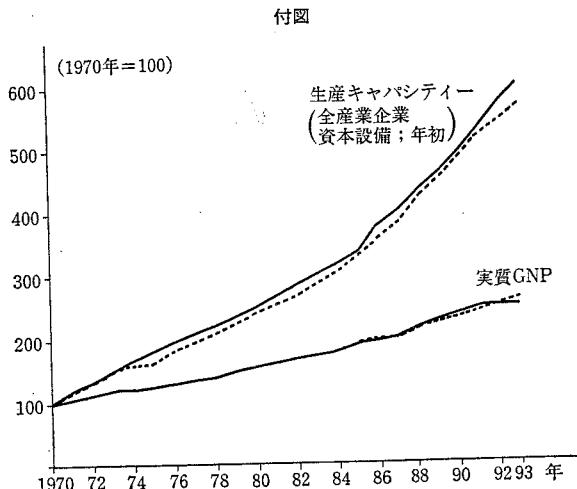
〈自由論題〉

わが国におけるデフレギャップの大それらについて
——経済白書を批判する——

丹羽 春喜

大阪学院大学

（1970年=100）



近年、『経済白書』には、一種特有の致命的欠点とも看做すべき問題点が含まれている。本稿執筆準備時点での『経済白書』の最近版である「平成六年度版」(一九九四年度版)においても、以下の論述のひとつ、それは顯著であり、厳しく批判されねばならない。私が指摘したいことは、ここに掲げた付図を見れば、たゞどころに明らかになる。この図は、ほぼ「完全雇用」の状態にあつたと看做しうる一九七〇年を初年として、九三年まで、わが国の実質GDP水準の動きと、「生産キャパシティー」を意味する「企業資本設備」実質額(経済企画庁国民所得部推計の全産業「民間企業資本ストック実質額」)の推移を、一九七〇年=100の指数の形で示したものである(2)。すなわち、企業資本設備の実質額で示される生産キャパシティーが、一九七〇年から九三年までに六倍強に増えたのに對して、生産(実質GNP)は、同期間に、わずかに二倍半弱の伸びでしかなかつたのである。要するに、一九九三~九五年といふ最近時点のわが国経済においては、生産キャパシティーの遊休、

すなわち、「デフレ・ギャップ」（需給ギャップ）と呼称されることも多いが）が、きわめて大規模に発生しているはずだということになるわけである（この付図では、労働力の投入量の推移は示されていないが、本稿では、以下のとく、「資本設備」とともに「労働力」の投入量をも算入した生産関数的な観点からの分析がなされる）。ところが、奇妙なことに、平成六年度版の同白書をはじめ近年における『経済白書』は、そのように述べてはいないのである。

この付図で、実質GNPの動きを示した線の一九八五年以降には、いわば一種の傾向線のような点線も描き入れてあるが、この点線は、平成六年度版の『経済白書』において、「生産関数」を用いて算定されたとされているところの「平均的な」実質GNPの推移を示す線である（『経済白書』では、実質GNPが用いられているのであるが、GDPとGNPとはきわめて類似した概念であり、両者の動きはほぼ一致しているので、ここでは、実質GDPで示した）。実は、平成四年度版、五年度版の同白書に引き続き、六年度版の同白書においても、この「平均的なGNP」（ないしGDP）と実際のGDP（GDP）とのあいだの乖離が、同白書の用語での「GDPギャップ」すなわち「需給ギャップ」ないし「デフレ・ギャップ」だとされているのである（平成六年度版の『経済白書』第一章、一節、および、付注1-16）。

しかし、そのような特殊な意味での「需給ギャップ」（同白書の用語での「GDPギャップ」ということになると、この図からも読み取られるように、不況が激化した一九九二～九三年の時期においてさえ、それは、わずかに一・五～四・五ペーセント（点線と実

線との乖離率）といった、微々たるものにすぎないことになってしまったわけである。言うまでもなく、このような『経済白書』独特の意味での「需給ギャップ」のコンセプトは、正統的な経済理論から見ればナンセンスであり、かつ、誤っている。政策論的にも、それは、政府の無為・無策をもたらしかねないわけである。

II

この付図においては、生産キャパシティを表わす「企業資本設備」（民間企業資本ストック実質額、全産業）についても、その推移を示す実線のすぐ下方に、もう一本、点線が描き入れてある。この点線は、生産キャパシティのうちの遊休部分を除いた「稼働部分」の推移を示すものとして『経済白書』で算定されて用いられており、数字系列と同じ系列を算出して、そのまま図示したものである（算定方法は、平成六年度版の同白書の付注1-16に準拠した）。

実は、『経済白書』では、このような「稼働率」を考慮した修正計算は製造業についてだけしか行われていない。また、その計算において、産業構造やテクノロジーの変化に対応していらないといった理由でその信頼度に大きな疑念が持たれているところの「稼働率指数」（通産省統計）をそのまま無批判に使用しているなど、問題点が多い⁽³⁾。しかし、そういった計算方法のうえでの欠陥を別にしても、以下に指摘する点は、きわめて根本的大問題である。そもそも、この付図において、生産キャパシティ「稼働部分」の推移を示すものとされているこの点線と、それよりはずつと下方に低迷している実質GNPの推移を示す実線とのあいだの乖離の部

均年率〇・一一%）ということになってしまふのである。

言うまでもなく、この(1)と(2)は、まったく実情とは合わない。

過去、二十数年間、わが国の経済では、「重厚長大」型産業から「軽薄短小」型の高付加価値産業への転換が顕著であったのであるから、生産テクノロジー的な面から言えば、上記の(1)とは逆に、むしろ「必要資本係数」の値に低下傾向が見られたとしても、おかしくはなかつたはずである。かりに、たとえば上記の「民間企業資本ストック実質額」の時系列に若干の「上向きバイアス」が含まれていた（この指標系列は「粗額概念」によるものであるから、いくらかはその可能性がある）といったデータ特性面での影響などで、この時期のわが国経済においては「必要資本係数」の値が多少は高まつたということになるということが、事実であったかもしれないとしても、それが二・三倍にも上昇したなどということは、まさに論外であり、ぜつたいに、ありえなかつたはずである。また、同じく過去二十数年間のこの時代は、わが国が「ハイテク産業」を確立して世界市場を席捲しえた時期なのであるから、この期間を通じてわが国経済の「技術進歩率」がほとんどゼロであつたなどという上記の(2)のようなことも、ありえないことである。

III

このように考えてみると、近年の『経済白書』における最も中心的な分析フレームワークは、まったく間違つてしまつていて、言わざるをえない。やはり、上掲の付図における生産キャパシティと実質GNPとのあいだの大幅な乖離部分は、少なくともその大半

が企業資本設備の遊休、すなわち「デフレ・ギャップ」であつて、生産的な資本の「投人」には、なりえてはいなかつたのだと解釈するべきなのである。

過去二十数年のわが国経済の顕著な技術進歩の実績（「ハイテク産業」の確立）からすれば、どんなに控え目に見積もつても、実質経済成長率の少なくとも三分の一～四分の一程度は、「総合的な要素生産性」の向上率——すなわち「技術進歩率」——によつてもたらされたはずである。そして、もし、資本設備の面での生産キャパシティが一九七〇年以降現在までフル稼働させていたとすれば、また、労働力も完全雇用であり続けてきたとすれば、たゞえ多少の「必要資本係数値」の上昇があつたと仮定したとしても（たとえば、この期間を通じて一・六倍程度）、簡単なシミュレーションによつて容易に算定しうるよう、一九九三～九五年におけるわが国の実質GDP水準は、いまの現状よりも、少なくとも四～五割は上回つていたはずである（付表参照⁽⁴⁾）。すなわち、最近のわが国の総生産の水準は、完全雇用・完全操業状態のもとで達成可能なはずのレベルから三～四割も下回つてい

付表 シミュレーション結果（1970～93）年

	技術進歩率(%) / 実質GNP成長率(%)			
	1/3	1/3.5	1/4	1/5
完全雇用・完全操業での実質GNP伸び率(倍)	4.19	3.81	3.56	3.30
必要資本係数の上昇率(倍)	1.443	1.587	1.697	1.832
デフレ・ギャップ(93年%)	42.3	36.5	32.1	26.7

る（「デフレ・ギャップ」が三〇～四〇%発生）ということなのである。政府のマクロ経済政策の面での無為・無策が、許されではならない所以である。

（1） 本研究の詳細については、拙論「日本経済におけるデフレ・ギャップの規模」（『経済論集』（大阪学院大学）第九卷第一号、一九九五年四月号所収を見よ。

（2） 付図では、この「民間企業資本ストック実質額」指標の「進歩一ス」系列で示した。ただし、『経済白書』の生産関数推計のためのデータとしては、この指標の「取付けベース」の系列が用いられている。しかし、この両系列は、その伸び率においてほとんど一致している。しかしながら、この点は、本稿の分析においては、なんら問題はない。なお、経企庁経済研究所国民所得部が、その推計になるの「民間企業資本ストック実質額」の系列を、資本設備の面から見ただ場合の「生産キャパシティ」の推移を最も良く示す指標であると看做してきた理由については、同府の同研究所国民所得部編『季刊国民経済計算』No.96、平成五年三月刊、一七〇～一七二頁を見よ。

（3） 「稼働率指数」の問題点については、上掲『経済論集』第九卷第一号所収の拙論の脚注1（六八頁）を見よ。

（4） このシミュレーション作業の詳細についても、上掲『経済論集』第九卷第一号所収の拙論を参考されたい。

（付記） 予定討論の労をとられた丸尾直美教授の適切なコメントに対し、深謝の意を表したい。

日米摩擦と日本型資本主義の変容

〔前提〕 日本社会は外圧無しでは枠組の設定も変更も自力では困難だ。

（1） 占領政策

連合軍占領政策は次の三本の柱をGHQ指令に基づき強行⁽¹⁾。

- (1) 日本産業解体（四五年九月）＝産業界民主化・非軍事化（労組奨励）
- (2) 財閥解体（同年一月）＝政財界戦犯追放（非財閥企業助成・振興）
- (3) 農地改革（同年一二月）＝農村封建社会打破・民主化（自作農創設）

この三指令が日本政府に「経済安定九原則」を作らせ、日本型資本主義経済政策を方向づけ、企業ではそのサブシステムとして日本型経営モデルを形成し、国際的にはドッカーレー説の敵対貿易を生ませた⁽²⁾。

（2） 米新通商法＝包括通商・競争強化法

八八年レーガンは包括通商法を成立。通商交渉に報復手段を盛込み、対日政策に反攻的性格をえた⁽³⁾。

包括通商法における保護貿易に関する主な強化条項は、①不公正

山田 榮作
（新潟経営大学）

貿易国・行為の特定・制裁（スープー三〇一条）条項、②知的所有権保護強化条項、③反ダンピング（AD）制裁条項、④金融報復条項、⑤三〇年関税法三三七（特許）／七七三条（AD税）強化条項等日本企業の薄利多売商法と先端技術製品の進出妨害を主目的。加えて、独禁法域外適用、移転価格税制強化、日米構造協議等が進行。

(3) 規制型政策への攻撃

八五年G5以降、対米黒字突出大国は日本のみ。包括通商法に基づく日米構造協議（統く包括経済協議）では規制型日本主義經濟の市場閉鎖性の矯正（対日赤字削減と共に日本の消費者保護の名目で）が迫られた。日米学界も米政策を肯定した⁽⁴⁾。

主な対日要求項目は、①流通システム、②内外価格差、③株式持合い、④土地利用、⑤独占禁止法運用、⑥貯蓄・投資バランスであり、対日輸出拡大を狙う米側は同じ要求を繰り返し、官主型日本主義⁽⁵⁾を徐々に確実に後退させ日本經濟の矛盾点、日本の政治家が不可能とした官僚規制の壁を崩して緩和の勢いを進めた功績は見落せない。

(4) 大競争時代突入と米欧反撃

経済自由化・多国籍化並びに共産圏崩壊によりアジア・中南米十・旧共産圏の巨大人口（三五億人）が世界工業品市場（従来は一〇億人足らず）にはほぼ一挙に参入、大競争時代に突入した。日本が自國を閉鎖状態のまま、外需依存型発展と両建て練金術の突出活動⁽⁶⁾の放置を許さない米欧側の対抗策⁽⁷⁾が八八年の米包括通商法と米欧主導のBIS（国際決済銀行）八%規制の制定であった。

復で先行、日本型經營技法の有効性実証、米国の国民的幸福増進並に日本の対米貢献が報告された⁽⁸⁾。

(3) バブル崩壊後累増する黒字圧力と日本政治の弱体性から対米交渉の難航を予想する為替市場から八〇円割れ超々円高相場の決定打が打ち出された。ますます日本の先端産業や在日外銀・証券などで日本脱出・産業金融の空洞化に向わせ、遂には多国籍化した先端企業の生残りと引換えに優良産業を国内存立基盤喪失の危機に曝していることを国民も政官ももっと真剣に考えなければならない。

(6) 石油ショック後の日本經濟・經營の黒字蓄込み

石油ショック後、日本の経済政策と企業の經營戦略は面目一新、国際金融政策と同業や異業種の内外他社との連携戦略に絞り込まれた。

(1) 政府は国際金融市场を重視、為替管理を原則自由化した。
(2) 先端技術産業が取引システムを変質化、企業が適応した。石油ショック後の生産効率向上、ダイナミックな技術革新の面では、市場を通じた取引関係に絶対信頼を置く「米型システム」が有効に働かなくなつた。七〇年代後半に自動車・電子機器・工作機械等の先端産業や精密部品外注・デザインインソーン・JIT・製販同盟等の経営技法において日米逆転を見たのは、企業間の柔軟なネットワーキングに重点を置く「日本型システム」が優位に立つことを実証した。この種の先端分野では多種の産業の協力関係が競争力強化に不可欠とされ、多数の米企業も取り入れてきている⁽⁹⁾。
(3) ジャパン・マネーと国際金融市场の変貌——八〇年代のジャパンマネーの両建て練金術は大証券・大銀行・先端製造企業間の緊

①特にBISの国際的な自己資本比率規制は日本株価崩落に拍車を掛け、日本政府の硬直的対応がジャパンマネーの日本逆流を促進、日本の貿易黒字と合算、膨大なドル過剰を生んで円高効果を倍増、九四一九年の超円高と産業・金融の空洞化を促進。②超円高に対する政府対策の無策ぶりは先端産業に日本脱出を促す結果となり、企業自身は収益を維持するが、取り残された日本国民の所得は進出先の国民所得に移転帰属される。即ち失業輸入となる。③米通商法の対日直接攻撃（次項）。

(5) 縱割り行政温存態勢の国民的不幸

八〇年末の為替自由化は、世界変動にギリギリ間に合った大蔵省ソロホームランだが、成功の代償が一〇年後にバブルの仇となつた。

(1) 日本国政府の縦割り行政がバブル処理と規制緩和に抵抗（実は市場秩序維持名目で閉込不良業種を保護）、投資阻害とサービス公共コスト・生活費の高騰を招いた。そのうえ対日政策不信の超円高相場が重なり、日本型經營維持条件（成長経済が実現させた終身雇用・年功序列・現場主義・内部昇用・系列指向・先行投資・拠点集中生産方式等）が崩れ、硬直化した政官の政策転換を待ち切れず、内外優良企業の日本脱出、産業金融空洞化が急進している。實に国民的不幸の状態にある。

(2) 米国では、日本先端企業の工場進出を受け入れた相当数の老日本先端製造産業の成長の源泉となった大胆な先行投資（M&A、LBO）やエクイティファイナンスによる超低利資金）は実行不可能であつたはずだ（しかしこの日本型資本主義の勝利も九〇年以降、金融規制がバブル処理とバランスシート不況対応に蹉跌、八〇年代の優位と活力喪失、日米再逆転—自動車生産数トップの座を九年ぶりに米に返上。金融不安の表面化が負のジャパンプレミアムを生んだ）。

(7) 閉鎖市場攻撃の米の対日交渉、日本型經營技法を導入——有効性実証

成長安定型に規制され、PPP経済から隔離された日本型資本主義が外圧で変れば、実行手段である製造業主導型經營ペターンも変る。

外交圧力が、①流通面で大店法改正が価格破壊と価格主導権奪取、②内外価格差縮小、③株式持合いの不利化が系列弱体化、④公債崩落のB/S不況が地価を崩壊、⑤独禁法強化が譲合廃止、⑥公共投資対米公約（一〇年間に四三〇→六三〇億円）に強力に働き、流石の日本官僚の硬直した縦割り行政の壁も相当に切り崩された。行政手続法や株主代表訴訟促進の商法改正等が九三一九年にかけ発効。行政が緊張度を上げ、日米交渉の開放要求も実質効果段階に達した。

(8) 規制産業の保護利益と国民の損失

それでは優位産業に国内存立基盤を保証、国民所得確保の道は何

か？ 價格競争力を取り返す点にある。

(1) 考え方は既に羽田元首相が唱え、族議員と官僚が演じた「実質国民所得倍論」に尽きる。世界一高い生活費と給与を超々円高と両立させる源は規制緩和だ。円高に貨上余地はない、国際競争が可能なレベルまで国内価格を下げるか、または円に国内購買力をつけるかのどちらかだ。現状維持（規制の目的）が最大の禁句である。

(2) 政府の言う弱者（規制産業）の一部実態調査が最近暴露された。

① 日本の貿易保護コスト 九四年末バーグス・テン・国際経済研究所長（ワシントン）が「日本で特に大きな内外価格差を示す主要輸入（一〇億円以上）の四七品目について保護の水準を関税率におけるかえると一七八%に相当する。このような高い輸入品を買わされる消費者の負担は八九年時点では総額一〇一五兆円、対GNPで二・六~三・八%にもなる」と(1)。

② 輸入増と国内生産減 同報告書で佐々波楊子教授等の試算によれば、上記の四七品目の貿易保護を止めれば輸入増三~七兆円が見込まれる一方、利用資源の効率増が一~二・四兆円発生する。

③ 雇用調整のコスト 同教授等の同じ試算において国産品生産に必要な雇用を産業連関表の労働／産出高比率を使って求めた。その結果、内外価格差をなくすと四七品目合計で一八万二千人の雇用調整（その中七万六千人が食・飲料関係）が必要となる。反対に前項②で見たように最大二・四兆円の無駄金を払っている。即ち一八万二千人の雇用維持に二・四兆円余計に払っているのだ。実に一

人当たり一・三二一〇万円（二四、〇〇〇億円／一八二、〇〇〇人）の壮大な無駄使いである。九一年の一人当たり年間労働者所得四五五万円のベースに直せば、〔18万2千人×2.5=45万人〕余りの労働者賃金に相当する。これを公共事業に回せば国内インフラ整備が進み、サービス・コストが下り、円高にも輸出削減にも堪える経済体質が得られる（四七品目合計では年間八、三〇〇万円に達し、新たな雇用労働者数も六倍以上に増す）。

(9) 日本の地盤沈下

最近のIMFの世界経済見通しでは、日本の実質成長率は九四年（〇・六%）九五年（一・八%）と二年連続で先進七カ國の中でも最低。

(1) 世界最悪の不況国、即ち国民所得と国内投資の海外流出が最大。

(2) 日本は世界最悪の不況国の一つでもある。終戦五〇年に際し、日本経済新聞と米ウォールストリート・ジャーナルの共同調査でも自国民の雇用環境の満足度が米国五三%、日本一五%と大きく開いた。

即ち、現在の日本経済は世界にとっても日本国民にとっても信頼を置ける対象ではなくなっている。五年前のバブル時代から真っ逆様に転落したのだ。現状の政策は温存すべきものでなく捨て去るべきものとなつたことを国民が肝に銘じて悟っている証拠だ。米国に対する要求はこの点を突いている。日本代表团製の「日本異質論」に遮られて、日本経済だけが自国の規制に悩んでいるのだ。

(3) 米国の新提案「規制緩和、先進国共通原則で」最近報によれば、米国政府は先進国共通の規制緩和原則を日本、EU、カナダに

提案、日欧共に賛成、近い将来での四極通商會議で合意の見通しが立てば、遂に日本の政官も国際級の思考基準を持たれるようになつたのだ。夢の取引条件の国際平準化が実現すれば、摩擦も超円高も霧散する。

規制緩和七原則（先進国共通・米国提案）（一九九五・三月末）

- ① 規制の継続的見直し
- ② 原則自由・例外規制
- ③ 透明性の確保（規則の明文化）
- ④ 競争促進（業界慣行等）
- ⑤ 非政府機関による規制の禁止（業界談合）
- ⑥ 地方政府の規制実施禁止（地方の規制禁止）
- ⑦ サンセット条項の導入（新規制は義務）

(10) 結論 日本の規制・自由化二重産業構造に限界を突付ける超円高危機

「大規模小売店舗法や農業価格支持や業界法撤廃といった実のある規制緩和以外は前倒しても無意味」（日本総研西村功氏）。同氏の試算では、①国内電話料金、火災保険料、公団住宅家賃等相次ぐ価格保護を加えて、年二兆円の所得税減税の継続なしでは九五年度家計が実質増税となる。②輸出企業は合理化・効率化・多国籍化を通じて国際競争力・円高抵抗力を高めるが、各省は省益（天下り先確保を含む）に農水や中小流通業などに延命資金の配分を続けるが、後継者難の限界が待っている。③円高が進む九四年度の大藏速報は四年ぶりに円建黒字の低落を報じた。しかし全輸出量（円ペー

表2 IMF実質成長率見通し（前年比、%）

日本 米 英 イ ラ ン	本国 ツ 国 ス	94年実績	95年見通し	イタリア カ G 7 全 体	94年実績	95年見通し
		0.6%	1.8%		2.5%	3.0%
		4.1	3.2		4.5	4.3
		2.9	3.2		3.1	3.0
		3.8	3.2		6.3	5.6
		2.5	3.2		8.6	7.6
				世界全体	3.7	3.0

（出所）日本経済新聞

表3 日米共同調査における自国民の雇用環境の満足度*

日本 米 国	大変満足	かなり満足	まあ満足	満足しない	わからない
	6.2%	9.0%	42.0%	29.4%	13.9%
	33.5	19.1	13.6	13.9	19.9

* 満足度とは「失業や給与低下に関する安心感」

（出所）日本経済新聞

ス)が減つても対米黒字(ドルベース)が増え続ける限り、円高相場は崩れない。多少円安相場があつても内外価格差解消には遠い。

要するに、官主型日本資本主義の先が見えたのだから、潔く規制撤廃、過去の成功例にとらわれず、根底から考え直すべき時が来たのである。

参考文献

- [1] 真野輝彦『日本主義經濟への警告』時事通信社、一九九〇年。
P・ド・ラッカー原著『未来企業(占領政策)』ダイヤモンド社、一九九二年八月。
- [2] P・ド・ラッカー原著『マネジメント・フロンティア』(敵対貿易論)ダイヤモンド社、一九八六年一〇月。
- [3] 小尾敏夫『新通商法の脅威』ダイヤモンド社、一九八九年一月。
- [4] P・ド・ラッカー『日本の經濟と經營を読む』日本經濟新聞社、一九九四年一〇月一〇日。中谷巖『規制緩和を拒む日本經濟に明日はない』『This is 読売』一九九五年一月。
- [5] 吉田和男『官僚集権からの脱出』読売新聞社、一九九三年。
- [6] R・クー『良い円高・悪い円高』東洋経済新報社、一九九四年。
- [7] 織畑基一『米企業をよみがえらす日本の經營』週刊『東洋経済』一九九三年七月三日。
- [8] 並木信義『日本型經濟システムの有効性』週刊『東洋経済』一九九三年一二月一八日。
- [9] 佐々波暢子『内外価格差と貿易保護のコスト』日経『やさしい経済学』一九九五年二月二二日一一八日。

経済構造変化と地域合併

若井 具宜

〔広島県立大学〕

括的な経済指標」と評価できよう。

そこで、まずは、従来、地域合併の議論などに際して唱えられてきた、「都市(地域)」の最適人口規模に関する諸説を、概略、次の三つにまとめ、整理しておくこととした。

- ① 三万人程度(一・五万人)
日常生活において必要とされるサービスが少なくとも最低限充足される程度の人口規模である。経済的に、生活しやすい都市単位としてヨーロッペで広く支持されている。すなわち、「ファレンダムのできること」が地方自治の極めて重要な要件と考えられており、それにもっとも適した都市規模として支持されている。

- ② 一〇万人程度

上記①の都市を三つ併せた程度の規模となるが、非日常的にも必要とされる生活サービス、いいかえれば、日常生活においては要求頻度の低いサービスまで充足される程度の人口規模の都市である。たとえば、高級品、贈答品などの販売や、専門的サービスなどがこれにあたる。「市街地を一時間以内に端から端まで歩いていけるヒューマン・スケールな都市」などが特徴としてあげられている。

- ③ 三〇万人程度

上記②の都市をさらに三つ併せた程度の規模となるが、一層高度

(付記) 本報告に対し、討論者をお引き受け願った異友並木信義教授(亞細亞大学)から種々有益な示唆を頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。
その後の「住宅金融専門会社(住專)」等の問題化以後に暴露された密室政治・官主行政体制の実態の陥落、醜さが、本論文の訴求点を益々明確化したといえる。日本の民族性が一日も早くこの低俗性・後進性から脱却して、合理的・良識的な近代国家に生まれ変わることを切望することを本論文の真意とすることを補足したい。

な生活サービスに加えて、相当の産業を支援するサービスまで充足される程度の人口規模の都市である。「大学があり、大型公共施設があり、力のある企業や産業がある」とされている。いずれにしても、過度の都市集積による外部不経済が発生しない限度の都市規模といわれている。

ところで、わが国の地方行政区画のうち、都道府県については、廢藩置県の調整が完了した明治以降、ほとんど変更がなされていないのに対して、市町村については、めまぐるしい変更が加えられた。

わが国の市町村数の変遷をみると、明治新市町村制の確立された明治二二年と「新市町村建設促進法」の施行された昭和三一年に大きく市町村数が減少しているのがわかる。特に、後者については、昭和二八年の「町村合併促進法」施行を受けたものとして、ほぼ今日の市町村数に近いものとなっている。明治二二年から昭和三一年までの間隔は六七年であり、この間に鉄道などを中心に交通機関も大きく発達してきており、住民の生活圏もかなり広がっている。全国的な合併促進も当然の政策的帰結と考えられる。このように、国レベルでの政策展開を受けて、ある時期に、一斉かつ大規模に地域合併が行われ、その結果として市町村数が大幅に減少していくケースは先進諸外国でもみられることである。また、こうした場合以外にも、中心市が周辺地域を大規模に吸収合併して、あるまゝまとったレベルの都市を形成することがある。たとえば、「政令指定都市」などをを目指して広域合併する場合である。ところで、わが国においては、上記の「町村合併促進法」施行を受けて、昭和三〇年前後に、

変化を遂げてきており、ニューサービス企業が成長してきた事実は、市場や消費者自身の変化と深く関わっているものとみられる。こうして出現してきたニューサービスは、市場価値の高い製品・サービスの提供を通じて、産業の高付加価値化に寄与し、経済の活力を高めるものと期待されている。

また、場合によつては「隙間産業」とも称せられる「ニューサービス」は、その補完的・補助的な性質の故に、産業構造調整の促進や「豊かさの実感でける国民生活実現」などにも大きく寄与するものと考えられる。こうした役割は、主として「対個人サービス業」に求められよう。しかしながら、地域経済の育成・振興という政策的観点からみると、「対事業所サービス業」を中心としたニューサービスが重要性をもつことになろう。すなわち、各種の専門的サービス（情報処理サービス、デザイン等）の支援（投入）があつて初めて、既存の製造業、商業等の各部門も高度化し、発展しうる近年の傾向などを勘案するとき、これらのサービスを提供する「対事業所サービス業」の振興こそ、今後の地域経済の発展のために必要不可欠なものと考えられる。また多くの地域においては、産業の偏在がみられるなどの課題を抱えている。こうした理由のために、長期的トレンドからみて成長性が高く、活力がありバランスのとれた産業構造の構築が求められている。

四 経済構造変化と「ヒト」の動き

さて、近年のわが国の人口移動率は低下傾向にあり、また、長期的にみても、わが国の人口移動数は一九七〇～七三年頃をピークと

全国的規模で地域合併が行われて以来、一斉大規模の合併は行われていない。その後の約四〇年間に、モータリゼーションの進展や高速交通体系の整備によって、地域住民の行動範囲、生活圏域は格段に拡張している。スウェーデンの場合も、一九七三年の大合併は「モータリゼーションの進展」を大きな理由とするものである。

三 「モノ」「サービス」と地域経済構造の変化

物流動向や、人口動向あるいは人口の地域分布の変動は、ヒトとの接点でもあるサービス産業の行方にも大きな影響力をもつものと考えられる。ところで、「サービスの生産」が「モノの生産」と本質的に異なる点は「在庫ができるない」ことにある。このため、「サービス」は「生産したその場で需要」されなければならない。したがって、サービスを提供する産業である「サービス業」（日本標準産業分類で格付けされている大分類Lに該当）あるいは広く「サービス産業」（第三次産業のうち、日本標準産業分類で格付けされている大分類G「電気・ガス・水道・熱供給業」を除くすべての業種）は、必然的に需要者である「ヒト」の集まる場所、すなわち「都市」に立地せざるを得ないのである。

さて、サービス業が発展していく一般的な意義は、新たなサービスのもつている革新性が産業活性化させ、経済の成長発展の原動力となることである。このようなニューサービス企業が、わが国において、本格的に成長してきたのは、第一次石油ショック後の、昭和五〇年代に入つてからであると指摘されている。

一方、経済成長が安定化するに伴つて、消費者のニーズは大きく

して、それ以降低下傾向にある。また、「総移動数」のピークは一九七三年で約八四五万人、「総移動率」のピークは一九七〇年の八〇二%である。さらにこれを県間移動のみについていえば、「県間移動数」のピークは一九七〇年の約四二六万人、「県間移動率」のピークは一九七〇年の四・一%である。これらの人口移動のピーク前の移動の増勢は、高度経済成長に伴う「農村から都市への」、いいかえれば「農業から製造業等への」労働力の移動があつたものと考えられる。つまり、人々は「より高い所得の得られる場所を求めて」移動したものと考えられる。館穂氏の『形式人口学』においては、それがモデル化され、説明力も高かった時代である。ちょうどピーク時の昭和四八年の「住宅統計調査」において、住宅数が世帯数を上回り、戦後わが国の政策目標のひとつであった「一世帯一住宅」が達成された時期とも符合している。また、この頃、「一人あたり国民所得」が一部先進国と比較して「住宅統計調査」においては、それがモデル化され、説明力も高かった時代である。つまり、人々の欲求は、「一戸一軒」には満足されたといえよう。

ピーク後には、「農村から都市への」大量移動は「巡し」、人口移動はほぼ一貫して減少傾向にあるが、移動のパターンも「三大都市圏」（とりわけ「東京圏」）や地方においては「中核都市」（札幌、仙台、広島、福岡）あるいは「中核都市」（都道府県庁所在都市または人口三〇万人以上の都市）への集中が顕著になつてきている。人々は「都市へ」あるいは「より都市らしい都市」へと移動の場を選別してきているともいえる。つまり、第一次石油ショック頃を契機に、わが国の人口移動のパターンが変わってきたものといえる。さらにいえば、人々の移動の目的が「より高い所得」から「より質の

高い生活」にウニットを移してきており、そのため多彩なサービスを受けられる「都市」へ人口が集中するものと考えられる。

五 まとめ

もし、その地域の事情に照らして最適人口規模が指摘できるとすれば、そうした規模に至るまで地域合併を行なうことは理にかなっている。なぜなら、「サービス経済化にかなう都市」は一般的には「人口規模の大きい方が良い」とことになるからである。しかしながら、「合併しても、しなくても実態経済的には同じことではないか」という議論がある。これに対しては、佐々木信夫氏の指摘するように、現実には、いくつかの「行政都市」が寄り集まつて、住民の生活圏域である「実際都市」を形成していると考えられ、この「実際都市」を「行政都市」に置き換えるのが地域合併の意味するところであるとする見解が妥当であろう。なぜなら、單一行政体で構成されているか、複数の行政体で構成されているかによって、経済政策の一貫性、効率性に格段の差異があると思われるからである。

また、これまでに展開してきたように、経済構造が「サービス経済化」の時代へと転換し、人々が「単なる所得を得る場としてではなく、住む場・生活の場としての都市」を求めるようになった今日においては、都市の人口集積は一層大きな意味をもつようになつたといえる。なぜなら、都市の人口規模が大きいほど「より専門的で、より高度な、そして多彩なサービス」を生産し得るし、所得水準の上昇とともに、人々はますますそのようなサービスを求めるからである。

ただし、このような「サービス経済化」は十分な「モノの供給」すなわち「物流」を前提としている。まずは「モノ」の供給が量的に十分ないと「サービス経済化」の段階に到達できないし、逆に「良いモノ」「質の高いモノ」は高度のサービス（すなわち技術、芸術等）の投入によって生産される側面ももつていてある（「螺旋型」の発展）。このようなことを考えると、「サービス経済化」の進展する今日においては、地域合併は地域事情が許す限り、人口規模の大きくなることが望ましいが、それは当該地域の周辺において物的供給を担う地域との役割分担が十分できるよう図る必要があるということである。

参考文献

- 〔1〕佐々木信夫「自治体規模に関する一考察—市町村合併の意義と展望—」『聖学院大学論叢』一九九二年、三七一五一頁。
〔2〕中西啓之「都市の適正規模と都市合併」『都市問題』一七六巻、東京市政調査会、一九八五年、一四一二六頁。
〔3〕大川武一スウェーデンにおけるフリー・コムーニ実験について』『経済と貿易』一五六巻、横浜市立大学経済研究所、一九九一年、五二一九二頁。

（付記）報告に際して、討論者の伊藤幸雄教授（大阪経済大学）からは、大変示唆に富む丁重なるコメントを頂いた。また、座長の清水嘉治教授（神奈川大学）からも今後の展開方向を教示頂いた。厚く謝意を表したい。

経済学における価値観の位置

——第五回大会テーマを受けて——

浦 上 博 達
（城西大学）

とする主体から構成される世界

一 経済学における価値観の位置

(1) 認識の「性質」問題

経済学研究者の価値観についての考察は、通常、「実証的経済学」と「規範的経済学」との峻別から始まるが、本論文では認識の「性質」に基づき認識を公式化することから始める。認識の「性質」問題とは、認識論の「事実」問題および「権利」問題とは別に、認識がどのような意図（主題）のもとに遂行されたのかという問題である。この点で、私はすでに認識主体の心理的過程をとりあげるという主観的認識論の立場にたつが、それは、本論文が、経済学研究者の認識営為を考察することに焦点を合わせているからである。

(2) 三つの世界

認識営為の主題に基づき、認識を分類すれば次の図式となる。

「経験の世界」=経済的認識の事象的な客体とそれを認識主題とする主体から構成される世界

「論理の世界」=経済的認識の論理的な客体とそれを認識主題とする主体から構成される世界

「意味の世界」=経済的認識の意味的な客体とそれを認識主題

される概念の「胎児」となり、またバラダイム論で用いられる変則事例になる可能性を有するからである。

② 「論理の世界」

「論理の世界」の認識は、論理的合理性という性質を有する。この論理的合理性とは、「無条件の自明の理」であり、「無条件」とは「存在論奴隸」という「形式性」であり、「自明の理」とは論理的整合性であり、それはトートロジー (tautology) に過ぎない。

そして、このトートロジーと、う論理の性質が「論理の世界」での真理の基準となる（トートロジー基準）。つまり、この世界での作業は公理的推論をおこなうことなのである。

この世界での公理的推論過程から、トートロジーによって論理的に構成された概念を論理概念（例、「限界概念」）とする。そしてそれらは思考の、または伝達の整理としての役割をはたす。

③ 「意味の世界」

(a) 形而上概念 本論文の核心である「意味の世界」は、「意味」を認識主題とし、その結果、形而上の性質を有する認識的概念を獲得する世界である。「意味」を主題にすること、「意味」を求める意志作用の働きのものである。意志は、統一的な自我のもとで「生の肯定」に基づいて「理解」しようとする、つまり内的連関性（「意味」）を得ようとする」とである。「意味」とは、世界を志向的に「生」に対して何であるかのなかで）包摶する」といである。

上述のように、意志作用は認識行為において二つの重要な役割をはたす。その一つは、自我による統一化（普遍化）であり、いま一つは、「生の肯定」に基づいて規範化である。ここに価値観が生じる。

逆に、「経験の世界」から「意味の世界」への作用が存在する。「意味の世界」で醸成される形而上概念は、純粹にこの世界のみで創出されるものではなく、その原初形態は経験概念にある。それがこの「意味の世界」に「胎児」として持ち込まれ、意志作用によって形而上概念に醸成される（形而上概念に対する「地盤機能」）。そしてそれに伴い、形而上概念は経験概念を出自としているため、「経験の世界」からどれだけ支持されているかが検証される（形而上概念に対する「現実性検証機能」）。変則事例は、この過程で発生する。

(ii) 「意味の世界」と「論理の世界」の相互作用 「論理の世界」での作業は、論理の枠あるいは出発点（前提条件）があたえられなくては開始されない。しかしながら、それらは、推論の作業のみに従事する「論理の世界」内では不可能である。（つまり前提条件は、それ自身あるいはそれらが選ばれたことのなかにすでに「意味」が含まれている。推論の過程では、意味内容は経験内容とともに、極力、その主題からはずされるが、論理的推論の帰結に達すると、再び意味づけが必要とされる。こうした最初と最後の意味づけが「意味の世界」の形而上概念によっておこなわれる（論理概念に対する「意味付与機能」）。「価値判断の排除」という禁止律は、この推理過程に「意味」を持ち込まないことである。そしてそれに伴い、「意

味の世界」はこうした形而上概念を醸成する。

(b) 認識共同体の形而上性 社会的な共同体レベルでの認識においては、社会性も形而上の性質を有しておらず、その理由は、「集団の生の肯定」という集団の意志作用が加わるからである。

共同体は、形而上の性質（統一性・規範性）と同じくする概念のもとでの結びつきとして形成される。この概念を「共同体紐帯概念」とよぶならば、共同体紐帯概念は、より多くの成員を獲得するにつれて普遍化される。また共同体は社会的勢力の拡大を求めており、そのため規範化が押し広められる。社会的集団が有する普遍化と規範化へのこうした性向は、形而上概念にいつそうの形而上性を付加し、最終的には、それは社会的リアリティとして存在化される。通常、経済学派とよばれている経済学研究者の共同体は、この「意味の世界」で共同体紐帯概念としての形而上概念を有しており、経済学研究における価値観はここに存在する。

(c) 「意味の世界」と他の世界の相互作用 三つの世界は相互に作用し合うが、以下では、本論文のテーマに則して「意味の世界」を中心として述べる。

(i) 「意味の世界」と「経験の世界」の相互作用 「経験の世界」での経験概念は、すべて事象的な形で現われるため、この世界内の認識行為のみでは意味を付すことはできない。意味は「意味の世界」からあたえられる（経験概念に対する「統一化機能」）。それ

II 経済学的人間像としての「準拠型」個人主義

と「高分子」決定

(1) 「準拠型」個人主義

ミクロ経済理論においては、その形而上的人間像として、自立的に経済計算をおこなう「独立型」個人主義的性格を備えた経済人が想定されている。例えば、消費決定過程では個人の効用関数は所与とされ、効用関数自体が他人の消費量および消費内容によって影響されることはない。しかしながら現代の消費者行動では、自己の欲望を他人を意識することのなかにおくという行動がみうけられ、しかもそれが他人と競争することではなくて、自己の消費行動を準拠集団 (reference group)、一例として、同じ所得水準に属する所得階層 (income group) の消費行動に合わせると、生活様式がみうけられる。また別の例をあげれば、賃金の決定についても自己と同規模の生産階層の賃金水準を採用するという生活様式がみうけられる。こうした生活様式一般を「準拠型」個人主義と名づけておこう。この「準拠型」個人主義の特徴は、(1)準拠集団の行動をつけねにキャッチしながら行動を決定する、(2)それにもかかわらず個人の行動はけつして集

團的ではない、(3)その個人的決定がまた準拠集団の行動を構成するという相互関係にある、ことである。こうした「準拠型」個人主義の観点からすれば、既存の理論にいくつかの変容を迫ることになる。例えは、無差別曲線の前提条件である選好関係（特に推移性）は充足されない。市場需要関数は個人の需要関数の単純合計ではない。社会的選択の不可能性定理の前提条件のいくつかを修正する。賃金決定における限界生産力説は説得的ではない、などである。

(2) 「高分子」決定

現代の主流派の経済理論は、ミクロ決定、マクロ決定に基づき、ミクロ経済理論とマクロ経済理論に分類される。しかしながら社会は、全体と個人の間に存在するさまざまな集団によっても構成されている。従来、こうした集団は、組織論、制度論あるいは勢力説といった分野から考察されてきたが、しかししながら現代の高度大衆消費時代では、それらが対象とした制度的組織とは異なる集団的な決定がミクロとマクロの間に中間決定として存在し、その決定がミクロ決定にも影響をあたえる。そしてこのような中間決定は、ミクロ決定の単なる集計でもなければ、またマクロ決定の単なる部分でもなく、また從来のようなハードな集団でもない。この集団は、化学からの類推を用いれば、高分子とでもよべるような集団である。この「高分子」集団は、集団的要素としての結晶部分と個人主義的要素としての非結晶部分から構成されており、その固体度もさまざまであり、しかも外的な環境に対してもそれを決してそれが特異な行動を示す。上述の準拠集団は、このような高分子的な集団である。「高分子」の存在によって、例えはマクロ決定で総需要

経済政策の方法論

一 経済政策とは何か

経済政策の研究は、経済的実存のロゴスの展開を基礎として構築されたものである。これはとりもなおざり、経済学体系の中で、最も実践的性格を兼ね備えていると言われるゆえんだが、その學問的方法論についての検討は、いまだ十分になされてきたとは言い難い。

まず、経済理論との関係についてみると、経済理論と経済政策を最初に区別したのは、ドイツにおいては初期の官房学派の経済学者であるK・H・ラウであり、イギリスにおいては古典派の経済学者であるN・W・シェニミアであり、フランスにおいてはJ・B・セイである。その後、理論と歴史と政策の区別をさらに明確に体系化したのは、カール・メンガーである。

メンガーによれば、経済学の領域には特殊な目的の三部門のための科学があると言う。その第一は経済の歴史的諸科学（歴史および統計学）であって、これは経済現象の個性的なものと個性的な関連との探求および叙述をするものである。第二は理論的経済学であって、これは経済現象の普遍的本質および普遍的関連（法則）との探求を任務とし、そして第三は経済の実践的諸科学（経済政策）と

抑制政策が採用されても、ミクロ決定のレベルでレイ・オフが生じないという事態が発生する。それは、こうした「高分子」集団内で失業の吸収といふような事態が生じるからである。また逆に、総需要拡大政策をおこなつても期待したほどの乘数効果がえられない場合がある。それは、個人的レベルで可処分所得が増加しても「高分子」集団が総需要拡大政策に沿うような消費行動をとらなかつたため、パラメータであるミクロ的限界消費性向が縮小する場合があるからである。これに関する、第五回大会の共通論題では「日本の社会経済システム——新しいパラダイムの構築——」がテーマとして掲げられたが、「準拠型」個人主義と「高分子」決定という生活様式は、日本社会においてしばしばみうけられる。そしてパラダイムである形而上概念の出自は「経験の世界」であり、それはわれわれの社会の生活様式から生じること、そしてそれを研究上「価値」あるものとして認めるか否かは研究者の「意味の世界」で決定されることについては、既述したとおりである。

（付記）報告時における横井弘美教授、横山彰教授、柏崎利之輔教授およびレフリヤー氏から貴重な批判をいただいた。感謝いたすとともに、紙幅に限りがあるため別の機会でそれらに答えた。

菊地均
（北海学園北見大学）

財政学）であって、これは経済の領域における合目的的な行為のための原則を探求し、叙述することを任務とするものである。
しかし、経済学を「理論」「歴史」および「政策」のこの三領域に区別し、分配する方法は理論的に必ずしも妥当だと言い難いだろう。なぜならば、これらの領域は重層的に関連しあっているからである。このようにみると、区別それ自体は学問研究上の問題に他ならないわけだが、先のメンガー自身による三部門の区別のうち、歴史と他の二者との区別は極めて明確だが、理論と政策の関係については特別な省察を加えていない。ここに、経済理論の実践的応用あるいは経済理論の経済政策への適用の可能性を巡って問題が提起される。

二 値値判断の科学的認識と成果

二〇世紀初頭の価値判断論争からは、客観的科学性をもち得る価値判断は確かに存することが明らかになった。いわゆるウェーバーの技術的判断と呼ばれるものである。ここで第一の中心的な課題は、ある与えられた政策目標を達成するためには、どのような手段がもっとも最適であるかを検討することである。第二の課題は、政策目標それ自身を所与の条件のもとで有意義か否かを理論的に究明

あることである。第三の課題は、経済主体のめざす目的とそのもたらす結果を事前にシミュレーションするなど、予期せぬ出来事を予測することである。

J・R・ヒックスによつて一応の終止符が打たれ、J・R・ヒックスによるこの特定の時期において特に著名になった実証主義者の反規範的な傾向の古典として述べられた二つの重要な著作——G・ミルダールの『経済理論の発展における政治的要素』とL・ロビンズの『経済学の本質と意義』——によってそれが確認されたかにみられているが、問題はかくも簡単に割り切れるものではない。一九五〇年代に至つて統出した経済学の「実証的」性質に対する懷疑的批判がこの問題を含む困難さを示してゐる。

実証的科学としての経済学によると、経済理論は価値判断の表明から自由であり得るのみならず、経済政策の議論においても特定の限定された枠内ではそうではあり得るとされている。そしてこの枠内は、しばしば「目的」と「手段」というカテゴリーによつて表現されている。しかし、これまで目的—手段のカテゴリーの混同や分類の誤用はハチソンの指摘を持つまでもなく、いくつかの例がみられる。この理由として、ハチソンは現実世界の政策議論において——抽象的な「技術上の」モデルと比べてみると——恣意と不完全さを伴うことなしに、達成することが極めて難しいにもかかわらず、まさに政策の目的を絶対的に言明することからあてゝと指摘している。

経済分析のなすべき仕事は、實に「目的」とか「原理」とかの間

を明確にしないのがやめないとある。

III 科学の客觀性と研究者の精神

ミルダールは、社会科学が客觀性を得るために定式の奥に横たわる前提や推論の長い連鎖を明示的に示し、その上で、これらを検討しなければならないと問題提起したが、ボッペー や ネーベルらの現代分析哲学者からの批判がなされている。

なぜならば、ミルダールが言うように自分たちの価値との関わり合いを明示すべきだという勧めは、疑いもなく有益であり、優れた成果をもたらすことができるかもしないけれども、それは、ほんとんど実行できない勧めに等しいのである。われわれは大抵の場合、自らの分析や行動の中に入り込んでいる多くの仮説に気がいていないのであって、そのため、われわれの先入観を明示しようとする決然たる努力にもかかわらず、いくつかの決定的な先入観が入り込んでいることは、われわれの心に思ひ浮かび上がるときさえしないのである。いずれにしても、偏見をなくしようとする本人の堅い決心によつては、めったに克服されないのである。これらの問題は、ネーベルが書いたように「社会事業としての科学の自己修正機構」(self-corrective mechanisms of science as a social enterprise) を通じて、しばしば漸進的に克服されるにすぎないのである。

したがつて、科学的客觀性と呼ばれるのは、科学者個人の不党派性の所産ではなく、「科学的方法の社会的性」は「公共的性格」(social or public character of scientific method) の所産である。

にある衝突を科学的考察によって確定することと共に、社会のなすべき選択を提示することにあるのであって、「何が最も社会に役立つか」についての空虚な定式によつてこれらの矛盾をこじましたり、曖昧にしたりすることではないことは言うまでもない。自由と正義、進歩と安全等々の間には衝突が実存するのだが、経済学者は「厚生極大化」とか「効用」とかいうような原理を打ち出したりして選択の不可避的必然性を曖昧にしてしまう傾向が余りにもひどがために、曖昧にしたりすることはできないはずである。なるほど、ボールディングが言ったように、「公共的であること」が社会主義者との間では、それ自体目的とされ、「私的であること」が自由主義者との間ではそれ自体目的とされる傾向があるが、このよな価値判断は、どのように扱えばよいのだろうか。

確かに、われわれは何人かの経済学者たちによる空想的独断に対しても異議を申し立てた方がよからう。なぜかと言うと、彼らの言う体制とは、自由・分配の正義、安定などすべての目的の極大化を実現するものだから、どういう体制がとられるにしても、それが価値の衝突とか犠牲とか、選択の必要とかいた問題をすべて解決づみのこととしているからである。また同時に、彼らの言う体制が極大化ないし極小化させないものについては、それらが気にする必要のないものであることを示唆しているからである。だが、「社会にとって最も役立つものは何か」というよな公式に訴えるのでは争点

り、科学者個人の不党派性というのは、それが存在する限りでは、この社会的あるいは制度的に組織された科学の客觀性の源泉ではなく、むしろ結果である。このように社会科学の客觀性の問題をボッペー流の「科学的方法の社会的もしくは公共的性格」の問題として考えれば、意識しない間に関わらず、科学に偏見や価値判断が入り込むことは科学の客觀性にとって致命的なことではなく、かえって党派性をもたない科学者、あるいはイデオロギーから完全に独立した学習などといふのは、實際上ありえないことになる。
どちらかと言えば、客觀性的科学的方法の社会的側面、すなわち科学と科学的客觀性は、個々の科学者の「客觀的」たるうとする努力に由来するのではなく、多數の科学者の友好的、敵対的な共同作業に由来するという事実に固く結びついているのである。それゆえ、ボッペーの言うように科学的客觀性を「科学的方法の間主觀性」と記せよう。しかし、この科学の社会的側面は、知識社会学者と自称する者にとって、ほとんど無視されてきた。

ただ、ミルダールも一九六九年に著した『社会研究における客觀性』において、価値評価にも低次の価値評価から高次の価値評価まで階層的にあると考え、高次の価値評価ほど社会的合意を得やすくと自称する者にとって、ほとんど注目していない。そして、民主的に討議する過程で高次の価値評価が認められるふらにならじふらの「民主主義と呼ばれる社会に適応される社会的自己回復の理論」(theory of social self-healing that applies to the society we call democracy) と名いでしてある。また、社会学者は事実による科学的客觀的分析を試みようとするが、その事実の検証によつて誤った価値評価を正し、客觀性

の高い価値評価をもたらす作用があるといふ點を述べ、それが「科学的作業における自己回復過程」(self-healing process in scientific work) である。

以上、述べた点はそもそも方法論の限界と並ぶところ、科学の客観性と研究者の精神に関連した問題が横たわっていることを指摘したからだからである。しかしながら、経済政策の科学的要請に応える得る方法論が可能な否かとなる問題が依然として残されているのである。

参考文献

- Hutchison, T.W. [1964]. 'Positive' Economics and Policy Objectives. Cambridge: Harvard Univ. Press. (略書名『経済政策の問題』東洋経済新報社、一九六四年)。
- Myrdal, G. [1953]. Value in Social Theory; A Selection of Essays on Methodology. Ed. with an introduction by Poul Streeten. London: Routledge & Kegan Paul.
- [1969]. Objectivity in Social Research. Latrobe, Pa.: The Archabbey Press. (略書名『社会統計の価値評価』岩波書店、一九六九年)。
- Nagel, Ernest. [1961]. The Structure of Science: Problem in the Logic of Scientific Explanation. London: Routledge & Kegan Paul. (略書名『科学の構造』第1—川島義、監訳図書、五葉、一九六六年)。
- Popper, Karl R. [1962]. The Open Society and Its Enemies, Vol. II. London: Routledge & Kegan Paul. (略書名『開拓と敵』北見大学論集』第三回、一九九四年などを参照)。

由社會の哲學などの論敵』世界思想社、一九七三年、小河原誠、内田謙太郎『開かれた社会とその敵』下、未来社、一九八〇年)。

内田謙太郎『開かれた社会とその敵』下、未来社、一九八〇年)。

以上、述べた点はそもそも方法論の限界と並ぶところ、科学の客観性と研究者の精神に関連した問題が横たわっていることを指摘したからだからである。しかしながら、経済政策の科学的要請に応える得る方法論が可能な否かとなる問題が依然として残っているのである。

(本誌) 本報紙に際し、著者の方より有益なコメントを頂いた。ありがとうございます。

長の柏崎利之輔教授(早稲田大学)、およびクロアード・河野博忠教授(筑波大学)をはじめ多くの先生方より有益なコメントを頂いた。ありがとうございます。

山田雄二、丸尾直美、佐藤隆二の各氏の一連の著作に負っておらず、菊地均「経済政策の方法論序説」『北見大学論集』第一回、一九九三年、および「マルクスの経済学体系」『北見大学論集』第三回、一九九四年などを参考。

重複世代モデルによる安全保障支出の分析

吉澤文雄
〈高崎経営大学〉

本報紙では紛争の勃発が両国の全滅を意味するやうな場合、紛争勃発の可能性が高いあると現世代の財蓄が減少する」とを指摘した Steinrod (1986) が、紛争が所得移転の原因となるとした。その結果によると全滅しないモデルによると、マクロ経済変数への紛争勃発の可能性の影響を分析した John, et al. (1993) の研究をもとにモデルを構築し、国民の厚生最大化問題を考える。

1 サ フ ト ル

同質の二国からなる世界を想定し、それぞれの國を A、B とする。それぞれの國は、人口増加のない一世代から構成され、若年期にいつての変数には、老年期については、0 を用いて区別する。

各個人はノイドン = エンケン・シロトラン型効用関数に基づいて行動するものとする。すなはち、 $C^A(t)$ が第 t 世代の第 t 期における消費、 $C^B(t)$ を第 $(t-1)$ 世代の第 t 期における消費とする。0 が生存確率である。

$$U = u(C^A(t)) + \theta_B(C^B(t+1))$$

すなはち、第 t 期に生まれた世代の効用を表すとしたが、これが、國民は若年期に賦与された財を、その期の消費と老年期の消費の

ための貯蓄、それに安全保障支出とに分けられる。すなはち、賦与された財を α 、貯蓄を β 、安全保障支出を γ とする。

$$g = C^A(t) + S(t) + e(t)$$

すなはち、若年期の所得処分式を表す。以下が、

まだ、利子率を r とする。

$$C^A(t+1) = (1+r)S(t)$$

と、老年期の所得処分式を表すのが、以下のよう。

國民の軍備を B とすると捉えられる。

$$w(t+1) = (1-\delta)w(t) + e(t)$$

となる。すなはち、 w は軍備、 e はその減価償却費を表す。

以上の如く想定のよう。老年期の期待効用を表す。

$$(1-f) \{f(1+\alpha) + (1-p)(1-\alpha)\}$$

となる。すなはち、 f は紛争が勃発した際の全滅の可能性であり、 $f = f(w^A, w^B)$, $f_1 > 0$, $f_2 > 0$, $f_{11} > 0$ とする。また、 p は A 國の勝利確率で、 $p = p(w^A, w^B) + \epsilon$, $p_1 > 0$, $p_2 > 0$, $p_{11} < 0$ とする。

めど、それでは紛争が勃発する条件はどのようだらうか。

れば、A 國より w^A は、 $h(f) = f/\alpha(1-f)$, $h' > 0$ となる。

$$p > (1+h(f))/2$$

となる。すなわち、紛争を開始するにあたって、勝利した場合に得られる報酬 α が大きければ大きいほど、A国は紛争を開始する誘因が高くなる。一方、紛争が回避されるのは、

$$-u' + \theta v' (1+r) = 0$$

(たゞし、 $f \leq 1/2$)

以上で提示されたモデルはいくつかの特徴をもつ。すなわち、各の場合である。

θ
v

の生存確率の性質について述べておかなければならぬ。これは貯蓄からの収益率が軍備からの収益率 $\theta(1+r)\alpha$ に等しいことを意味してくる。

「うーん、うるさいな。」

$$\theta_1 = \{h' - (1+\alpha)/\alpha\} f_1 + 2\alpha \{1 - f(1+\alpha)/\alpha\} p_1 < 0$$

するか否かの意思決定は、生存確率 r をはじめ、いくつかの変数に依存することになる。

二 城市化と比較教育

そこで、国民が生涯の效用を最大化するかのように思われる行動規範をもつて、行動規範を定義する。

$$\text{s. t.} \quad C^{4\alpha}(t) + e^4(t) + S^4(t) = g \\ C^{4\alpha}(t+1) = (1+r)S^4(t)$$

となるであろう。
この解は、

100

三 政策的帰結

John, *et al.* (1993) では、前世代の意思決定が現世代に与える効果、およびある国の意思決定が他の国の厚生に与える効果を外部性と呼んでいるので、ここでもそれに従おう。われわれのモデルにおいては、ある国の前世代の意思決定が当該国の中世代の厚生に影響を与える世代間外部性、ある国の現世代の意思決定が他の国の現世代の厚生に影響を与える世代内外部性のふたつを考えることができる。ここで、正(負)の外部性とは、具体的に軍拡による厚生上昇(低下)を意味するものとしよう。

このとき、安全保障支支出の水準によって、外部性の総合効果を表

ある。したがって、 $e_2 < e_{\pi} < e^*$ の場合、両国は安全保障支出を増加させ、 $(v'/v)(1+r) = (\theta_1 + \theta_2)/\theta$ を実現する。 e_{π} だと、 e^* を実現

現することはペレート改善的である。

また、安全保障支出の削減を必ずしもハーレーに譲りたくないが、斯も出てくる。たとえば、 $e^{\lambda} \times e^{-\lambda}$ のような場合であり、これは、生存確率が当初より低いケースである。このような場合、安全保障支出を削減することは紛争の勃発を導き、いたん紛争が勃発したとき生存確率は低いのである。

John, et al. (1993) は、外部性の内部化について示唆を与えていた。しかし、われわれのモデルでいえることは、ここまでであります。政府がどのように行動するかについては分析していない。ただしこれは、世代内外部性を内部化すべく、たとえば相互不可侵条約を結び、それが機能するような場合には、当然、安全保障支出の削減が厚生を上昇させることは今まででもない。

參考文獻

- 均衡条件 $(v'/v)(1+r) = \theta_1/\theta$ がたんだら $v' = e = e_E$ でいい。
 いのへん、 $0 < e_E < e^*$ のあれば、外部性は絶対的に負。 $e_2 < e_E$
 $< e^*$ のあれば、国へく出 $e' < e_E < e^*$ のあれば不確定だる。
 しの外部性の正負によひ、安全保障支出の増加が世界はどう
 ベールの意味で厚生水準をどのように変化するかを知りとがで
 める。ならば、付け加えておかなければならないが、国が軍備を
 放棄し、非武装を選択するとか紛争が生じた、あるいはベール報
 適の状態を実現しうる。

しかし、軍備がいわゆる抑止力として働くケースが出てへるのや
 す。
 John, A. Andrew, Peccenino, Rowena A. & Schref, Stacey
 L. (1993), "The Macroeconomics of Dr. Strangelove,"
American Economic Review, Vol. 83, pp. 43-62.
 Stemrod, Joel B. (1986), "Saving and the Fear of Nuclear
 War," *Journal of Conflict Resolution*, Vol. 30, pp. 403-19.
 — (1990), "Fear of Nuclear War and Intercountry Differ-
 ences in the Rate of Saving", *Economic Inquiry*, Vol. 28,
 pp. 647-57.

中島大輔「永久平和社会の経済分析」『国際論集』（金沢工業大学）

国際問題研究所、第三号、一九八九年、三一一—三四頁。

—「公共財としての安全保障の分析序説」、『国際論集』（金沢工業大学国際問題研究所）、第四号、一九九〇年、一五七—七五頁。

—「安全保障の経済分析」、『経済セミナー』、四三五号、一九九一年、

一一四—五頁。

(付記) 報告に際して、座長を務めていた早稲田大学の柏崎利之輔教授、予定討論者を引き受けていた敬愛大学の藤岡明房教授、また、質問をいただいた立正大学の河野博忠教授に、こゝに記して謝意を表する次第である。

不確実性を伴う終済改革への社会的評価

久下沼仁筈

（京都産業大学）

が一般には段階的に取り組まるという事実を反映する。また、潜在的には社会の多数派に正の利益をもたらすが、不確実性のために否決されるその効率的改革案に対しても検討を加える。

このでの経済改革は二期間を通じた二段階の実行を経た後に完遂するものと仮定する。まず、第一期期首には、第一段階の改革（以下「改革1」）の実行についての賛否が多数決ルールを通じて社会に問われる。そして、第一期に改革1の実行が社会の多数派の支持を得た場合にのみ、次期の第二期に第二段階の改革（以下「改革2」）の実行が社会に問われる。また、各段階の改革の実行は共に社会の構成員に対して正・負いざれかの利益をもたらすが、社会全体ではネットとして正の利益を発生させる。さらに、社会の構成員のうち一部は、各段階の改革の実行に伴って自らが受益者になるか否かについては未知であるが、利得や損失の大きさ、およびその生起確率に関する情報は事前に有しているものとする。そして、リスク中立型の利己的選好を仮定し、個人の各段階の改革への選好態度（支持・不支持）をその改革からの利得の期待値にのみ注目することと/or>

二 不確実性を伴う二段階の経済改革案

社会を取り巻く環境は時間の経過とともに変化し、経済システムもその変化に適応しながら経済的観点から見て望ましいかたちに改善されていく必要がある。そして、既存の経済システムを改革するためには、その民主主義社会を構成するメンバーの多数派の支持が基本的には必要となる。しかし、社会の多数派に利益をもたらしる経済改革案であっても、その実行を阻害する要因は現実に数多く存在する。

本稿においては、単純多数決ルールによる社会的意志決定を前提にしながら、事後的には社会の多数派に正に便益をもたらす経済改革案の実行が、その改革からの利益分配に關する「不確実性」の存在のため事前的には否決されうることを説明する。Fernandez and Rodrik (1991) は、効率性を高める一つの経済改革の現実が阻害され、非効率な現状が維持される理由をこの不確実性に求めて説明した。また、こゝでは Glazer and Konrad (1993) が二つの異なる公共政策の段階的実行について扱った議論を援用し、二段階の改革の実行可能性について分析を行う。これは、改革の実行主体を取り巻く時間的、人的、あるいは制度的制約によって、その実行

が、残り $100(1-p_2)\%$ のタイプ C の個人は L_2 の損失を被るものとする。よって、 n_j の改革 2 の実行について社会の賛否が問われれば、タイプ C の期待利得 G^e_C の大きさにかかわらず、 $n_A + n_B > 1/2$ より、その実行は事前に社会の多数派によって支持されるに至る。さらに、 $(n_A + n_B + n_C p_2)G_2 > n_C(1-p_2)L_2$ を仮定し、改革 1 と同様に、改革 2 も社会的に正の利益をもたらすものとする。

そして、上記の連続する二段階の改革の実行に関する採決結果と各タイプの個人の期待利得は図 1 の①～③のいずれかに帰着する。

①の採決結果は、第一期から改革の実行が否決する現状維持のケースであり、社会の全ての個人の利得はゼロとなる。結託の可能性が排除されるならば、何ら不確実性を伴わずに兩改革の実行から正の利得を得るタイプ A が反対の立場をとることはない。よって、①の結果が生起するのは、タイプ B とタイプ C の期待利得が共に負となり、共に改革 1 の実行に対して反対の立場をとるケースである。

その場合、 $p_1 G_1 + G_2 < (1-p_2)L_1$ 、 $p_2 G_2 + G_1 < (1-p_2)L_2$ の両方が成立することから、 $G_2 < L_1$ 、 $G_1 < L_2$ は必要条件となる。

次に、兩改革の実行が可決される②の結果が生起するためには、少なくともタイプ B あるいはタイプ C の期待利得が正の値をとることが条件となる。そして、改革 2 の実行についての賛否が問われる第二期首には前期の改革 1 からの利益配分は既に顕在化しているから、もはやタイプ B の全ての個人は改革 2 の実行に反対することはない。よって、第一期首に改革 1 の実行が社会の多数派の支持を得るならば、第二期首において改革 2 は必ず可決されるに至り、上記の③の結果が生起する可能性は排除される。

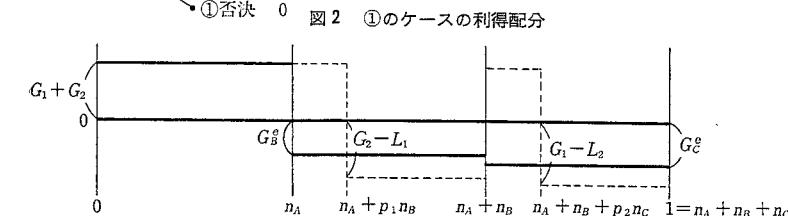
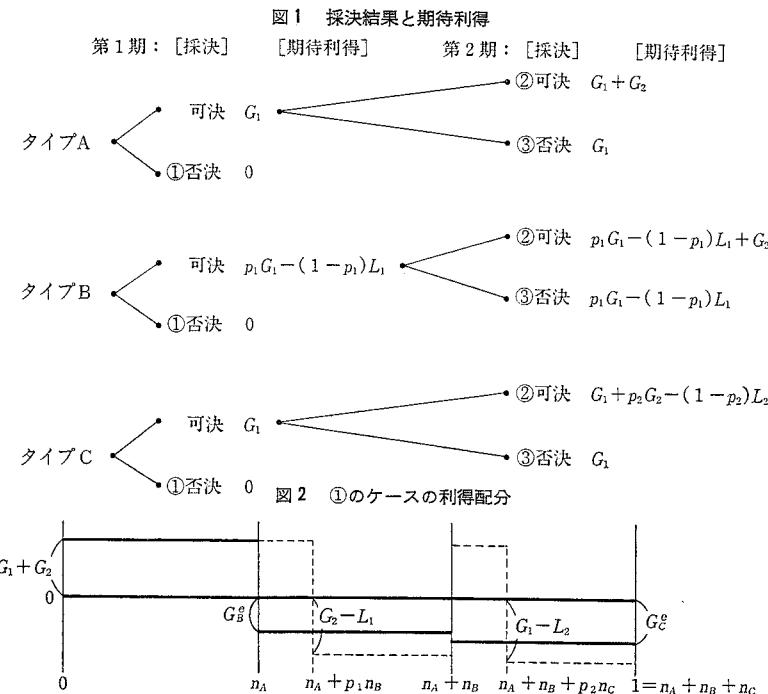
III 改革実現のための政策対応

事後的には社会の多数派が正の利得を享受し、もはや社会全体でネットとして正の利益をもたらす改革案であるにもかかわらず、事前の利益配分に関する不確実性のために上記の①の結果が生起する可能性が示された。このとき、政府が改革実現のためにとりうる政策対応は、社会的意志決定が多数決ルールに基づくかぎり、基本的には社会の多数派について彼らの改革からの期待利得を正の値となるらしめる対応でなければならない。したがって、タイプ B の改革からの期待利得 G^e_B に注目する。

$$G^e_B = p_1 G_1 - (1-p_1)L_1 + G_2 = p_1(G_1 + L_1) - L_1 + G_2$$

右の式より、確率 p_1 が一定の下では、利得 G_1 、 G_2 が大きいほど、また損失 L_1 が小さいほど、 G^e_B は大きくなる。また、利得 G_1 、 G_2 や損失 L_1 が一定の下では、確率 p_1 が高いほど G^e_B は大きくなり、 $p_1 \geq (L_1 - G_2)/(L_1 + G_1)$ ならば $G^e_B \geq 0$ となる。

もはや、改革の利得者から損失者への再分配というかたわでの政策対応について考える。人口構成比率に関する仮定より、各改革からの損失は利得に比較して少数の個人に集中することになる。もし、社会の多数派が得るであろう各改革からの利得の一部を少数の損失者に再分配することを政府が事前に公約し、それが少なくともタイプ B と C のいずれか一方の期待利得を非負の水準にならしめるものであるならば、兩改革が実行される②の結果が生起する。タイプ B と C の両改革からの期待利得が負の値をとるならば①の結果が生起し、全ての個人の利得はゼロとなるのだから、その場合タイプ A の



別する。もはや、個人の異時点間の割引率はゼロと仮定する。いま、社会を構成する個人は三つのタイプ A、B、C に分類され、各タイプの人口構成比率 n_i は $1/2$ 未満であるものと仮定する。よって、任意の二つのグループの人口構成比率の和は必ず $1/2$ を上回ることになる。まず、改革 1 が実行に移されたならば、タイプ A と C の個人はその改革 1 から確實に利得 G_1 を得るものとする。他方、タイプ B のうち $100p_1\%$ の個人はタイプ A と C と同様に G_1 の利得に与かるが、残り $100(1-p_1)\%$ のタイプ B は L_1 の損失を被るものとする。ただし、 $0 < p_1 < 1$ である。また、改革 1 の実行以前の時点では、このタイプ B の個人のだれもが改革からの利得に関する情報 G_1, L_1, p_1 を共有するものとして、タイプ以外の個人的属性の相違から異なる情報を有する可能性は排除される。そして、この改革 1 の実行についての賛否が独立に問われるならば、タイプ B の期待利益 G^e_B の大きさにかかわらず、 $n_A + n_C > 1/2$ より、その実行は事前に社会の多数派によって支持されることになる。もはや、改革 1 が社会的に正の利益をもたらすものとする。

第一期に改革 1 が社会の多数派の支持により実行に移されたならば、第二期首には次の段階の改革 2 の実行についての賛否が社会に問われる。もし、改革 2 が実行に移されたならば、タイプ A と B の個人はその改革 2 から確実に G_2 の利益を得るものとする。他方、改革 1 から G_1 の利得を得たタイプ C のうち $100p_2\%$ の個人がタイプ A や B と同様に G_2 の利得に与かる

個人は再分配後の利得が非負の値をとるが限り、その再分配政策を受け入れるであろう。

他方、上記の議論において、改革からの利得に与かる確率 p_i は各タイプの個人にとって共通の値として認識されるものと仮定された。もし、それが個人の利用可能な情報に基いて主観的なものであるならば、政府がその提供する情報によって影響を与えることが可能となるかもしれない。あるいは、タイプ B の中でも共通でない何らかの個人的属性によって生起確率が異なるならば、その情報を政府が提供することでタイプ B の一部の個人の期待利得を引き上げるところが可能となるであろう。

四 おわりに

効率性の観点から社会的厚生を増幅させるものと考えられる、ややもがな経済改革の実行が進展しない原因は何か。それは、既得権益に与かる一部のグループが組織化され、政策主体に対して強い抵抗や働きかけをすることに求められるかもしれない。また、社会の多数派に利益をもたらす改革であるにもかかわらず、彼らが積極的支持を表明しない理由は何か。それは、改革からの利得と積極的支持の表明に要する費用との関係や、民主主義ルールに内在する欠陥によって説明されるかもしれない。あるいは、日本の場合には強い横並び志向や競争への嫌悪感などの社会学的要因もある程度の説明力を有するであろう。そして、改革からの利得配分に関する「不確実性」もまた一つの説明要因となりうる。

参考文献

安田亮・竹島正男「制度改革の実現可能性について」『公共選択の研究』

第一回、一九八八年。

Fernandez, R. and D. Rodrik (1991), "Resistance to Reform: Status Quo Bias in the Presence of Individual-Specific Uncertainty", *American Economic Review*, Vol. 81, pp. 1146-55.

Glaeser, A. and K.A. Konrad (1993), "The Evaluation of Risky Projects by Voter", *Journal of Public Economics*, Vol. 52, pp. 377-90.

Samuelson, W. and R. Zeckhauser (1988), "Status Quo Bias in Decision Making", *Journal of Risk and Uncertainty*, Vol. 1, pp. 7-59.

(付記) 本報告に対しても、討論者の谷口洋志先生(麗澤大学)から有益なコメントと温かい激励を頂いた。また、本報告論文の作成段階では田中廣滋先生(中央大学)および栗林世先生(中央大学)から貴重な示唆を頂いた。記して深謝の意を表したい。

経済発展論の検証

—東南アジアについて—

安 場 保 古

〈大阪府立大学〉

一はじめに
経済発展論の正否を検証するためには、一〇年前、二〇年前に行われた現状診断や予言がどれだけ正しかったかを見るほど確かな手がかりはない。本報告では東南アジアについて経済学者その他の社会科学者が一九七〇年～一九八〇年の間に行った診断や予言をサーベイするなどによって経済発展論の諸学説の正否を検証する。

II 筆者の証言

サーベイはまず、経済発展における供給側の諸条件、中でも教育や職場での経験を通じての人的諸条件の改善の圧倒的に重要な役割を強調し、時間を限った軽度の幼稚産業保護は認めながらも、全体としては価格機構と民間企業間の競争などを重視した筆者の「新古典派的ラディカル発展論」を紹介する。

筆者は一九七三年に書いた論稿〔安場：1973〕や、東南アジア諸国への輸入代替戦略を批判し、「政府の恣意(しい)」と資本の貪欲から国民を守るなんらかの歯止めがない限り保護の程度は過大になり、保護期間は半永久的になりがちである」と書いている。しかし、東南

アジアの将来に希望を持たなかつたわけではない。「工業化」ではなく「東南アジア諸国は、シンガポール、香港、韓国、台湾などの先例に学び、労働集約的産業を中心に輸出振興に努めている。……」この国の開発戦略の重点が輸入代替から輸出振興へ、資本集約産業から労働集約産業へと移っていることは間違いない」とし、「このようない新戦略は、東南アジア諸国経済効率を改善し、社会的公正を実現するための第一步となる」と証言している。
しかし、このような予言は輸入代替産業が工業の中心であり、農村に厖大な過剰労働力が存在する限り、すぐには実現されない。筆者自身一九八一年に書いた論文〔安場：1982a:58〕では、一九六〇年代から一九七〇年代に東南アジア諸国が高い成長率をあげたことを認めながらも、「しかし、都市のスラム住民や農村の貧農の生活については過去二〇年間に目立った向上があつたかどうかは疑問である」としている。

筆者のASEAN四国将来に対する気持ちは全体としての頃までは期待から確信へと高まっていた。このような確信は農業における諸発展と工業における進歩に基づく。両者はいずれも大切であつたが、長期的により重要だったのは工業における進歩であつた。

た。それは企業者の革新化、技術者の実学化、労働者の質の向上などと社会資本の改善に基づくが、その端的な表現が労働集約的産業における製品輸出の激増であった。

筆者は各国で製品輸出手率が一九七〇年以来五年で一〇ポイントずつ上昇していることを確認した上、これらの輸出製品はシンガポールを除いて、「織維、衣料その他の縫製品、軽電気機械、宝石加工品、などの」〔安場：1982a：60〕労働集約的産業に集中していることを指摘し、「工業化が進むにつれて、失業者が次第に雇用労働力の中に吸収されていく可能性が秘められている。……マレーシアで労働力不足が起るのは時間の問題だと思われるし、タイやフィリピンでも製品輸出が七〇年代のように急激に伸びていくなれば、やがて労働力不足になつて、底辺の労働者の生活水準が上がり始めるであろう」〔同上論文：60〕と予言している。

経済成長そのものが逆転したフィリピン以外の諸国では、非熟練労働者の実質賃金は間もなく急激に上がり始めた。もつとも、賃金が上昇してもそれが長続きしなくては何もならない。そこで、総資本形成比率の高まり、社会資本の整備、教育の改善、労働力・技術者の質の向上などを詳細に検討した〔安場：1981a〕うえ、一九八〇年と八一年の二回にわたつてタイの工場の実地調査を行つた。

まず、第一回の調査では一一の日系企業について労働生産性伸びが報告されているが、この論文〔安場：1981b：250〕では一九七四～七九年のタイに関する限り、労働集約的な輸出産業の方が資本集約的な輸入代替産業よりも労働生産性の伸び率が大きかつたことが報告されている。

る。

まず、矢野賜氏が家産制国家の論理の中にタイが容易に発展しない秘密を求め続けたのは一九六〇年代には正しかつたが、一九七〇年以降経済発展の論理が台頭していることを見落としたために、矢野氏はその後の発展の趨勢を予見しえなかつた。

一九七五年のインドネシア反日暴動の直後氏は書いている。「東南アジアで、政治、経済両方の近代化が絶望の色調をもとい始めた」としたら、やはり、「画期的」なことである。……」の「画期的」な絶望は、おそらく慢性化するであろうし、その意味で、東南アジアはここに当分深刻な心理的不安定に悩み続けるであろう。〔矢野：1975：30-31〕

もっとも、矢野氏は経済学者ではない。しかし、多くの経済学者が東南アジアの将来を予言するどころか現状診断さえできないでいるのはどうしたことだろうか。

渡辺利夫氏が一九八九年になつても東南アジアの工業化が輸入代替一本槍だといふのは理解しがたい。氏はいう。「東南アジア諸国の中の工業化のペーターは、さきに述べたように輸入代替工業化と呼ばれる保護主義的なそれであつた。もう一度いふと、輸入代替工業化とは、輸入制限政策を用いて輸入商品（最終財）を締め出し、その結果生まれた国内市場に向けて生産を行う、という工業化の方式である。」〔渡辺：1989：88〕そして一九七五年のデータを根拠にして、「東南アジア諸国〔では〕……工業部門の労働需要が小さい〔とする理由である。……〕〔同上書：91〕と断定してくる。

一九八二年の第二回調査では総要素生産性の成長率と資本労働比率との間には第一回調査ほどはつきりした相関関係はみられないが、「総要素生産性の成長率を見ると、二社以外はすべてプラスの成長を示しており、うち一四社は年率5%以上の生産性成長率を示している。日系、タイ系の企業は特に成績がよく、上記二社を除く全会社が年率5%以上の生産性向上を示している」〔安場：1982b〕と報告されている。

そして、このような人的改善、社会資本の拡充、それらの結果を含む高い技術進歩率などを踏まえて、タイ工業の将来について「要するに、これらの調査から判断する限り、将来の家産制国家の論理とは別に、技術を改善し、労働の質を高めて生産性の向上を図つていくという経済発展の論理が働き始めたようみえる」〔安場：1982b〕と述べられている。

また、ASEAN四国全体については、「一九七〇年代のASEAN四国の経済発展はやはり本物であり、外部の条件が急激に悪化しなければ、一九八〇年代に持ち越される可能性が強いようと思われる」〔安場：1981a：63〕と「ASEAN四国は戦後初めて公正な成長への途を歩みつゝある」と判断している。

フィリピン以外の諸国で実際にこのような成長が起つたことは前に見たとおりである。

三 間違つた現状認識、外れた予言

一九七〇年から八〇年頃までの間に東南アジアの現状や将来について発言していた人たちはほとんど全員間違つたことをいつてい

吉原久仁夫氏もやはり現実を無視して東南アジアの虚像を描き続いている。一九八八年になつても吉原氏は東南アジアの工業化は「発展なき工業化」だといふ。吉原氏によれば、「タイの工業企業が輸出できるのは、加工一次産品、衣料、織維その他の労働集約的産物だけである。……タイ企業が輸出能力を発展させてきた産業部門は技術的には袋小路であつて、技術多角化の軸としての役割をはたすことはできない。〔これでは〕賃金が上昇する時、タイは新しい製品輸出を開拓し、そして工業製品構造の高度化をはかる」とはできない」〔Toshihara：1988：117〕。

吉原氏は一九七〇年から八〇年代についてタイの地元資本系企業が高い総要素生産成長率（平均年率7・6%）を挙げていたという筆者の調査結果の意義を理解しえなかつたようである。このような高い生産性成長率はレント追求型の「エセ資本主義」からはとうてい期待できぬはずである。

吉原氏によればシンガポールさえも未だNICSグループに仲間入りしていないといふ。「シンガポールは一九八〇年代初頭まで高成長を享受し、高い所得水準を達成したが、他のアジアNICSが今なお高度成長を享受しているのに、過去数年間低成長（一九八五年にはマイナス成長）に苦しんでいた」〔Ibid.：117〕といつて、
「もしその工業になんらかのダイナミズムがあるとすれば、それは外資のためである」〔Ibid.〕と片づけてしまふのである。

それでは筆者以外の東南アジア経済研究者は全員研究者として失

格だったのかというとそんなことはない。一九七〇年代初頭から、東南アジア経済に起りつつあった変化を的確にとらえ、その将来に希望を託した何人かの先駆者がいた。

その筆頭に挙げられるべき人は伊藤頼一氏であろう。氏は早くも一九七三年には「始業や終業の時刻を守る」ことができず、雨が降ると休「み」……突然欠勤し、あるいは退職」(伊藤：1173：186)として「み」……突然欠勤し、あるいは退職」(伊藤：1173：186)としていたタイ日系企業のワーカーが、最近では「技術が向上し作業能率も上昇した。始業終業の時刻が守られるようになり、出勤率が高くなつた。定着率も大幅に改善され、渡り鳥のように転々とする層が少く小部分に限られるようになった」とし、ワーカーが前工業化時代のそれからインダストリアリズムのワーカーに変わったことを克明に記録している。氏はまた、技術者や経営者についてもその近代化を評価し、読む者にタイ経済の将来が明るいことを印象づける。

先駆者の二人目は一九八〇年代初頭に東南アジア工業化の将来を的確に予言した篠原三代平氏である。氏は東南アジア諸国の総輸出に占める工業製品の比重が軒並み上がってきてることから、「アジア太平洋地域諸国相互の間には、……水平分業が今後大きく進展することは間違いない」とし、「東アジアや ASEAN 諸国はすべて今世紀中には低開発国レベルから「卒業」して中進国化する」と予言している(篠原：1981)。

先駆者の三人目はタイ経済史の研究者末廣昭氏である。詳しく引用するベースはないが、末廣氏は外資系企業による支配説を排し、「国内資本家グループが達成した経営上の革新」を評価し、華人資本家の商業資本的性向や家族企業的性向を過度に重視すること

を示唆している(Suehiro：1989：286)。

参考文献

伊藤頼一「日タイ合弁工業とタイ経済の近代化——その人的側面——」

六四・寿雄編『タイ経済発展の諸条件』アジア経済研究所、一九七三

年。

篠原三代平「水平分業の時代——アジア太平洋地域」日本経済新聞、一九八一年三月二一日。

Suehiro, Akira, *Capital Accumulation in Thailand, 1885-1985*, Center for East Asian Cultural Studies, 1989.

安場保吉「輸出振興に向ひ立へる東南アジアの開拓戦略」『日本経済新聞』一九七三年二月一八日。

安場保吉(1981a)「ASEAN の工業化と日本の対応」關口末夫編『日本の産業調整』日本経済新聞社。

安場保吉(1981b)「タイ輸出工業の発展」『東南アジア研究』一九七三

年。

矢野暢『日本の「南進」と東南アジア』日本経済新聞社、一九七五年。

Yoshihara, Kunio, *The Rise of Export Capitalism in Southeast Asia*, Oxford, Oxford University Press, 1988.

渡辺利夫『アジア経済はどう捉えるか』日本放送協会、一九八九年。

地域統合と国際分業

メリカ地域との相連を意識しながら、地域統合と地域経済の相互依存関係について分析を行う。

II 國際貿易の類型

第二次世界大戦後の国際貿易をめぐる重要な現象として、地域統合の展開と産業内貿易の増加の二つがあげられる。さらに一九八〇年代以降では、海外直接投資や多国籍企業の展開に伴う企業内貿易が国際貿易に大きな影響を与えてきた。

地域統合には、貿易障壁の排除、要素移動の自由化、国内経済政策の調整などを通じて実現される「制度的統合」と、市場を通じての経済的関係の深化によってもたらされる「非制度的統合」とがある。EC92 は前者の代表であるが、近年アジアには、急速な経済成長に伴う経済的相互依存関係の深化によって、後者の地域統合が進んでいる。

一方最近、アジア地域の貿易メカニズムについては他の地域のそれは異なるという主張がある。横田・今岡(1994)は、アジアにおける地域内貿易の拡大が、比較優位に基づく産業間貿易の増加と産業内貿易の増加とによってもたらされたことを指摘している。

そこで本研究では、一九八五~九〇年の日中間の産業内貿易と企

木 南 莉
莉 (筑波大学)
南 章
(Nagoya University)

に上昇している。しかし、一九九〇年の日本の対世界貿易における産業内貿易指数三〇・一%であるから、まだそれほど高い水準ではない。すなわち、アジアにおける地域内貿易は、産業内貿易よりも産業間貿易によって拡大されたのである。これは、地域内産業が産業内貿易に大きく依存しているEUの状況とは大きく異なっている。

産業内貿易は、主に中間財貿易と製品差別化貿易の存在に基づくと考えられる。いのうや中間財貿易は、比較優位性と規模の経済によつて引き起されるると考えられ、多様な中間財生産は異なる労働集約度と技術を要するため、一般に先進国と発展途上国との間で生じる。やがて、中間財貿易は中間財の差別化と工程間分業とに大別されるが、われわれは両者を判別する二つの指標を考案した。一つは中間投入指數（IM）であり、総貿易に占める中間投入物の割合と定義される。 X_{IABK} は A 國の K 産業が B 國から輸入した中間財であり、 X_{IBAK} は B 國の K 産業が A 國から輸入した中間財である。

$$IM_{ABK} = \frac{X_{IABK} + X_{IBAK}}{X_{ABK} + X_{BAK}} \times 100 \quad (2)$$

もう一つは、中間財の産業内貿易指數（IIT）であり、中間財貿易に占める産業内貿易の割合と定義される。

$$IIT_{BK} = \frac{|X_{IABK} + X_{IBAK} - |X_{IABK} - X_{IBAK}||}{X_{ABK} + X_{BAK}} \times 100 \quad (3)$$

以上の(1)(2)(3)式を計測するといつによつて、貿易わらには産業内貿易「高」「低」の判別基準は、IIT と IIM については1985年の日本の対世界貿易の産業内貿易指數 21.0%，IM については50%とした。

表1は、一九八五年日中國際産業連関表を用いて、各産業の IIT、IM、IIM を計算し、それをもとに貿易の類型化を行つたものである。表によれば、産業内貿易の割合が高い産業において、産業分業の特徴を有すると考えられる。そして IIT が高く IM が低い産業は、製品差別化の特徴を有すると考えられる。

表1は、一九八五年日中國際産業連関表を用いて、各産業の IIT、IM、IIM を計算し、それをもとに貿易の類型化を行つたものである。表によれば、産業内貿易の割合が高い産業において、産業内貿易は、化学工業、非鉄金属工業、サービス、その他軽工業では中間財の差別化に依存し、食品・タバコ製造業では工程間分業に依存し、織維産業では製品差別化に依存しているものと考えられる。

製品差別化は、さらに水平的差別化と垂直的差別化とに大別される。水平的差別化は、ブランド、デザイン、アフターサービス等により差別化され、付加価値や技術の水準に明確な序列がない場合である。水平的に差別化された製品同士の貿易は、規模の経済や消費者の嗜好の多様性に基づいており、主として先進国間で行われる。一方、垂直的差別化は主に付加価値、品質、機能のレベルで差別化されている場合である。垂直的に差別化された製品同士の貿易は、規模の経済に加え、技術水準や労働コストを中心とする生産コストの違いに基づいており、先進国と途上国との間に多くみられる。

製品差別化貿易について日本間の織維製品貿易を例にした考察結果は以下のとおりである。日本間の織維製品の産業内貿易は、一九八五年までは垂直的製品差別化の特徴を有していた。織維産業全体

の産業内貿易指數は一九八五年から九〇年にかけて上昇したが、それは二次製品ではなく中間生産物（糸・織物）の産業内貿易の増加によるものである。同期間に二次製品の産業内貿易指數は大きく低下、すなわち、日本間の織維産業の産業内貿易は垂直的製品差別化型から中間財貿易型へと変化した。この変化は、この間の円高と労働費増加による、日本の織維工業企業から中国への海外直接投資の急増によつて生じたと考えられる。また中間財貿易は、海外直接投資の増加に伴つて、しづしづ多国籍企業による企業内貿易の形態をとつてている。

III 海外直接投資と国際分業

日本企業の海外直接投資は一九六〇年代に始まり、一九八五年以降は円高を背景にアジア地域に焦点を当て急増した。このような海外直接投資の増加は日本間の貿易にも大きな影響を与えた。そこで、海外直接投資と産業内貿易との関係を明らかにするために、一二産業のデータをもとに、日本から中国への海外直接投資額（一九八五～九〇年の累計額：百万ドル）と日本間の産業内貿易増加率（一九八五～九〇年の増加率：%）との回帰分析を行つた。以下の計測結果は、日本から中国への海外直接投資が両国間の産業内貿易を促進したことと示している。

$$\text{産業内貿易増加率} = 120.995 + 6.668 \text{ 海外直接投資額}$$

$$\text{決定係数} = 0.414 \quad (0.23) \quad (2.66)$$

以上おやの分析によれば、アジア地域内における貿易の拡大は、

表1 日本・中国間の貿易の類型

貿易の類型	産業	IIT	IM	IIM
産業内貿易	中間財貿易	高	高	高
	中間財の差別化	80.63	62.31	55.13
	工程間分業	71.30	94.33	70.41
	その他の軽工業	71.65	91.58	65.68
	化学製品製造業	81.20	71.65	36.22
非鉄金属製品製造業	21.25	67.94	9.31	
サービス業	35.44	38.72	18.47	
製品差別化	農林漁業	0.52	91.56	0.55
	鉱業	0.94	99.03	0.95
	金属製品製造業	9.19	99.26	9.00
	機械・その他製造業	0.54	11.43	3.34
産業間貿易				

(注) International Input-Output Table, China-Japan, 1985, I.D.M., 1992 より計算。

IIT は総貿易額に対する産業内貿易額の割合を表す。

IM は総貿易額に対する中間財貿易額の割合を表す。

IIM は中間財貿易額に対する中間財の産業内貿易額の割合を表す。

IIM は中間財貿易額に対する中間財の産業内貿易の産業内貿易指數

「高」「低」の判別基準は、IIT と IIM については1985年の日本の対世界貿易の産業内貿易指數 21.0%，IM については50%とした。

一方で産業間貿易、もう一方で産業内貿易に依存している。より正確に言えば、産業間・企業間貿易（類型A）と産業内・企業内貿易（類型D）に依存しており、主に産業内・企業内貿易（類型D）に依存しているEUとは様相が異なる。また、国際分業の形態という観点からみると、アジアでは産業内貿易が垂直的統合（工程間分業）を基礎とする企業内貿易を通じた中間財貿易によって実現しており、産業内貿易が水平的統合（製品差別化）によるEUとは大きく異なる。さらに、国際貿易の伝統的理論では一般に海外直接投資による分業は国際貿易による分業に代替すると考えられており、実際、このような理論を基礎において、一九九二年一二月一七日のアメリカ・カナダ・メキシコの合意においても、海外直接投資の制限が含まれている。しかしながらさきの計測によれば、日中の海外直接投資と貿易との間には正の相関関係がみられ、アジアにおける海外直接投資と貿易は補完的な関係が存在する。これは、海外直接投資が貿易に代替するとされるEUやNAFTAとは対照的である。

四 アジアにおける地域統合

近年、多くの地域貿易協定の策定や拡大がみられ、地域内の貿易や要素移動の障壁が削減されてきた。アジア・太平洋地域でも複数の提案がみられるが、フォーマルな貿易協定はしばしば保護主義と貿易転換をもたらす恐れもある。一九八九年、APECは貿易・投資の促進、人的資本の開発、技術移転、エネルギー、輸送、観光などの分野でopen regionalismの形で、参加国が協力関係を進める

ことを目的として設立された。しかし、その枠組みはガットの多国間貿易交渉ではなく、限定された期間内の二国間交渉によるものであつた。

その一方、アジアでは中国経済圏と呼ばれる香港、台湾、中国南部の間の急速な統合がみられるが、この統合は政府の活動ではなく、中国の経済改革を契機とする自発的なものである。また、アジアにおける制度的統合の実現には、①アジア諸国とアメリカ・ヨーロッパとの間に高い相互依存関係がある。②アジア諸国間で経済・政治システムに相違があるという問題がある。さらにさきに明らかにしたように、アジア地域内における国際分業はヨーロッパおよび北アメリカ地域のそれとは大きく性質が異なっている。

したがって、本稿から導かれる一つの政策的インプリケーションは、アジア地域には必ずしも制度的統合は必要ではなく、WTOの多角的原理に基づく経済システムを志向し、市場を通じての統合を深めることが望ましいということである。

参考文献

横田一彦・今岡日出紀「アジアにおける貿易の相互依存構造」大野幸一編『経済統合と発展途上国—EC・NAFTA・東アジア』アジア経済研究所、一九九四年、三八一七七頁。

（付記）大会報告の際、座長の真継隆先生（名古屋大学）、予定討論者の島居昭夫先生（横浜国立大学）から貴重なコメントをいただきました。記して御礼申し上げます。

近代工業発展と国際経済政策調整

序 伝統的発想と政策手段

産業におけるこれまでの国際的な緊張関係は、関係国が同一産業の発展を指向する戦略目標を追求し、二〇世紀には、加工産業の発展と国際間の技術の模倣が行われてきたことによる。同一の産業、或いは関連産業に関する技術・経営の国際間における模倣が行われているにも拘らず、かかるに国際間・産業間並びに企業間において統一的な産業政策の形成が不十分であり、相互の連絡調整が稀薄であった。国民国家により、恣意的に関税、非関税障壁が強められ、国際交流が阻害される傾向がみられた。かつては資源配分に好都合という狭い視野からの措置に限定される傾向もあった。今後は、発想の転換により国際的な政策調整と規制の政策手段に関する再点検が求められている。本報告は、以下の二点を明らかにすることを目指している。

第一は、一つのシステム産業としての近代産業の国際事業展開の実態を解明し、企業、産業のロジスティクスによる有機的な事業展開方式の重要性を確認することである。さらに、国際的な経済政策

の調整の基準を提示することも意図された。

第二は、経済活動の性格を反映する技術革新論、即ち内生的技術革新論を中心に、技術移転の意義を確認し、その成果を今後における国際経済政策論の中心的な手段とすることがある。

一 近代工業成立の条件、組織化された産業活動

影 山 健 一

（千葉商科大学）

近代産業の条件としては、以下の諸点が挙げられる。
(1) 製造方式に関して大量生産方式が確立されていることである。本格的工場生産、ベルトコンベアなどによる大量生産方式の確立が、そこでは前提とされている。

(2) 他の産業活動に対して大きなインパクトを与える組織化された生産活動が展開されていることである。そこでは系列関係・下請関係の進展、有効需要の誘発効果がみられる。

(3) 雇用される労働者の中心が熟練労働者から未熟練労働者に転換し、労働形態も協業から分業に転換していることである。そこででは、労務管理も科学的の管理方式で展開され、人間を怠惰なものと見なして、細かいマニュアルによる労働者の管理が行われることである。

(4) 企業行動、産業活動、政府の経済政策との調整のなされること

とであり、さらに多くの企業間における組織的なシステムが確立し、有機的な協調が行われていることである。

II 日本の産業政策の特色・欧米諸国との比較

欧米諸国と比較した日本における産業政策の大きな特色は、雇用拡大、物価安定といった経済政策目標の追求においてきわめて効率的な運営がなされてきたという点にある。その結果として、公共性、公平・正義、並びに競争といった経済政策の枠組み並びに基準に対する考慮をすることなしに、目標の追求に力を集中してきたのが日本の経済政策の特徴といえる。これこそ、今日の国際経済摩擦の原因となってきた。

III 欧米諸国における産業政策の特色

以下は、日本と比較した場合における欧州諸国における産業政策の特色である。

- (1) 日本では企業活動がシステムとして機能する体系が確立されおり、政策の目標たる雇用拡大のために政策手段は有機的に機能してきた。しかし欧州諸国においては経済主体の間の協調関係が欠けており、経済組織間の有機的な連関関係がみられなかつた。
- (2) 産業活動においては、近代的産業を育成するという戦略的な視点がなく、組織的な産業間の有機的な連関関係、提携関係の欠けていたことである。それは、換言すれば、企業間における有機的な提携関係を強める体制の確立されなかつたことである。
- (3) 製造業における人間労働の利用方法に関する欠陥が目立つて

約して解説する。

(1) 収穫過増と均衡

ローマ・モデルの特色の一つは、新古典派モデルが技術革新の外部性を強調してきたのに対し、経済・経営システムの中から技術革新が発生すること、即ち、技術革新の内生的説明を試みていることである。

第二は、知識の生産性を強調し、それが資本、労働力とともに、生産の増加に寄与するという事実を示していることである。知識資本の持続的な成長が前提されている。

第三に、知識という生産要素が非競合性を持つことを前提として、収穫過増の生産関数が想定されていることである。一般に規模に関する収穫過増の性質を生産関数が持つ場合には、独占企業の発生によつて完全競争均衡の仮定が成り立たなくなるとわかつた。そこでは、生産要素が非競合性を持つと仮定するににより、収穫過増の仮定を導入すると競争均衡が存在することを提示した。また、競争均衡のゆゑで、一人当たりの消費並びに知識資本が持続的に成長する可能性を示した。

(2) 國際政策調整とクルガードル

従来、経済発展論、経済開発論、あるいは、経済政策という研究分野の間の調整が円滑に進行するところとはなかつた。また、国際経済学の分野にそつした三分野との連携もみられなかつた。経済成長理論においては、公的政策当局の介入の意義が軽視され、それは研究の直接の対象とはされてこなかつた。これに対し、本モデルでは経済発展に及ぼす政策当局による開発政策が大きな役割を与

いた。単純労働の組織化による大量生産方式の確立が近代産業の特色とされているが、それには、労働生産方式におけるティラーライズムの確立が前提となる。労務管理において、英國企業を初め欧州企業においては、ティラーライズムが浸透することがなかつた。

(4) 国民の間に、企業並びに産業に対する育成の視点の欠けてい

たことである。

IV

国際経済調整による脱成熟化を促進するための経済政策の手段

第一に、産業政策は、一つの国際的な重要産業の発展のために、多くの産業における脱成熟化(de-maturity)を図り、協調して国際的連携を保つことである。

第二は、産業发展に向けたロジスティクスを確立し、戦略産業發展の目標と手段に応じた情報交換と調整並びに国家間の協調体制を確立することである。

第三は、

経済活動の国際的協調を強めうるように、国民国家の主権を制限して、政治システムの統一化を図つていくことである。日本本の規制緩和などが要請されている。

五 技術革新論の新たな流れと課題

一九八〇年代も後半に入つて、技術革新論には新たな動きがみられる。それは、技術革新を経済とか経営のなかから発生するものとみなして、経済活動との連関関係を究明しようとするものである。いわば、これらの学説を提起する代表的な理論家の発想を要

参考文献

- [1] Galbraith, J. K., *The New Industrial State*, Boston, Houghton Mifflin Company, 1934.
- * OECD, *Industrial Policy in OECD Countries*, Annual Review, 1992.
- * OECD, *Positive Adjustment Policies*, Paris, 1978.
- [2] Oliver, Nick and Wilkinson, Barry, *The Japanization of The British Industry*, Oxford and New York, Basil Blackwell Ltd., Second edition, 1994.
- * Morris, Jonathan and Imrie, Rob, *Transforming Buyer-Supplier Relations: Japanese-Style Industrial Practices in a Western Context*, London, Macmillan Academic and Professional Ltd., 1992.
- [3] Romer, Paul, E., *Increasing Returns and Long-Run Growth*, *Journal of Political Economy*, Vol. 94, No. 5, Oct. 1986.
- * Romer, Paul M., *Crazy Expectations for the Productivity Slowdown*, Fischer Stanley ed., NEBR *Macroeconomics Annual 1987*, The MIT Press, Cambridge MA, London,

* Grossman, Gene, M. Endogenous Product Cycles, *NBER Working Paper*, No. 2913. 1989.

* Krueger, Anne, O. and Orson, David, Impact of Government on Growth and Trade, *NBER Working Paper*, No. 3545, 1990.

* 斎藤優『技術開発論：日本の技術開発とグローバル政策』文眞館、一九八八年。

* 渡部経彦・筑井義吉『経済政策』岩波書店、一九七一年。

* 加藤寛・黒川和美編『政府の経済学』有斐閣、一九八七年。

* 指著『トム・タシステムの研究～日本自動車産業論』産能大学出版部、一九九三年。

* 指稿「経済政策の目標と日本産業の発展要因～戦略産業育成のためのシステム形成」『千葉商大論叢』第三十一卷第四号、一九九五年三月号。

* 指稿「日米経済摩擦と国際経済政策調整」『世界経済評論』一九九四年一二月号。

* 指稿「欧州自動車産業における経営戦略と労使関係」日仏経営学会編『日仏経営会議』第一二号、一九九〇年。

(付記) なお、本報告に対しても、斎藤優中央大学教授より貴重な論評を賜った。当曰、報告者に対するコメントから數衍され、同教授のかねてより主張されている技術革新に関するN-Sモデル

東南アジアの経済発展と都市環境監査

仲 上 健一

〈立命館大学〉

1 都市問題と都市成長管理

都市において人間は環境と共に生することが求められている。都市は、人間が環境へ人間の視点で働きかけたものの集大成である。人間の構想力・技術力の増大や産業技術の革新により都市そのものが大きく変化してきた。都市機能の巨大化・複雑化によって、都市は自然と対立する人工システムへと変貌しつつある。人間の経済活動の急激な膨張の結果、新たな都市環境問題が発生した。

現在の都市の形成過程において、種々の都市開発整備の手法が開発され、都市は成長を続けてきた。われわれはこの都市成長の成果を享受し、さらにより高い快適環境を求めるようとしていた。都市生活のグレードをあげるために、より人間的な精神を取り戻すために、都市交通システム、上下水道システム、電気・ガス等のライフラインやインフラストラクチャーの整備に厖大な国家財政が投入されてきた。さらには、都市景観・歴史的街並み、都市緑化等の保全にもてる力が都市にそそがれてきた。深刻な都市問題が指摘され、厳しいコンフリクトが存在する中でも、個々の課題に対して行政・市民による地道な努力がなされてきた。その結果として経済発展を支える都市に人口、そして資産が集中してきた。この都市成長の傾

に向して、アメリカでは一九八〇年代から、これまでの都市計画の考え方を反省をこめて、「都市成長管理」という計画手法が提唱されている。これば、都市開発のスピード、量、タイプ、場所、コストなど都市づくりに関係するあらゆる要素を積極的に規制・誘導する都市政策である。

II 東南アジアにおける経済発展・工業化と環境影響

インパクト

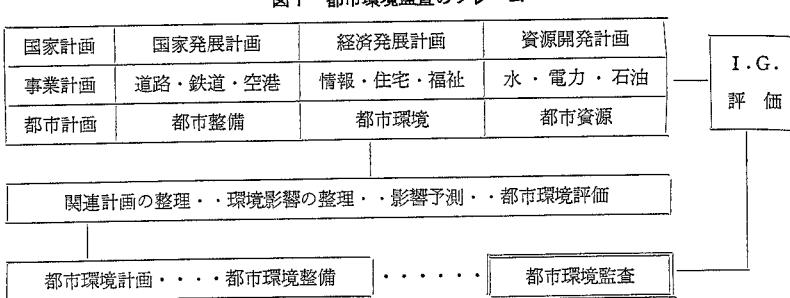
東南アジアの都市問題、環境問題は日本より深刻な状況である。「東南アジアの奇跡（世界銀行）」と世界で最も有望な経済発展地域と注目されている東南アジアは、一方では「あまりにも高すぎる急成長の代償」と深刻な都市問題が発生している。そこでは、急激な工業化や急速な都市化の進行に対して、自然資源の喪失や環境悪化に伴う健康被害の発生等とともに、慢性的な環境サービスやインフラストラクチャーの整備の遅れが見られる。これにともなって、都市環境が加速度的に悪化するという悪循環が存在するのである。とくに、工場・都市からの廃棄物、河川・湖沼・海域における水質汚染、都市域・道路沿線における大気汚染、さらには歴史的・文化的な環境の崩壊等さまざまな環境インパクトが指摘される。この経済成

長による都市環境破壊は、戦争による都市破壊よりも厳しい。その結果として、東南アジアにおける諸都市において、公衆衛生、大気汚染、居住環境、交通環境、治安、教育等の環境要素を尺度とした場合、都市はますます住みにくくなっている。しかしながら、このような問題を温存しながら東南アジアの都市においてはますます人口が集中し、三〇以上もの巨大都市圏の出現が予測されている。国家が健全に経済発展するためには、都市環境問題の解決が求められる。

東南アジアにおける都市問題を解決するインタレスト・グループとして、次の四つが考えられ、それぞれの機能は次のとおりである。

- ① 中央政府・国民意識統合の促進。国全体の経済発展システムの確立。
- ② 地方政府・環境サービスの整備・運営。市民の健康管理。環境に配慮した都市の形成。
- ③ 市民・企業・都市環境形成への参加。都市環境監査の実施。
- ④ 國際的ネットワーク・国連、政府開発援助、國際的交流。これらのインターネット・グループの機能・役割は、環境をキーワードとして、東南アジアの諸国や諸都市において、個別的に、また相互関係においてもその機能は高まりつつある。

東南アジアにおける研究対象都市地域として、都市環境問題、人口規模、日本との研究共同可能性等を考慮して、次の四都市を選定した。それぞれの都市における都市環境改善の現状と課題は次のとおりである。



え方を都市計画に導入することは極めて有効であろう。東アジアにおいては、都市計画をこの方式により都市環境改善事業を進めていくとする動きは始まりつつある。

都市環境創造の方式とである

『都市環境監査』のフレームは、

図1のとおりである。

都市環境改善事業計画において、地域住民の要望・意見を的確に反映することにぎりぎり重要な課題である。しかしながら、時間的に限定された都市環境改善事業計画においては、この要件を満たすことがきわめて困難な場合が多い。しかし、都市の形成は短期的にも、また長期的にも、都市環境を形成する主体（市民・企業・行政・公共事業体）の意思が反映され、また主体者間のコンフリクトがどのように解決されるかが制度的にも保障されなければならぬ。

い。都市の形成においては主体者の個別の行動基準だけでなく、主体者の行動の結果が都市の環境・安全にどのように影響を与えるかが判断できる技法・制度として都市環境監査制度が考えられる。都市環境監査の目的は、「都市づくりにおける事業主体の行動の方針と運営が、都市の環境・安全にどのように貢献するかを判断すること」である。

四 持続可能な都市開発システムの創造

都市は居住者、就業者、来訪者に対する快適な空間創造を提供することによって、活力や豊かさをとりもどすことが可能となり、現在進行しつつある都市の衰退を回避することができる。しかし、それがだけで持続可能な都市空間が創造される保証はない。都市は、自然資源が持つ自己復元力（種の保存に従って再生・順応する力）と同様の自己更新（再生）力を都市構造の中に自ら持たなければ、持続可能ではないと考えられる。大都市では、ゴミ問題や産業公害問題を周辺都市、海、河川に矛盾を周辺環境へおしつけて発展してきた。この構造を変えなければ、都市と隣接する都市間の公平で協調的な地域発展はできないであろう。

持続可能な都市開発を構築する要素として、生命系の保全、適正な経済成長、健全な社会システムがあげられる。これまでの都市は、経済効率性を主要な基準として、生成・発展・衰退というパターンを繰り返してきた。都市の活動を持続させ快適な環境を創造することに力点をおいた都市間競争に勝ち残るという視点ではなく、新

① スラバヤ市（インドネシア）
人口二四〇万人、インドネシア第二の都市。生活環境問題が深刻。国家開発計画に居住環境対策（KIPカンボン改善計画）を位置付け。

② セブ市（フィリピン）
人口一二七万人、東南アジアの代表的な観光地。輸出加工区地区が発展。マスタープランが九四年八月策定。工業化で水資源・環境問題が悪化。

③ コラート市（タイ）
人口二四〇万人、タイ東北部の貧困地帯における工業地帯を形成。タイ東北部への通過自動車交通による大気汚染や渋滞。

④ ハノイ市（ベトナム）
人口二六八万人、「ドライモイ」政策による市場経済化の動きが急激。経済発展に伴い、旧市街地が変貌。経済発展による環境インパクト配慮。生活環境不備。